

名古屋市公報

平成23年 8月10日

第919号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 発行所 名古屋市役所
 電話〔052〕972-2246
 編集兼 名古屋市総務局
 発行人 行政改革推進部法制課長

目

次

ページ

告

示

- 名古屋都市計画用途地域の変更 (住都・都市計画課) (第353号) 3
- 名古屋都市計画高度地区の変更 (住都・都市計画課) (第354号) 4
- 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更 (住都・都市計画課) (第355号) 5
- 名古屋都市計画風致地区の変更 (住都・都市計画課) (第356号) 6
- 名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第1の区域の指定 (住都・都市計画課) (第357号) 7
- 名古屋都市計画公園の変更 (住都・都市計画課) (第358号) 9
- 名古屋都市計画墓園の変更 (住都・都市計画課) (第359号) 11
- 名古屋都市計画地区計画の決定 (住都・都市計画課) (第360号) 12
- 名古屋都市計画地区計画の変更 (住都・都市計画課) (第361号) 13
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退 (健福・障害企画課) (第362号) 14
- 市営住宅及び定住促進住宅入居希望者の公募並びに入居者決定の抽せん (住都・住宅管理課) (第363号) 15
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第364号) 24
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第365号) 25
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第366号) 26
- 名古屋市土原土地区画整理組合の理事の退任の届出 (住都・区画整理課) (第367号) 27
- 有料公園施設の供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第368号) 28
- 家賃算定にかかわる利便性係数について (住都・住宅管理課) (第369号) 29
- 道路位置の指定 (住都・建築審査課) (第370号) 32

教 育 委 員 会 告 示

- 教育委員会臨時会の開催について (第21号) 33

交 通 局 告 示

- 料金等徴収事務の委託について (第20号) 34

監 査 公 表

- 平成23年監査公表 (第6号) 42

外 部 監 査 公 表		
○ 平成23年外部監査公表	(第3号)	56
公 告		
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	134
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	135
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	137
雑 報		
○ 名古屋市人事委員会の人事異動	(人事・審査課)	139

名古屋市告示第 353号

名古屋都市計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画用途地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成23年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 354号

名古屋都市計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画高度地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成23年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 355号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成23年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 356号

名古屋都市計画風致地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画風致地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成23年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

2 都市計画を変更する土地の区域

東山風致地区 名古屋市千種区池上町、鹿子町、鹿子殿、唐山町、清住町、新池町、園山町、高峯町、天白町大字植田字植田山、東明町、徳川山町、田代町字鹿子殿、字瓶杵及び字唐山、仁座町、猫洞通、萩岡町、東山通、東山元町、日和町、平和公園一丁目、平和公園二丁目、平和公園三丁目、星が丘元町、星が丘山手並びに本山町
昭和区高峯町、妙見町、山手通及び八事富士見
名東区猪高町大字高針字荒田及び字大久手、植園町、山香町、にじが丘、藤巻町、平和が丘一丁目、平和が丘二丁目並びに平和が丘三丁目
天白区天白町大字植田字植田山並びに大字八事字裏山及び字山田

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 357号

名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第 1の区域の指定

平成 8年名古屋市告示第 213号（名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第 1の区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成23年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

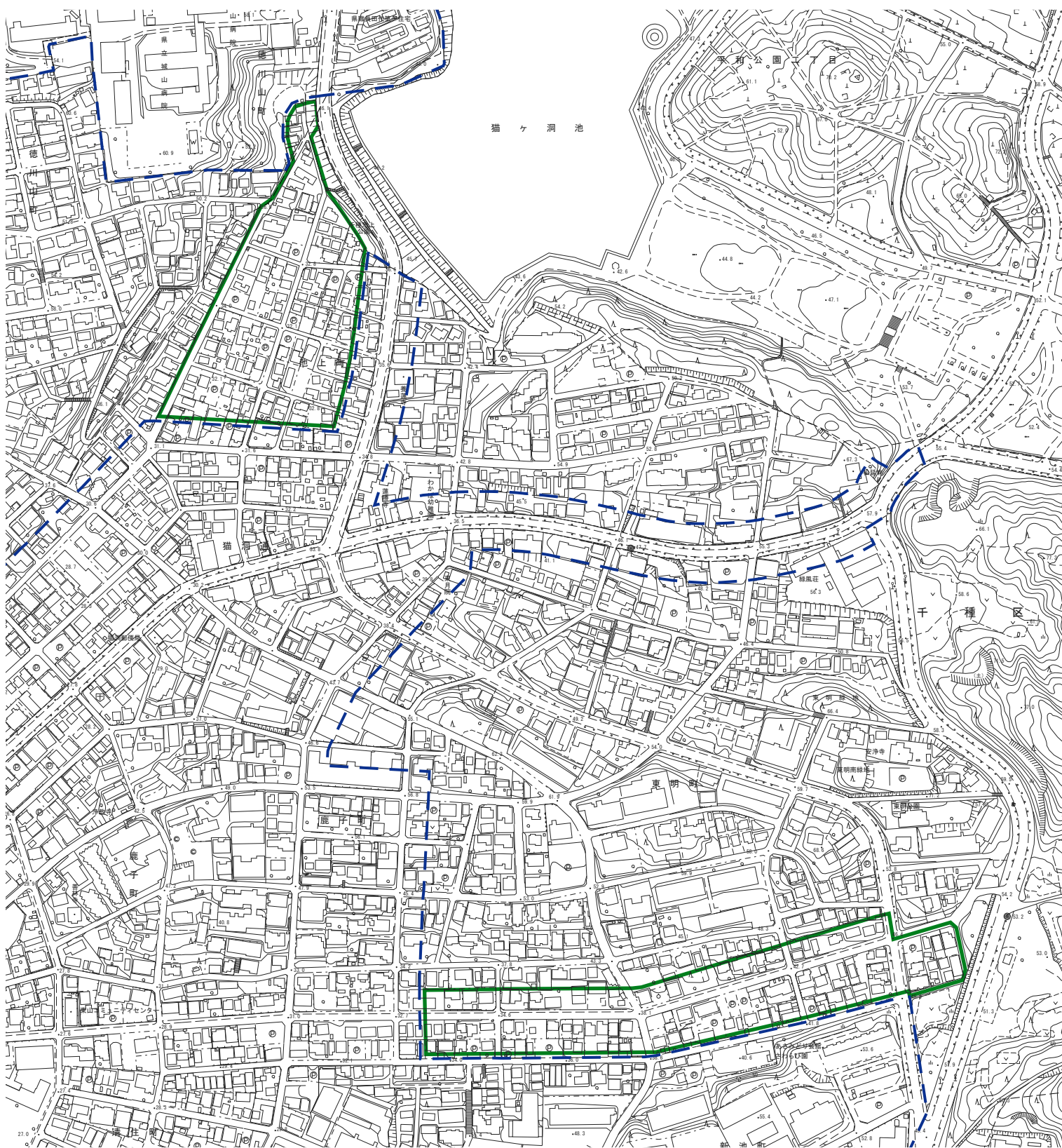
図面 3を次のように改める。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

図面 3

東山風致地区

1/5,000



凡例

風致地区界



名古屋市風致地区内建築等規制条例
別表第1の規定により、市長が指定する区域



名古屋市告示第 358号

名古屋都市計画公園の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画公園を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成23年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

第 3・ 3・ 24号鳴海公園 名古屋市緑区鳴海町字姥子山及び字尾崎山

第 4・ 4・ 24号桶狭間公園 名古屋市緑区桶狭間神明

第 5・ 5・ 2号中村公園 名古屋市中村区本陣通 5丁目、東宿町 1丁目及び 2丁目、日比津町字南諏訪野並びに中村町字河原、字高畑、字茶ノ木、字待屋及び字木下屋敷

第 5・ 5・ 10号熊野公園 名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉及び字熊ノ前

第 6・ 5・ 1号瑞穂公園 名古屋市瑞穂区田辺通 3丁目及び 4丁目、師長町、萩山町 3丁目及び 4丁目、山下通 5丁目並びに豊岡通 3丁目

第 6・ 4・ 3号熱田公園 名古屋市熱田区旗屋一丁目

第 8・ 4・ 2号笠寺公園 名古屋市南区貝塚町、見晴町、白雲町及び弥生町

第 2・ 2・ 442号中島町公園 名古屋市中村区中島町 2丁目

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 359号

名古屋都市計画墓園の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画墓園を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成23年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画墓園

2 都市計画を変更する土地の区域

第 1号東墓園 名古屋市千種区富士見台 5丁目、鹿子殿、平和公園一丁目、平和公園二丁目、平和公園三丁目、田代町字鹿子殿及び字瓶杣、池上町 1丁目、東明町 1丁目及び 7丁目並びに新池町 2丁目
名東区平和が丘一丁目、平和が丘二丁目及び平和が丘三丁目

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 360号

名古屋都市計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成23年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 見晴台地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

名古屋市南区見晴町、貝塚町、若草町及び白雲町の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 361号

名古屋都市計画地区計画の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成23年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 鳴海団地地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市緑区鳴海町字姥子山、字尾崎山及び字細根の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 362号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

平成23年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	松下 正矢	肢体不自由
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	榊原 友珠	視覚の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	近藤 峰生	視覚の機能障害
協立総合病院 (熱田区)	柳田 明伸	肢体不自由
名古屋共立病院 (中川区)	春木 伸裕	ぼうこう直腸及び小腸 の機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 363号

市営住宅及び定住促進住宅入居希望者の公募並びに入居者決定の 抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項及び名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第 46号。以下「定住条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅及び定住促進住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、市営住宅においては、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、住宅条例第 8条第 2項の規定により、定住促進住宅においては、入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、定住条例第 7条第 1項の規定により、それぞれ入居者決定の抽せんを行います。

平成23年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成24年 2月29日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号

に規定する暴力団員でないこと。

(6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

(7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は定住条例第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者については10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条第1項で定める者は5年）を経過しない者がいないこと。

(8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所・区役所支所、名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所並びに住まいの窓口

(2) 日時

ア 区役所・区役所支所

平成23年8月19日（金）から8月31日（水）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、20日（土）、21日（日）、27日（土）及び28日（日）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成23年8月19日（金）から8月31日（水）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、木曜日は午後7時まで。また、20日（土）、21日（日）、27日（土）及び28日（日）を除く。

ウ 住まいの窓口

平成23年8月19日（金）から8月31日（水）までの午前10時から午

後 7時まで。ただし、24日（水）及び25日（木）を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成23年 8月22日（月）から 8月31日（水）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号
名古屋市中区役所講堂

(2) 日時

平成23年 9月21日（水）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 221戸

(2) 改良住宅

空家住宅 7戸

第 2 市営住宅・子育て向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に小学校就学前の子がいる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

- (1) 公営住宅
空家住宅 100戸
- (2) 改良住宅
空家住宅 1戸

第 3 市営住宅・多家族及び多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅
空家住宅 12戸

第 4 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)の資格を有し、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

- (1) 60歳以上の者（昭和31年 4月 1日以前に生まれた者を含む）
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 3級までのもの

- (4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度が 1度から 4度までのもの
 - (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの
 - (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (7) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
 - (8) 海外からの引揚者で引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
 - (9) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条の規定によるハンセン病療養所入所者等
 - (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
 - (11) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する給付を含む。）を受けている者
- 2 申込み用紙の交付
 - 第 1の一般向けと同じ。
 - 3 申込みの受付
 - 第 1の一般向けと同じ。
 - 4 抽せん
 - 第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 59戸

(2) 改良住宅

空家住宅 8戸

第 5 市営住宅・多回数落せん者世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成17年度第 2回一般募集から平成23年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅及び定住促進住宅の（名古屋市営以外のものを含む）入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 8戸

第 6 市営住宅・多回数落せん者単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成17年度第 2回一般募集から平成23年度第 1回一般募集までの落

せん回数が20回以上であること。

(2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向けの資格のうち (2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10) 及び (11) のいずれかの資格を有すること。

(3) 市営住宅及び定住促進住宅の（名古屋市営以外のものを含む）入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 8戸

改良住宅

空家住宅 2戸

第 7 市営住宅・高齢者向け改善住宅・世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、申込み世帯員全員（申込者の配偶者を除く。）の年齢が60歳以上であること。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1戸

第 8 市営住宅・高齢者向け改善住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ、60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1戸

第 9 定住促進住宅・一般向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (2)、(4)及び (5)の資格を有し、かつ、名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 115号）第 5条に規定する基準の収入があつて、独立の生計を営み、定住条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

空家住宅 13戸

6 その他

申込者のなかった住宅については、先着順受付の対象とする。

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 364 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対するものを指定し、平成23年1月1日以後に支出する寄附金について適用します。

平成23年8月2日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
学校法人名進研学園	名古屋市昭和区藤成通三丁目13番地

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 365 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対するものを指定し、平成23年4月1日以後に支出する寄附金について適用します。

平成23年8月2日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社	名古屋市千種区吹上二丁目6番3号

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 366 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対するものを指定し、平成23年5月17日以後に支出する寄附金について適用します。

平成23年8月2日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
社会福祉法人さいわい会	名古屋市港区名四町 178 番地 2

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 367号

名古屋市土原土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市土原土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

平成23年 8月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
青 山 富 次	名古屋市天白区高坂町81番地
岡 島 淳 一	愛知県碧南市鶴見町 4丁目11番地

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市告示第 368号

有料公園施設の供用時間の変更について

平成23年名古屋市告示第 342号（有料公園施設の供用時間の変更について）の一部を次のとおり訂正します。

平成23年 8月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

3施設名称及び変更内容の表中

「

緑橋南駐車場	午後 8時45分から	午後 8時45分から
植田山駐車場（東山公園）	午後 5時まで	午後 8時30分まで

」

を

「

緑橋南駐車場	午前 8時45分から	午前 8時45分から
植田山駐車場（東山公園）	午後 5時まで	午後 8時30分まで

」

に訂正する。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 369号

家賃算定にかかわる利便性係数について

平成23年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 2項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

平成23年 8月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種 の住宅の 家 賃
永金荘		101号、104号、 201号、203号、 204号、301号、 303号、304号、 401号、403号、 404号、501号、 503号、504号、 601号、603号及 び604号	0.9579	0.9969	1.0000	86,300円
		102号、105号、 202号、205号か	0.9579	0.8307	1.0000	71,900円

		ら207号まで、 302号、305号か ら307号まで、 402号、405号か ら407号まで、 502号、505号か ら507号まで、 602号及び605号 から607号まで				
		106号及び107号	0.9579	0.8553	1.0000	75,300円
仲田荘	3棟	102号から105号 まで、110号、 111号、202号か ら205号まで、 210号、211号、 302号から305号 まで、310号、 311号、402号か ら405号まで、 410号、411号、 502号から505号 まで、510号、 511号、602号か ら605号まで、 610号及び611号	0.9592	0.9846	1.0000	77,900円
		101号、201号、 301号、401号、 501号及び601号	0.9592	1.1461	1.0000	90,700円

		107号から109号 まで、207号か ら209号まで、 212号、307号か ら309号まで、 312号、407号か ら409号まで、 412号、507号か ら509号まで、 512号、607号か ら609号まで及 び612号	0.9592	0.8307	1.0000	65,700円
		106号、206号、 306号、406号、 506号及び606号	0.9592	0.6507	1.0000	51,500円
		112号	0.9592	0.8861	1.0000	70,500円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 370号

道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

その関係図書は名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課において、一般の縦覧に供します。

平成23年 8月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第 1項第 5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日及び番号

平成23年 8月 5日 第 2号

3 指定道路の位置

名古屋市守山区小幡四丁目 113番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

延長20.001メートル

幅員 4.000メートル

名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課

名古屋市教育委員会告示第21号

教育委員会臨時会の開催について

平成23年 8 月 5 日午前 9 時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し、次の議件を付議します。

平成23年 8 月 1 日

名古屋市教育委員会委員長 坂 井 克 彦

平成24年度使用教科用図書の採択について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局告示第 20 号

料金等徴収事務の委託について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、名古屋市交通事業の料金等徴収事務を次のとおり委託しましたので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

なお、平成 16 年名古屋市交通局告示第 10 号（料金等徴収事務の委託について）は、廃止します。

平成 23 年 8 月 1 日

名古屋市交通局長 長谷川 康 夫

委託の相手方	徴収を委託した料金等
名古屋鉄道株式会社 名古屋市中村区名駅 一丁目 2 番 4 号	(1) 乗車料金 ア 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和 28 年名古屋市交通局管理規程第 35 号。以下「乗合規程」という。）に規定する定期券、一日乗車券、高年齢者割引全線定期券、学生定期券及び割引全線定期券の料金 イ ガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程（平成 13 年名古屋市交通局管理規程第 5 号。以下「ガイドウェイバス規程」という。）に規定する定期料金、割引通勤定期料金及び学生定期券の料金 ウ 高速電車乗車料条例施行規程（昭和 54 年名古屋市交通局管理規程第 13 号。以下「高速規程」という。）に規定する普通券、定期券、団体乗車券、一日乗車券、学生定期券及び臨時普通券の料金 エ 割引連絡定期券等の料金等を定める規程（昭和 49 年名古屋市交通局管理規程第 15 号。以下「割引連絡規程」という。）に規定する割引連絡定期券、共通一日乗車券及び共通全線定期券の料金

	オ ICカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第1号。以下「ICカード規程」という。）に規定するICカード乗車券の料金 (2) 手数料 前号に係る還付等の手数料
株式会社名古屋交通 開発機構 名古屋市昭和区御器 所通3丁目12番地	(1) 乗車料金 ア 乗合規程に規定する普通券、定期券、一日乗車券、高齢者割引全線定期券、臨時普通券、割引券、学生定期券及び割引全線定期券の料金 イ ガイドウェイバス規程に規定する定期料金、割引通勤定期料金及び学生定期券の料金 ウ 高速規程に規定する定期券、一日乗車券、学生定期券及び臨時普通券の料金 エ 割引連絡規程に規定する割引連絡定期券、共通一日乗車券及び共通全線定期券の料金 オ ICカード規程に規定するICカード乗車券の料金 (2) 手数料 前号に係る還付等の手数料 (3) 駐車料金 交通局駐車場の駐車料金 (4) 交通局関連商品の販売代金 (5) 広告料金 (6) マナカ電子マネーに係る徴収金 (7) マナカチャージ券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第5号）に規定するマナカチャージ券の販売代金
名古屋ガイドウェイ バス株式会社 名古屋市守山区竜泉 寺二丁目301番地	ガイドウェイバス規程に規定する乗車料金及び学生定期券の料金
名鉄バス株式会社 名古屋市中村区名駅 一丁目2番4号	(1) 乗車料金 ア 乗合規程に規定する普通券、一日乗車券、家族割引普通券、臨時普通券及び割引券の料金並びに

	乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程（昭和５０年名古屋市交通局管理規程第１３号）附則に規定する貸切自動車の運賃及び料金並びに同規程附則の規定による乗客が負担すべき料金 イ 深夜バス系統に係る乗車券の料金等を定める規程（平成２年名古屋市交通局管理規程第９号）に規定する普通券及び割引券の料金 ウ ガイドウェイバス規程に規定する普通料金及び割引普通料金並びに臨時普通券の料金 エ 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金 オ ＩＣカード規程に規定するＩＣカード乗車券の料金 (2) 手数料 前号に係る還付の手数料
名古屋臨海高速鉄道株式会社 名古屋市港区十一屋一丁目４６番地	ＩＣカード規程に規定するＩＣカード乗車券の料金
三重交通株式会社 三重県津市中央１番１号	(1) 乗車料金 ア 乗合規程に規定する普通券、一日乗車券、家族割引普通券、臨時普通券及び割引券の料金並びに乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程（昭和５０年名古屋市交通局管理規程第１３号）附則に規定する貸切自動車の運賃及び料金並びに同規程附則の規定による乗客が負担すべき料金 イ 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金 ウ ＩＣカード規程に規定するＩＣカード乗車券の料金 (2) 手数料 前号に係る還付の手数料
日本通運株式会社 東京都港区東新橋一丁目９番３号	(1) 乗車料金 ア 乗合規程に規定する定期券、一日乗車券、高齢者割引全線定期券、学生定期券及び割引全線定

	期券の料金 イ ガイドウェイバス規程に規定する定期料金、割引通勤定期料金及び学生定期券の料金 ウ 高速規程に規定する普通券、定期券、団体乗車券、一日乗車券、学生定期券及び臨時普通券の料金 エ 割引連絡規程に規定する割引連絡定期券、共通一日乗車券及び共通全線定期券の料金 オ ICカード規程に規定するICカード乗車券の料金 (2) 手数料 前号に係る還付の手数料
アールエヌティーホテルズ株式会社 東京都千代田区神田神保町二丁目22番	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
アパホテル株式会社 東京都港区赤坂三丁目2番3号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
株式会社稲穂 名古屋市中村区椿町15番13号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
株式会社エスクリ 東京都港区南青山三丁目2番5号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
有限会社オース 名古屋市中区大須二丁目24番45号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
株式会社グリーンズ	乗車料金

三重県四日市市浜田町5番3号	(1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
国家公務員共済組合 連合会 東京都千代田区九段南一丁目1番10号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
有限会社寿 名古屋市中区平和一丁目3番1号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
有限会社三晃イノヴェート 名古屋市中村区太閤三丁目10番6号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
株式会社城野 名古屋市中区栄二丁目2番26号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
宝交通株式会社 名古屋市熱田区神宮四丁目7番27号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
中央出版株式会社 名古屋市名東区一社四丁目165番地	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
株式会社東横イン 東京都大田区新蒲田一丁目7番4号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
株式会社ナカモサンルート	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金

名古屋市中村区名駅 二丁目４３番６号	(2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
株式会社ナゴヤキャ ッスル 名古屋市中村区樋の口 町３番１９号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
有限会社ナゴヤグラ ンドホテル 名古屋市中村区椿町 １７番２１号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
日東エフシー株式会 社 名古屋市中村区いろは 町一丁目２３番地	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
日本私立学校振興・ 共済事業団 東京都千代田区富士 見一丁目１０番１２ 号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
株式会社パークホテ ルつちや 名古屋市中村区則武 二丁目１６番２号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
春好観光株式会社 福島県福島市栄町２ 番３６号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
株式会社フォーブス 東京都千代田区神田 小川町一丁目１番地	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
株式会社ベストブラ イダル	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金

東京都渋谷区東三丁目 11 番 10 号	(2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
有限会社星野観光 名古屋市中村区椿町 13 番 12 号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
有限会社ホテル寿 名古屋市中村区椿町 2 番 15 号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
株式会社ホテルプリ シード名古屋 名古屋市中区栄四丁 目 6 番 1 号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
株式会社名鉄グラン ドホテル 名古屋市中村区名駅 一丁目 2 番 4 号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
リゾートソリューション株式会社 東京都新宿区西新宿 六丁目 24 番 1 号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
リゾートトラスト株 式会社 名古屋市中区東桜二 丁目 18 番 31 号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
ルートインジャパン 株式会社 東京都品川区大井一 丁目 35 番 3 号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
株式会社レオパレス 21 東京都中野区本町二	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金

丁目５４番１１号	(3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
株式会社ローズコー トホテル 名古屋市中区大須四 丁目９番６０号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
ワシントンホテル株 式会社 名古屋市中区錦三丁 目２３番３号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
株式会社日本旅行 東京都港区新橋二丁 目２０番１５号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
ジェイアール東海バ ス株式会社 名古屋市中川区小本 三丁目１０３番地	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する一日乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

平成23年監査公表第6号

地方自治法第 199 条第12項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年8月4日

名古屋市監査委員	斎藤 まこと
同	荒川 和 夫
同	吉井 信 雄
同	久野 峯 一

平成 20 年監査公表第 6 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

会計室・財政局・区役所

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(2) ア	普通財産の管理事務について検討すべきもの 普通財産である土地で、建築物の一部が隣地から越境している事例が見受けられたので適切な措置を行うよう対応されたい。 （管財課）	指摘のあった土地については、越境の解消に向けて関係者と協議を行い、2 件のうち 1 件については、平成 20 年 4 月 1 日より有償貸付契約を締結しました。他の 1 件については、関係者との交渉の結果、平成 23 年 4 月 16 日に越境物所有者により越境物が解体・撤去され、越境が解消しました。	措置済

平成 22 年監査公表第 3 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

緑政土木局（工事）・財政局（工事）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
4(1)	工事材料の品質管理体制について見直しを検討すべきもの （財）名古屋市建設事業サービス財団（以下「サービス財団」という。）は、当局が所管していた材料試験場の業務を引継ぎ、平成元年 12 月に設立された財団法人である。 土木工事標準仕様書では、実施可能な品質試験は全てサービス財団で行うよう指定している。その理由として、当局では監督、検査業務の一環である品質試験を自ら実施するという品質管理体制で良質な社会資本を提供しており、サービス財団に試験業務を移管した後もその体制を継承しているためと説明している。 しかし、工業標準化法の登録を受けた公的な第三者試験機関であれば、品質試験に必要な能力を満たしており、かつ、中立公正な立場であることから試験結果の信頼性も高い。そのため、他の工事発注者においては、第三者試験機関等による品質試験を認めている。 当局では、従前から厳格な品質管理体制のもとで社会資本を整備しているが、その品質管理はサービス財団以外の試験であっても維持することが可能と思料される。そのため、サービス財団に限定した現在の品質管理体制を見直し、他の第三者試験機関を含めた品質試験の実施について検討されたい。 （技術指導課）	ご指摘の件につきましては、平成 23 年 4 月 1 日に土木工事標準仕様書の改定を行い、また、品質管理基準も新たに制定しました。 その中で、品質試験のうち公的機関で行うと定めた項目に関する試験実施機関として（財）名古屋市建設事業サービス財団の他に、愛知県の規定に準じて 7 箇所の試験所を公的機関として定め、新たな品質管理体制を確立しました。	措置済

平成 22 年監査公表第 4 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

教育委員会・財政局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(1) 後段	私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業費補助金の交付事務について改善・検討すべきもの また、臨時職員の賃金や勤務日数については、後日その実績が適正であるかを客観的に確認することが困難であると思われる。より客観的かつ容易に実績が把握できる補助対象経費のあり方についてあわせて検討されたい。 （学事課）	臨時職員の賃金の一部を補助対象経費とすることについて、監査での指摘を踏まえて検討し、平成 22 年度より、実績報告において、私立幼稚園に対して当該職員の勤務実績のわかる出勤簿、賃金台帳等の証拠書類を提出させることを徹底するよう改善しました。このことにより、客観的かつ容易に実績が把握できる状態になったため、引き続き補助対象経費とすることにしました。	措置済
4(2) 前段	図書管理システムの活用について注意・検討すべきもの 南陽中学校では、図書室の図書の貸出・返却や蔵書管理をコンピュータで行うためのシステムを平成 18 年度に導入しているが、当該システムは、導入後 3 年経過するがいまだに稼働していない状態であった。導入費用（約 12 万円）に見合った効果が得られるよう積極的に活用されたい。	平成 23 年度から図書管理システムを稼働し積極的に活用しています。	措置済
4(2) 後段	なお、南陽中学校では、現在も費用をかけ、新たに購入した図書にシステム管理用のバーコードシールを貼付しているが、当該中学校でシステムを活用する見込みがないのであれば、システムを他の中学校などに保管転換し、バーコードシールの貼付を中止するなど、財産の有効活用や経費削減を検討されたい。 （南陽中学校）	平成 23 年度から図書管理システムを稼働し積極的活用しています。	措置済
5(1) ア 前段	学校徴収金の管理について注意・検討・改善すべきもの 各学校（園）の運営に必要な経費は、税金などによる「公費」と、保護	幼稚園の維持管理など公費負担とすべき費用は予算措置を行い、今後は適切に経費執行するよう改善しました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	者の負担による「私費」とで賄われている。 学校経費に係る設置者負担主義の原則（教育基本法）により、学校の維持管理等に必要な費用は設置者である本市が公費負担しており、授業料や給食費など法令に保護者負担が定められている費用や、名札や個人用教材の購入費、遠足や修学旅行の参加費など、個人に直接的利益が還元されるものに係る費用は保護者が私費負担している。 保護者負担に係る私費は、「学校徴収金」と総称され、各学校（園）がその種別や金額を決定し、保護者から徴収して管理を行っている。教育委員会は、「学校徴収金の管理について」（平成 14 年教育長名通知）により、補助教材費、修学旅行費、給食費、PTA 会費等の学校徴収金について、公金同様に適正な取扱いをすることを求め、出納事務に係る留意事項として、①出納に係る帳票の作成や証拠書類の整理、②学校（園）長による会計検査の適宜実施、③決算書の作成・保護者への報告等を定めている。 この事務について調査したところ、次のとおり注意・検討・改善すべき事項が認められた。 ア 幼稚園における学校徴収金（施設費など）の徴収について注意・検討・改善すべきもの 実地検査の対象となったすべての幼稚園において、園舎の修繕や備品購入等の費用に充てるため「施設費」などの名目で学校徴収金を徴収している事例が見受けられた。この徴収金は、公費負担すべき経費を保護者に負担させるものであり、学校経費の設置者負担主義の原則に反するので見直されたい。 （常磐・桶狭間・平田・春田・梅森坂幼稚園）		

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
5(1) ア 後段	また、学校事務を所管する学事課及び学校施設の管理を所管する施設課においては、他の幼稚園の実態も把握し、同様の徴収を行っている幼稚園があれば指導するとともに、各園の実態を踏まえ、予算措置等も含めた対応について検討されたい。（学事課、施設課）	実態調査を行い、ほとんどの幼稚園で同様の学校徴収金の徴収を行っていましたので、園の維持管理等に必要な費用は公費負担とするよう指導を行いました。 また、公費で必要な経費がまかなえる予算措置を行いました。	措置済
5(1) ウ	ウ 学校徴収金の使途について検討すべきもの 本来公費負担すべき経費と認められる使途に学校徴収金を充てている事例が見受けられた。他校においては公費負担している経費も認められることから、学校経費の設置者負担主義の原則の趣旨を踏まえ、その使途について検討されたい。 (ア) 学校（園）として加盟する各種協議会の負担金 （平田・常磐・春田・桶狭間・梅森坂幼稚園） (イ) 教員用研修新聞の購読費用 （伊勢山中学校） (ロ) 敷地内樹木剪定代 （名南中学校） (エ) 職員室用備品 （名古屋商業高等学校） (オ) 教員の特殊業務手当（部活動の引率） （工芸高等学校）	学校徴収金の使途について、学校徴収金検討委員会で検討し、具体的な使途基準を示した学校徴収金マニュアルを作成し、H23.3.14 に全学校（園）へ配付のうえ順次説明会を実施しました。	措置済
5(1) エ	エ 学校徴収金取扱マニュアルの作成等について検討すべきもの 学校徴収金は、保護者が負担する私費ではあるが、保護者の信託に基づいて学校（園）で管理を行っているものである以上、適正に管理することは当然の義務である。 しかし、上記アからウのとおり、各学校（園）における学校徴	マニュアルの作成について、学校徴収金検討委員会で検討し、H23.3.14 付全学校（園）に具体的な使途基準を示した学校徴収金マニュアルを配付のうえ、順次説明会を実施しました。 また、平成 22 年度より教職員課・学事課等による事務監査を実施し、各学校（園）での適切な事務の執行について指導を行っています。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	収金の管理等について不適切な事例が多く見受けられ、中には不適正な経理処理が発生するリスクが高い状態にあるものも見受けられた。 この原因として、各学校（園）における学校徴収金の管理体制（経理事務の経験が少ない教員が出納事務を行っていることや、特定の教員のみが担当しており内部牽制作用が機能しにくいなど）の問題が挙げられる。さらに、学校徴収金の管理について、統一的・具体的な使途基準や管理方法が示されないまま、各学校（園）にその運用が一任されている現状にも問題があるものと思われる。 学校徴収金については、他都市においても不適切な流用や教職員による横領が問題となっているので、学事課においてはこうしたリスクを十分に認識し、学校徴収金の管理体制について検討するとともに、①具体的な使途基準の作成、②学校徴収金の管理に係る研修会の開催、③各学校（園）が統一的に出納・経理事務を執行できるようなマニュアルの作成、④各学校（園）に対する定期的な事務監査指導を実施することなどについてもあわせて検討されたい。 （学事課）		

平成 22 年監査公表第 4 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

住宅都市局・財政局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
3(3)	契約の締結等について注意すべきもの 本市の契約規則によれば、契約金額が 200 万円を超えない場合は契約書の作成が省略でき、ただし、その場合であっても、契約金額が 30 万円以上のものについては契約の相手方から請書を提出させなければならないとされている。また、契約が履行されたことを確認するに当たって、契約金額が 100 万円以上であるときは、検査員は検査を終了した後に検査調書を作成しなければならない。 住宅管理課における訴訟代理人弁護士への訴訟手数料の契約について調査したところ、複数の事件を同一の弁護士に委任しているが、契約書又は請書、検査調書が作成されていなかった。 これについて同課は 1 事件ごとの個々の契約であるとして、これらの書類は作成を要しないものとしていたが、契約日は同一であり、その後の支払の請求、支出命令、検査確認等の処理もすべて一括でなされていることから、複数の事件を一括で契約しているものとみなすべきであって、今後は契約書等を作成すべき金額である契約については、同規則に従って作成されたい。 （住宅管理課）	ご指摘の件については、平成 23 年 5 月 10 日に訴訟代理人弁護士と協定を締結し、報酬額や支出手続を明確化しました。	措置済
4(1)	不法占拠物件への対応策について検討すべきもの 本市の財産条例によれば、公有財産は常に良好な状態においてこれを管理しなければならないとされている。 中区内において、昭和 20 年代に建設された罹（り）災都市応急簡易住宅	平成 23 年 3 月議会にて明渡しの提訴について承認を得ましたので、現在、提訴に向けての手続き中です。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	用の敷地として市が貸し付けていた土地について、占拠者に対し市が昭和３６年に明け渡し請求をした以後４０年以上経過しているにもかかわらず、未だ不法占拠状態である事例が見受けられた。 公有財産の適正な管理のため、占拠者に対して交渉を続けるとともに、法的手段も視野に入れた対応策を検討されたい。 （住宅整備課）		

平成 22 年監査公表第 7 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

健康福祉局・区役所・財政局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
4(1) イ	薬品（毒物及び劇物）の適正な管理・保管を徹底するよう改善すべきもの 毒物及び劇物取締法では、毒物及び劇物の取扱いについて盗難・紛失防止のために必要な措置を講じることが義務付けられており、本市の会計規則では薬品を消耗品出納簿に登載しなければならないと定めている。 薬品の管理状況を調査したところ、以下の事例のように、薬品の保管数を出納簿の記載によらず担当者のみが把握している、また、使用数を実際の受払いによらず受入数と保管数の差により把握するなど、不適正な管理状況が見受けられた。 不適正な管理が盗難、地震・火災などによる二次災害、誤使用による事故の発生など、人命に関わる重大なリスクを伴うことを再認識し、適正な管理・保管を徹底されるよう改善されたい。 なお、アの事例、ウの事例のうち千種・中村・名東保健所で見受けられたもの及びエの事例については、調査の後、消耗品出納簿が作成されるなど必要な措置が講じられた。 イ 多種・多量の薬品を取り扱っているため、特に厳格な管理が必要とされるが、消耗品出納簿が一定時期より更新されておらず、現在の使用状況が整理されていないもの (衛生研究所)	ご指摘のとおり薬品については消耗品出納簿へ登載し、使用及び在庫状況を管理するようにしました。 薬品については事故のあった際の影響が多大であることから上記の出納簿を適正に運用する等して、厳格な管理・保管に努めてまいります。	措置済
4(4)	使用されなくなった物品の処分を適切に行うよう注意すべきもの 物品の管理状況を調査したところ、事業の終了や故障により使用されなくなった物品について、不用の決定がされていない事例及び不用の決定がされ	保健所の不用物品については、予算措置等について保健所と調整を行い、適切に処分いたしました。今度も適切な物品管理に努めてまいります。 (保健医療課、健康増進課)	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ていても、処分されずにそのまま放置されている事例が見受けられた。物品の使用状況を精査のうえ、不用物品については処分方法を検討し、適切な処置を講じるよう注意されたい。 （保健医療課、健康増進課、中央看護専門学校、各保健所）	ご指摘のありました地下倉庫の不用物品について、廃棄の手続きをして産業廃棄物処分業者による不用物品廃棄を実施しました。今後、発生する不用物品についても適宜、適切に処分を実施してまいります。 （中央看護専門学校） ご指摘いただいた眼底カメラを始め、不用となった備品の廃棄を平成 23 年 3 月 22 日付で行いました。 （千種保健所） 不用物品については、不用決定を行い、廃棄処理を行いました。 （北保健所） 平成 23 年 3 月 11 日、未処理の備品 3 種 3 点他消耗品類を不用決定した後、廃棄処分いたしました。 平成 23 年 3 月 17 日、未処理の備品 8 種 8 点他消耗品類を不用決定した後、廃棄処分いたしました。 （中村保健所） ご指摘の不用物品について不用決定し、これらは売却価値が無いため廃棄処分を行いました。 また、廃棄処分を業者に委託する必要がある物品は業者と委託契約を行い廃棄処分を行いました。 （昭和保健所） 不用物品については、不用決定を行い、廃棄処理を行いました。 （熱田保健所） 不用となった物品については、健康福祉局と調整のうえ、不用決定を行い、平成 23 年 3 月 25 日に廃棄処分を行いました。 （港保健所） 不用物品については、不用決定を行い、廃棄処理を行いました。 （守山保健所）	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
		ご指摘の不用物品については、すぐに不用の決定をし、平成 22 年 9 月 22 日付けで廃棄処分を行いました。その他の物品についても不用になった場合は直ちに廃棄決定し適切な保管につとめ速やかな処分に務めます。 （名東保健所）	

平成 22 年監査公表第 7 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

市長室・総務局・選挙管理委員会事務局・区選挙管理委員会事務局・監査事務局・人事委員会事務局・市会事務局・財政局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考									
1(1) ア	ア コピー機の契約を一括するよう検討すべきもの 本市ではコピー機の契約について、スケールメリットを生かし有利な価格で契約できるようにするため、財政局と複数の業者との間で契約に係る基本的事項を定めた協定書を交わしており、各所属がその協定書を比較検討し、それぞれで契約を締結している。 広報課では業者Aとコピー機の契約をしているが、同一建物のフロアごとに別々の契約となっている。しかし、業者Aとの協定では、同一建物内、同一部局内への設置は一括の契約とすることができ、一括の契約としてまとめた方が月間使用予定枚数が増え、割引率が上がるため一括して契約するよう検討されたい。 また、市長室では広報課とは別に秘書課と国際交流課が一括して業者Aと契約しているが、三課は全て同一建物内にあるので、市長室全体で一括して契約することについても検討されたい。（広報課）	コピー機の契約の一括化については、平成 23 年度より、建物が離れている市公館を除いた市長室分を、まとめて一括契約いたしました。	措置済									
3(3) ア	ア 投票済証の作成にかかる経費等の削減について検討すべきもの 投票を済ませた選挙人に投票済証を交付するかどうかは、各市町村選挙管理委員会がそれぞれ決定することになっており、また交付する場合も、その仕様は各市町村選挙管理委員会が任意に定めている。 市選管は、各選挙時に投票済証を印刷し、投票を済ませた選挙人のうち希望する者にこれを交付しているが、その仕様はしおり程度の大きさで、厚み	投票済証の仕様について、平成 23 年 2 月 6 日執行の名古屋市長選挙等から、両面印刷から片面印刷に変更し、紙質を再生ケント紙（180kg）から再生上質紙（135kg）に変更しました。 上記変更により作成単価が、以下のようになりました。 変更前 <table><tr><td>H21</td><td>市長</td><td>@0.65 円</td></tr><tr><td>H21</td><td>衆議院</td><td>@0.65 円</td></tr><tr><td>H22</td><td>参議院</td><td>@0.64 円</td></tr></table> 変更後	H21	市長	@0.65 円	H21	衆議院	@0.65 円	H22	参議院	@0.64 円	措置済
H21	市長	@0.65 円										
H21	衆議院	@0.65 円										
H22	参議院	@0.64 円										

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	のある紙を用いたフルカラー印刷とされていた。 投票済証の交付は任意であるが、交付の必要性や印刷枚数等の再検討をするとともに交付する場合も経費や紙の使用量の削減等の観点からより経済性の高い仕様に改めるよう検討されたい。（選挙管理委員会事務局）	H23 市長等 @0.27 円 H23 市議選 @0.27 円 H23 県議選 @0.29 円	

平成 23 年外部監査公表第 3 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成 23 年 8 月 4 日

名古屋市監査委員	斎 藤 まこと
同	荒 川 和 夫
同	吉 井 信 雄
同	久 野 峯 一

平成 23 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

総務局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 2 2(2) ①	予定価格について 本委託業務については長期に渡り同一の委託先であり、予定価格については当初の委託時から開発費用分を除いて大きな変動はなく、前年度の見積金額によっている。この点、工数については条例・規則等の大幅な改正が行われない限り大きく変わることはないと考えられるが、単価については変動の余地があり、業務内容ごとに工数・単価を見積り、単価については市販の技術者単価等を参考にして、妥当な契約額の基礎となるような予定価格を積算する必要があると考える。 （法制課）	予定価格のほとんどを占める更新データの作成作業及び追録の作成業務については、工程ごとに作業に要する人件費等を明らかにさせ、これをもとに予定価格を積算しました。	措置済
3(2) ①	備品の購入について 備品の購入については見積書において 100 千円となっているが、決算書における実績は 2,051 千円となっている。備品の購入については、仕様書において受託者が業務執行に必要な場合に名古屋市と協議のうえ行うことになっており、名古屋市資料調査研究会の起案書において、市の担当者が確認を行っており、主な備品は以下のとおりである。 ・マイクロリーダープリンター：1,591 千円 ・マイクロリーダープリンター付属品（レンズ）：227 千円 ・ノートパソコン：143 千円 本委託業務については長年に渡り同一の委託先であり、これらの備品については資料の記録に必要なもので、従来から使用してきたものが古くなったため買い換えたものとのことであるが、納品日がいずれも平成 22 年 3 月 31 日となっている。この場合、備品の利用については平成 22 年度以降になると考えられ、平成 22 年度以降で使用する備品を平成 21 年度の随意契	備品の購入については、当該年度の委託業務に必要な備品を購入するよう改善に向け指導を行い、今後の再発防止を図りました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	約の契約額で購入していることになる。 業務委託については原則として年度単位の契約であり、備品購入費は当該年度の委託業務に必要な備品を購入するためのコストである。そうであるならば、翌年度に使用する備品を当年度の備品購入費で購入すべきではない。 （市政資料館）		
4(2) ①	予定価格について 上述したように健康診断業務は、業務毎に単価が決まっており、これに予定数量を乗じて予定価格が算定されている。各業務の単価は、診療報酬点数を基に算定した金額に 80% を乗じたものをベースに、公所での健康診断業務の落札単価の平均を加味して算定しているため、公所での健康診断業務にある業務については、積算単価がかなり低い金額となっている。これに対して、公所での健康診断業務にない業務については診療報酬点数により算定した金額の 80% となっているが、合理的なものか判別が困難である。そこで、公所での健康診断業務の落札金額とこの業務の診療報酬点数を基に算定した金額との比率を算定し、この比率を公所での健康診断業務にない各業務の診療報酬点数で算定した金額に乗じたものを積算単価とすることも考えられる。 また、健康管理業務については、健康管理業務に従事する人員の人件費の見積もりを委託先から入手しこれをもってそのまま予定価格としている。本来であれば、業者からの見積もりを基に予定価格を算定するのであれば、その見積もりの妥当性、経済性を検討し、その検討した過程結果を残すべきであるが、特にその検証したものを確認できなかった。業者の見積もりをそのまま予定価格とすることがないよう、十分な検討を行い、それを記録として残すべきと考える。 （安全衛生課）	単独見積による事業者選定時の予定価格に関する指摘に関しては、平成 21 年 3 月に選定方式自体を変更し、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行いました。 選定過程において、見積の妥当性・経済性についても十分な検討を行うとともに、価格と提案内容の両面から、外部有識者等を委員とした選定委員会で委託先を決定することにより、より効果・効率的な事業運営を図っています。	措置済

平成 23 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

財政局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 3 2(2) ①	搬送に関する経費負担について 名古屋市と㈱ユーフィットの間には、収入消込処理等に関連した納付書や督促状等の帳票の作成業務を委託した契約が多数存在する。当該契約の中には、複数搬送等に関する経費が織り込まれている。下記は、財政局収納対策課・健康福祉局保険年金課・健康福祉局医療福祉課において見積及び請求された搬送に関連する経費である。 上記の契約においては名古屋市役所本庁及び各区役所に配送することが要求されている。配送ルートが重複している業務であるにも関わらず、異なる部局部課で同様の経費が計上されていることは不合理である。これは各部局各課間の経費に係る連絡が不十分であるためであると考え。名古屋市各局各課においては、同様の業務内容の有無に関しては適時連絡を取り合い不必要な経費の支払いを抑えるよう対応する必要がある。	指摘を受けた 3 課（財政局収納対策課・健康福祉局保険年金課・健康福祉局医療福祉課）及び配送内容が同様であった健康福祉局介護保険課において連携し、委託業者との折衝を行いました。その結果、上記 4 課における平成 23 年度委託契約において、配送内容が重複する部分につき、1 日当たり配送費単価の引き下げを行いました。	措置済

平成 23 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

市民経済局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 4 1(2) ①	予定価格について 予定価格は契約額の判断基準となるものであり、見積合わせにおいて、契約をしようとする者から徴取した見積書の見積金額の妥当性の判断材料となるものである。この点、名古屋市契約規則第 19 条の 2 において、随意契約によろうとする場合は、一般競争入札の規定に準じて予定価格を定めなければならないとされているが、予定価格を定めるにあたり参考見積書によってのみ積算されている。 本随意契約は長期に渡って 1 者随意契約となっており、見積書の見積金額はインキュベータ施設を一般に貸し出す際の賃料に基づいている。この点、市の担当者にヒアリングしたところ、当該賃料については、近隣エリアにおける賃料相場との比較検討の結果に基づくものではなく、(財)名古屋市工業技術振興協会の長期的な経営見通しを勘案した結果に基づくものとすることである。しかし、見積金額の基礎であり契約額の基礎ともなる賃料が近隣エリアの賃料相場よりも高額な場合には、賃料の過大分について市が過大に負担することになりかねない。 特に 1 者随意契約となる場合には、業務内容の専門性や複雑性等によって予定価格の積算が困難な場合もあると考えられるが、契約額の妥当性を検証すべく参考見積書のみで予定価格を設計することのないようにすべきである。また、本随意契約においては予定価格を記載した予定価格調書が作成されていないが、名古屋市契約規則第 19 条の 2 に従い予定価格を定めていることを明確にするためには、予定価格を定めていることがわかる資料等を残しておくことが望ましい。	本件委託事業については、平成 22 年度をもって廃止しましたが、今後はご指摘のあった事項に留意し、適切な事務執行に努めてまいります。	措置済
1(2) ②	検査調書の作成について 検査は契約の適正な履行を確保するために行われるものであり、市が委託した業務の実績が市の要求水準を満たしているかを確認するものである。この点、名古屋市契約規則第 50 条第 1 項において、契約金額が 100 万円以上であるときは検査調書を作	本件委託事業については、平成 22 年度をもって廃止しましたが、今後はご指摘のあった事項に留意し、適切な事務執行に努めてまいります。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	成することになっているが、本委託契約においては履行確認の報告書の入手のみで、履行状況を確認・検査した検査調書が作成されていない。 委託先からの履行確認の報告書の入手のみの場合、委託業務の実績が市の要求水準を満たしていない場合も考えられ、検査を通じて業務そのものの改善点が発見できる場合も考えられる。このような検討については、履行確認の報告書を入手した際に、市の担当者が実施していると思われるが、その検討の確実性のためにも検査調書の作成が必要である。		
2(2) ①	予定価格について 予定価格は契約額の判断基準となるものであり、見積合わせにおいて、契約をしようとする者から徴取した見積書の見積金額の妥当性の判断材料となるものである。この点、名古屋市契約規則第 19 条の 2 において、随意契約によろうとする場合は、一般競争入札の規定に準じて予定価格を定めなければならないとされているが、予定価格を定めるにあたり参考見積書によってのみ積算されている。 1 者随意契約となる場合には、業務内容の専門性や複雑性等によって予定価格の積算が困難な場合もあると考えられるが、契約額の妥当性を検証すべく参考見積書のみで予定価格を設定することのないようにすべきである。また、本随意契約においては予定価格を記載した予定価格調書が作成されていないが、名古屋市契約規則第 19 条の 2 に従い予定価格を定めていることを明確にするためには、予定価格を定めていることがわかる資料等を残しておくことが望ましい。	平成 21 年度で指摘対象となった事業は廃止いたしました。が、今後はご指摘のあった事項に留意し、適切な事務執行に努めてまいります。	措置済
2(2) ②	検査調書の作成について 検査は契約の適正な履行を確保するために行われるものであり、市が委託した業務の実績が市の要求水準を満たしているかを確認するものである。この点、名古屋市契約規則第 50 条第 1 項において、契約金額が 100 万円以上であるときは検査調書を作成することになっているが、本委託契約においては履行確認の報告書の入手のみで、履行状況を確認・検査した検査調書が作成されていない。	平成 21 年度で指摘対象となった事業は廃止いたしました。が、今後はご指摘のあった事項に留意し、適切な事務執行に努めてまいります。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	委託先からの履行確認の報告書の入手のみの場合、委託業務の実績が市の要求水準を満たしていない場合も考えられ、検査を通じて業務そのものの改善点が発見できる場合も考えられる。このような検討については、履行確認の報告書を入手した際に市の担当者が実施していると思われるが、その検討の確実性のためにも検査調書の作成が必要である。		
2(2) ③	委託備品の管理について 委託備品については「委託備品の管理に関する事務取扱要領」（以下、「要領」という。）第7の第2項において、委託契約期間が終了したときは、すみやかに委託備品を市に引渡すことになっている。しかし、本委託業務においては、要領第9に定められている委託備品の受入手続が行われていない。 また、市の担当者にヒアリングしたところ、本委託業務については、委託先の傘下会員数や関連業界とのネットワークによるところが大きく、一般事業者の参加は困難とのことであり、長期に渡って1者随意契約となっているため、委託備品については委託先に常置され、市は年度ごとに物品関係内訳書とあわせて現物確認を行っているとのことであるが、委託先が購入し、市に所有権が帰属することとなるものについて取得時の現物確認が行われていない。 委託備品については市の所有物であり、結果的に長期の随意契約になる場合であっても、年度ごとの確認のみでは不適切な備品取得などの可能性は否定できず、委託備品の取得時の現物確認並びに委託契約期間終了時の委託備品の受入手続が必要である。	平成21年度で指摘対象となった事業は廃止いたしました。が、今後はご指摘のあった事項に留意し、適切な事務執行に努めてまいります。	措置済
9(2) ①	予定価格について 予定価格調書及び予定価格設計書が作成されていない。当該委託業務に関しては予定価格が予算額と同一となっている。予算額積算時に適切な価格が設定されていることが前提となり予定価格の積算はなされていないが、契約額の妥当性を検証する観点から、改めて予定価格設定時に積算根拠を明確にしておくべきである。	当該業務は、平成22年度から業務内容を見直した上、情報コーナーとして市の直営で運営しているため、業務委託はなくなりましたが、今後はご指摘のあった事項に留意し、適切な事務執行に努めてまいります。	措置済
10(2) ①	予定価格について 現状平成21年度施設運営管理・事業委託については、予定価格調書の作成がなされ	平成22年度及び23年度の名古屋市観光案内所運営委託の決	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考																	
	ていない。予定価格自体は予算額と同一となっている。予算額積算時に適切な価格が設定されていることが前提となり予定価格の積算はなされていないが、契約額の妥当性を検証する観点から改めて予定価格設定時に積算根拠を明確にしておくべきである。	裁では、金入設計書及び予定価格調書を作成し、積算根拠を明確にするよう改めております。																		
12(2) ①	予定価格の根拠資料の保管について 予定価格の算出過程を確かめるため設計書を閲覧したところ、委託内容が以下の項目に細分化され、金額が積算されていた。 <table><tr><th colspan="2">項 目</th></tr><tr><td rowspan="5">戸籍、住記連携機能対応</td><td>連携仕様詳細検討</td></tr><tr><td>環境設定</td></tr><tr><td>プログラム製造</td></tr><tr><td>テスト</td></tr><tr><td>データセットアップ、連携実施</td></tr><tr><td rowspan="4">住記データー一括修正対応</td><td>バッチ AP 作成</td></tr><tr><td>異動経過出力対応</td></tr><tr><td>帳票出力対応</td></tr><tr><td>住記データ修正対応</td></tr><tr><td rowspan="3">戸籍システム連携関連対応</td><td>5 年度経過除票対応</td></tr><tr><td>未登録外字連携対応</td></tr><tr><td>住居表示、町名変更対応</td></tr></table> 各項目の金額の根拠について、市の担当者に質問したところ、日数や単価等を見積って積算していると思われるとのことであったが、当時の資料が保存されていないため、どのような根拠に基づき積算されているのかが不明であった。 説明責任を果たすという点はもちろんであるが、業務実績と対比したり、類似する委託業務の積算の参考としたりするためにも、設計書の根拠資料を保管しておくことが必要である。	項 目		戸籍、住記連携機能対応	連携仕様詳細検討	環境設定	プログラム製造	テスト	データセットアップ、連携実施	住記データー一括修正対応	バッチ AP 作成	異動経過出力対応	帳票出力対応	住記データ修正対応	戸籍システム連携関連対応	5 年度経過除票対応	未登録外字連携対応	住居表示、町名変更対応	予定価格の根拠資料の保管については、関連する業務のファイルを整理し、設計書の根拠資料等についても保管するよう職員に周知徹底を図りました。	措置済
項 目																				
戸籍、住記連携機能対応	連携仕様詳細検討																			
	環境設定																			
	プログラム製造																			
	テスト																			
	データセットアップ、連携実施																			
住記データー一括修正対応	バッチ AP 作成																			
	異動経過出力対応																			
	帳票出力対応																			
	住記データ修正対応																			
戸籍システム連携関連対応	5 年度経過除票対応																			
	未登録外字連携対応																			
	住居表示、町名変更対応																			

平成 23 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

環境局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考																				
第 5 4(2) ①	委託業者間における予定価格の相違について 名古屋市の空きびん及び空き缶回収業務においては、現在 2 者の委託業者が存在する。当該 2 者の予定価格における単価について比較検討を行うため、収集用車両 1 台当たりの予定単価をサンプルとして比較したところ、以下の結果となった。 <table><tr><td></td><td>(財)名古屋市リサイクル推進公社</td><td>(社福) ゆたか福祉会</td><td>差異率</td></tr><tr><td>空きびん収集用中型クレーン付貨物車</td><td>100</td><td>88.8</td><td>11.2 %</td></tr><tr><td>空き缶収集用中型プレス車</td><td>100</td><td>89.0</td><td>11.0 %</td></tr></table> (注) (財)名古屋市リサイクル推進公社との予定単価を 100 とした場合の、(社福) ゆたか福祉会の比率を記載しています 空きびん収集用中型クレーン付貨物車及び空き缶収集用中型プレス車の 1 台当たりの予定単価は、主に以下の項目から構成されている。 <table><tr><td>区分</td><td>内訳項目</td></tr><tr><td>物件費</td><td>燃料費、車両減価償却費、公租公課等</td></tr><tr><td>人件費</td><td>運転手給与及び各種手当等</td></tr><tr><td>一般管理費</td><td>物件費及び人件費に一定率を乗じて算出</td></tr></table> 上記の予定単価の相違について担当課に質問を行ったところ、以下のような回答があった。 (回答) ゆたか福祉会については、過去の契約実績に応じて措置された予算の中で積算しているため、公社と一致していません。		(財)名古屋市リサイクル推進公社	(社福) ゆたか福祉会	差異率	空きびん収集用中型クレーン付貨物車	100	88.8	11.2 %	空き缶収集用中型プレス車	100	89.0	11.0 %	区分	内訳項目	物件費	燃料費、車両減価償却費、公租公課等	人件費	運転手給与及び各種手当等	一般管理費	物件費及び人件費に一定率を乗じて算出	平成 23 年度についても、平成 22 年度と同様の積算で予算措置しており、それに応じて予定価格を作成したため、委託業者間における予定価格の相違があります。平成 24 年度以降は、同一業務については、同一の予定価格となるよう、予算措置を含め検討します。	措置済
	(財)名古屋市リサイクル推進公社	(社福) ゆたか福祉会	差異率																				
空きびん収集用中型クレーン付貨物車	100	88.8	11.2 %																				
空き缶収集用中型プレス車	100	89.0	11.0 %																				
区分	内訳項目																						
物件費	燃料費、車両減価償却費、公租公課等																						
人件費	運転手給与及び各種手当等																						
一般管理費	物件費及び人件費に一定率を乗じて算出																						

	原則として、同一業務であれば同一の予定単価が設定されてしかるべきである。この点について、（社福）ゆたか福祉会との契約は、委託先が授産施設であり当該委託がリサイクル事業の拡充という障害者就労支援の目的も兼ね備えていることを考慮に入れば、一定の単価相違が発生することは想定できる。しかし、予定価格並びに予定単価の積算は、あくまで契約相手如何で変動するものではなく、業務の内容に基づき変動すべきものである。		
第 5 5(2) ①	人件費負担について 昭和区資源回収業務委託については、1) 中型クレーン付貨物車の物件費、2) 運転手の人件費、3) 空きびんの収集作業者の人件費に分けて、予定価格並びに契約額が決まっている。 収集作業員の作業時間に関しては一日あたりの実作業時間で見積がなされ、契約されている。しかし、仕様書上の作業時間と積算上の作業時間に相違がある。これは、業務に関連する準備時間等が相違しているためと想定されるが、業務に関連した作業で拘束するのであれば当該時間も含めて積算並びに支払いをすべきである。	平成 23 年度の積算から、業務に関連する準備時間等を含めて積算を行い、仕様書上と積算上の作業時間を一致させました。	措置済
第 5 6(2) ①	人件費負担について 熱田区資源回収業務委託については、1) 中型クレーン付貨物車の物件費、2) クレーン付貨物車運転手の人件費、3) 中型プレス車の物件費、4) 中型プレス車運転手の人件費、5) 空きびんの収集作業者の人件費に分けて、予定価格並びに契約額が決まっている。 収集作業員の作業時間に関しては一日あたりの実作業時間で見積がなされ、契約されている。しかし、仕様書上の作業時間と積算上の作業時間に相違がある。これは、業務に関連する準備時間等が相違しているためと想定されるが、業務に関連した作業で拘束するのであれば当該時間も含めて積算並びに支払いをすべきである。	平成 23 年度の積算から、業務に関連する準備時間等を含めて積算を行い、仕様書上と積算上の作業時間を一致させました。	措置済

平成 23 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

健康福祉局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 6 1(2) ①	検査調書の作成について 検査は契約の適正な履行を確保するために行われるものであり、市が委託した業務の実績が市の要求水準を満たしているかを確認するものである。この点、名古屋市契約規則第 50 条第 1 項において、契約金額が 100 万円以上であるときは検査調書を作成することになっているが、本委託契約においては精算書及び事業実績報告書の入手のみで、履行状況を確認・検査した検査調書が作成されていない。 委託先からの履行確認の報告書の入手のみの場合、問題として表面化していないだけで、委託業務の実績が市の要求水準を満たしていない場合も考えられ、検査を通じて業務そのものの改善点が発見できる場合も考えられる。このような検討については、精算書及び事業実績報告書を入手した際に、市の担当者が実施していると思われるが、その検討の確実性のためにも検査調書の作成が必要である。	平成 22 年度の契約より、検査調書を作成し、委託業務の確実な執行を確認するよう、改善いたしました。	措置済
第 6 2(2) ②	実施状況報告書の入手時期について 要綱第 15 条において、市は毎月の実施状況について翌月 10 日までに報告を受けることになっているが、平成 21 年度においては概ね実施月の翌月末から翌々月末に入手しており、報告書の入手時期が遅延している。 実施状況の報告については 16 区の状況を取りまとめるため、ある程度の期間は必要と考えられるが、本業務委託は要綱を根拠に随意契約先を決めており、契約の基礎が要綱にある以上は報告書の入手時期についても要綱に従うか、要綱において実行可能であり、かつ報告書の適切な入手時期を定める必要がある。	平成 23 年度より各区単位で契約を締結し、各区より翌月 10 日までに報告書を提出することとしました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考																									
第 6 2(2) ③	検査調書の作成について 検査は契約の適正な履行を確保するために行われるものであり、市が委託した業務の実績が市の要求水準を満たしているかを確認するものである。この点、名古屋市契約規則第 50 条第 1 項において、契約金額が 100 万円以上であるときは検査調書を作成することになっているが、本委託契約においては精算書及び事業実績報告書の入手のみで、履行状況を確認・検査した検査調書が作成されていない。 委託先からの履行確認の報告書の入手のみの場合、問題として表面化していないだけで、委託業務の実績が市の要求水準を満たしていない場合も考えられ、検査を通じて業務そのものの改善点が発見できる場合も考えられる。このような検討については、精算書及び実施状況報告書を入手した際に、市の担当者が実施していると思われるが、その検討の確実性のためにも検査調書の作成が必要である。	検査調書の作成については、平成 22 年度の契約から実施するよう改善しました。	措置済																									
第 6 2(2) ④	委託備品の購入時期について 本委託業務については長期に渡り同一の委託先であり、契約書第 15 条 において、委託先が委託料の範囲内で取得した備品については市に帰属することとなっている。この点、平成 21 年度における委託料に占める備品購入費 530 千円に対し、実際の執行額は 450 千円であり、執行額は委託料の範囲内である。これに関し、平成 21 年度を含む直近 5 事業年度において委託先での購入価格が 100 千円以上の備品の購入時期は以下の通りである。 <table><tr><th>年度</th><th>品目</th><th>数量</th><th>価 格 (千 円)</th><th>購 入 年 月 日</th></tr><tr><td>H17</td><td>該 当 なし</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>H18</td><td>印 刷 機</td><td>1 台</td><td>184</td><td>H18. 9. 10</td></tr><tr><td>H19</td><td>コ ン ピ ュ ー タ ー</td><td>1 台</td><td>130</td><td>H20. 3. 24</td></tr><tr><td>H19</td><td>資 料 提 示 装置</td><td>1 台</td><td>179</td><td>H20. 3. 31</td></tr></table>	年度	品目	数量	価 格 (千 円)	購 入 年 月 日	H17	該 当 なし				H18	印 刷 機	1 台	184	H18. 9. 10	H19	コ ン ピ ュ ー タ ー	1 台	130	H20. 3. 24	H19	資 料 提 示 装置	1 台	179	H20. 3. 31	委託備品の購入については、事業執行上必要が生じたときに購入することとし、当該年度に使用することができないと見込まれる年度末にまとめて購入しないよう指導しました。（平成 23 年 1 月 25 日実施）	措置済
年度	品目	数量	価 格 (千 円)	購 入 年 月 日																								
H17	該 当 なし																											
H18	印 刷 機	1 台	184	H18. 9. 10																								
H19	コ ン ピ ュ ー タ ー	1 台	130	H20. 3. 24																								
H19	資 料 提 示 装置	1 台	179	H20. 3. 31																								

番号	指摘事項（監査結果）					措置状況	備考
	H20	該 当 なし					
	H21	コ ン ピ ュ ー タ ー	1 台	115	H22. 3. 10		
	上の表にあるように、備品の購入時期としては各委託期間の最終月に購入されているケースが多く、購入価格が 100 千円未満の備品についても各委託期間の最終月に購入されているケースが散見される。このように各委託期間の最終月に備品が購入される場合、備品の使用は実質的にはその翌年度以降になると考えられ、平成 22 年度以降で使用する備品を平成 21 年度の随意契約の契約額で購入していることになる。 業務委託については原則として年度単位の契約であり、備品購入費は当該年度の委託業務に必要な備品を購入するためのコストである。そうであるならば、翌年度に使用する備品を当年度の備品購入費で購入すべきではない。						
第 6 3(2) ②	検査調書の作成について 検査は契約の適正な履行を確保するために行われるものであり、市が委託した業務の実績が市の要求水準を満たしているかを確認するものである。この点、名古屋市契約規則第 50 条第 1 項において、契約金額が 100 万円以上であるときは検査調書を作成することになっているが、本委託契約においては精算報告等の入手のみで、履行状況を確認・検査した検査調書が作成されていない。 委託先からの履行確認の報告書の入手のみの場合、問題として表面化していないだけで、委託業務の実績が市の要求水準を満たしていない場合も考えられ、検査を通じて業務そのものの改善点が発見できる場合も考えられる。このような検討については、精算報告等を入手した際に、市の担当者が実施していると思われるが、その検討の確実性のためにも検査調書の作成が必要である。					平成 22 年度の契約より、検査調書を作成し、委託業務の確実な執行を確認するよう、改めました。	措置済
第 6 3(2) ③	予定価格について 予定価格は契約額の判断基準となるものである。名古屋市契約規則第 19 条の 2 によれば、随意契約によろうとする場合は、一般競					健康福祉局では、予算策定時に委託先から聴取した見積書の妥当性について検証し、他	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考								
	争入札の規定に準じて予定価格を定めなければならないとされている。 本随意契約における予定価格は委託先との協議により計上した予算の積算及び金入設計書を参考に設定している。この場合、予定価格は見積書の見積金額の妥当性の判断材料として十分な機能を果たさず、経済性の観点から問題があると考ええる。	の類似事業や過去の実績を参考に積算の見直しをするとともに、金入設計書及び予定価格設定時には、独自に経費を積み上げて算定するなど、経済性の発揮に努めています。 平成 23 年度の本契約においては、実績や他の類似事業を参考にしながら、独自に算定しております。									
第 6 4(2) ②	検査調書の作成について 検査は契約の適正な履行を確保するために行われるものであり、市が委託した業務の実績が市の要求水準を満たしているかを確認するものである。この点、名古屋市契約規則第 50 条第 1 項において、契約金額が 100 万円以上であるときは検査調書を作成することになっているが、本委託契約においては精算報告等の入手のみで、履行状況を確認・検査した検査調書が作成されていない。 委託先からの履行確認の報告書の入手のみの場合、問題として表面化していないだけで、委託業務の実績が市の要求水準を満たしていない場合も考えられ、検査を通じて業務そのものの改善点が発見できる場合も考えられる。このような検討については、精算報告等を入手した際に、市の担当者が実施していると思われるが、その検討の確実性のためにも検査調書の作成が必要である。	検査調書の作成については、平成 22 年度の契約から実施するよう改善しました。	措置済								
第 6 4(2) ③	委託備品の購入について 本委託業務については長期に渡り同一の委託先であり、委託先が委託料の範囲内で取得した備品については市に帰属することとなっている。この点、(3)①で述べるように、平成 21 年度における委託料に占める備品購入費 100 千円に対し、実際の執行額は 1,554 千円であり、執行額は委託料を大幅に超過している。これに関し、物品関係内訳書において平成 21 年度の委託先の備品の購入状況を確認したところ、委託先での購入価格が 100 千円以上の備品の購入価格及び購入時期は以下の通りであった。 <table border="1" data-bbox="300 1899 817 2011"> <thead> <tr> <th>品名</th><th>数量</th><th>購入価格（千円）</th><th>購入年月日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	品名	数量	購入価格（千円）	購入年月日					委託備品の購入については、原則として福祉会館の指定管理料にて執行し、わくわく通所事業としては執行しないよう指導しました。（平成 23 年 1 月 25 日実施）	措置済
品名	数量	購入価格（千円）	購入年月日								

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考																				
	<table border="1"> <tr> <td>温熱器具</td><td>5 式</td><td>19</td><td>H22. 16</td></tr> <tr> <td>コンピューター</td><td>1 台</td><td>179</td><td>H22. 3. 31</td></tr> <tr> <td>長子</td><td>4 台</td><td>126</td><td>H22. 3. 31</td></tr> <tr> <td>コンピューター</td><td>2 台</td><td>203</td><td>H22. 2. 25</td></tr> <tr> <td>テレビ受像機</td><td>1 台</td><td>218</td><td>H21. 10. 1</td></tr> </table> 上の表にあるように、どの備品についても契約額に占める備品購入費を大きく上回っており、また、購入時期としては上記を含め、委託期間の最終月に購入されているものが散見された。 費用については、契約額総額の範囲内であれば自由に使い得るものではなく、当初の見積もりに沿って使用されることが期待される。 また、委託期間の最終月に備品が購入される場合、備品の使用は実質的にはその翌年度以降になると考えられ、平成 22 年度以降で使用する備品を平成 21 年度の随意契約の契約額で購入していることになる。さらに、これらの備品については本委託業務に専属のものとして使用しているとのことであるが、本委託業務については、福祉会館との一体的な事業運営の観点から福祉会館の指定管理者に業務を委託しているものであり、指定管理と業務委託で予算は異なるものの市の予算としては共通であり、福祉会館の備品を共用活用することで、さらなる費用削減が期待できる。 業務委託については原則として年度単位の契約であり、備品購入費は当該年度の委託業務に必要な備品を購入するためのコストである。そうであるならば、翌年度に使用する備品を当年度の備品購入費で購入すべきではない。また、当初の契約額に占める備品購入費を大幅に超過する場合には、事前に備品購入について委託先との協議等を行うべきである。	温熱器具	5 式	19	H22. 16	コンピューター	1 台	179	H22. 3. 31	長子	4 台	126	H22. 3. 31	コンピューター	2 台	203	H22. 2. 25	テレビ受像機	1 台	218	H21. 10. 1		
温熱器具	5 式	19	H22. 16																				
コンピューター	1 台	179	H22. 3. 31																				
長子	4 台	126	H22. 3. 31																				
コンピューター	2 台	203	H22. 2. 25																				
テレビ受像機	1 台	218	H21. 10. 1																				
第 6 4(2) ④	予定価格について 予定価格は契約額の判断基準となるものである。名古屋市契約規則第 19 条の 2 によれば、随意契約によろうとする場合は、一般競争入札の規定に準じて予定価格を定めなければならないとされている。 本随意契約における予定価格は実質的には	健康福祉局では、予算策定時に委託先から聴取した見積書の妥当性について検証し、他の類似事業や過去の実績を参考に積算の見直しをするとともに、金入設計書及び予定価	措置済																				

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	委託先との協議によっており、予定価格調書は形式的に作成されているのみである。この場合、予定価格は見積書の見積金額の妥当性の判断材料として十分な機能を果たさず、経済性の観点から問題があると考ええる。	格設定時には、独自に経費を積み上げて算定するなど、経済性の発揮に努めています。平成 23 年度の本契約においては、過去の実績や他の類似事業を参考に算定しました。	
第 6 5(2) ②	予定価格について 本随意契約における予定価格の内訳は主に人件費であり、その積算においては名古屋市職員の給与に準じて市の人事委員会勧告も加味して決定しているとのことである。しかし、見積書徴取過程において事前に人件費・運営費・事業費ごとに委託先との協議が行われている。 事業の外部委託は、当該事業の専門性や有効性等の観点から市の外部に委託されるものであり、委託先の体制によっては異なるコスト水準になるものと考えられるが、予定価格を委託先との協議により計上した予算の積算及び金入設計書を参考に設定する場合、実質的に予定価格を設ける意味が失われ、予定価格が見積金額の妥当性の判断材料として十分な機能を果たさない。 以上により、本委託業務については経済的な予算額及び予定価格になるように、積算を行うか類似の実勢価格を参考にすることがより適切と考える。	健康福祉局では、予算策定時に委託先から聴取した見積書の妥当性について検証し、他の類似事業や過去の実績を参考に積算の見直しをするとともに、金入設計書及び予定価格設定時には、独自に経費を積み上げて算定するなど、経済性の発揮に努めています。平成 23 年度の本契約においては、過去の実績を参考に算定しました。	措置済
第 6 6(2) ②	人件費及び物件費の相互流用について 「名古屋市地域包括支援センター運営事業にかかる業務委託契約書」第 4 条（委託料）において、人件費、物件費の間においては、原則として相互流用することができないとされている。一方、第 5 条（委託料の変更）において、この契約の締結後に生じた事由のため、委託料を変更する必要があるときは、協議のうえ委託料を変更することができるとされている。 これを受けて平成 22 年 3 月 31 日付の覚書において、人件費と物件費の間において委託料の変更がなされている。（人件費を 9,459,515 円減額し、物件費を同額増加）これは一部の地域包括支援センターの移転費用等により物件費が増加した、とのことである。 しかしながら、9 百万円を超える多額の物件費の増加が見込まれる場合には、通常、委託料を超過する事実の発生並びに当該超過額の見積は可能であり、それにより事前にすく	人件費、物件費の相互流用に係る覚書については、ご指摘の趣旨を踏まえ、今後は適時協議を行い、具体的内容を確認の上、締結することとします。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	なくとも年度末の3月31日より前に、物件費超過の事実及びその内容について検討・協議することができたものと思われる。 したがって、人件費、物件費間の相互流用に関しては、原則禁止とされている以上、できる限り適時に協議を行い、覚書を締結する必要がある。		
第6 6(2) ③	委託料の精算について 「名古屋市地域包括支援センター運営事業にかかる業務委託契約書」第6条（委託料の精算）において、受託者は支払を受けた管理運営に要する委託料の執行状況を明らかにした精算書の提出をしなければならないとされている。 「平成21年度名古屋市地域包括支援センター運営事業委託料精算書」には支援センターごとに、個人別の給料、手当等の人件費の内訳は詳細に記載されており、物件費については介護予防ケアマネジメントなど各費目10区分ごとに執行額がそれぞれ明記されている。 しかしながら、物件費の見積内訳が5区分であるのに対して、精算書に記載されている内訳が10区分であり支出目的区分ごとの記載に対応していないことから、増減要因が判別しづらい内容となっている。 さらに、人件費について、例えば17か所委託している地域包括支援センターのうち、千種区西部地域包括支援センターの社会福祉士、保健師及主任ケアマネージャー7人に対する人件費合計は24,500,195円で一人当たり3,500,027円、北区西部地域包括支援センターの社会福祉士、保健師及主任ケアマネージャー11人に対する人件費合計は44,216,820円で一人当たり4,019,710円と、見積時の平均単価6,033,082円と乖離があるにも拘らず、それらの内容検討が十分になされていない。 したがって、「平成21年度名古屋市地域包括支援センター運営事業委託精算書」における委託契約額941,289,000円と精算額808,241,540円の差額133,047,460円について、詳細に分析するために、物件費における各費目の執行額の内訳の添付に加え、人件費の負担額の詳細な分析・検討を行う必要がある。	物件費については、平成22年度以降は、公募型プロポーザルに移行し、提案時により詳細な見積りの提出を求め、選定にあたり内容の検証を行ったところです。 人件費については、平成22年度予算以降は前々年度の執行実績を分析・検討し、予算積算を行っています。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 6 7(2) ②	人件費及び物件費の相互流用について 「名古屋市地域包括支援センター運営事業にかかる業務委託契約書」第 4 条（委託料）において、人件費、物件費の間においては、原則として相互流用することができないとされている。一方、第 5 条（委託料の変更）において、この契約の締結後に生じた事由のため、委託料を変更する必要があるときは、協議のうえ委託料を変更することができるとされている。 これを受けて平成 22 年 3 月 31 日付の覚書において、人件費と物件費の間において委託料の変更がなされている（人件費を 1,198,000 円減額し、物件費を同額増加）。 しかしながら、当初委託物件費 55,307,000 円と実際執行額 55,904,534 円との差額 597,534 円に対する上記変更額 1,198,000 円について、その差額の内容の確認が行われていない。 したがって、人件費、物件費間の相互流用に関しては、原則禁止とされている以上、できる限り適時に協議を行い、具体的内容を確認の上、覚書を締結する必要がある。	人件費、物件費の相互流用に係る覚書については、ご指摘の趣旨を踏まえ、今後は適時協議を行い、具体的内容を確認の上、締結することとします。	措置済
第 6 7(2) ③	委託料の精算について 「名古屋市地域包括支援センター運営事業にかかる業務委託契約書」第 6 条（委託料の精算）において、受託者は支払を受けた管理運営に要する委託料の執行状況を明らかにした精算書の提出をしなければならないとされている。 「平成 21 年度名古屋市地域包括支援センター運営事業委託料精算書」には支援センターごとに、個人別の給料、手当等の人件費の内訳は詳細に記載されており、物件費については介護予防ケアマネジメントなど各費目 10 区分ごとに執行額がそれぞれ明記されている。 しかしながら、物件費の見積内訳が 5 区分であるのに対して、精算書に記載されている内訳が 10 区分であり支出目的区分ごとの記載に対応していないことから、増減要因が判別しづらい内容となっている。 さらに、人件費について、例えば 5 か所委託している地域包括支援センターのうち、千種区東部地域包括支援センターの社会福祉士、保健師及主任ケアマネージャー 9 人に対する人件費合計は 50,252,265 円で一人当たり 5,583,585 円、西区北部地域包括支援センターの社会福祉士、保健師及主任ケアマネー	物件費については、平成 22 年度以降は、公募型プロポーザルに移行し、提案時により詳細な見積りの提出を求め、選定にあたり内容の検証を行ったところです。 人件費については、平成 22 年度予算以降は前々年度の執行実績を分析・検討し、予算積算を行っています。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ヤー8 人に対する人件費合計は 46,538,914 円で一人当たり 5,817,364 円と、見積時の平均単価 6,046,666 円と乖離があるにも拘らず、それらの人件費と作業内容の対応等の検討が十分になされていない。 また、精算書には 5 か所委託している地域包括支援センターの人件費とは別に、主査及びその他の事務職員の合計 2 名の人件費 10,483,062 円が記載されているが、前述と同様にそれらの人件費と作業内容の対応等の検討が十分なされているとは言い難い。 したがって、「平成 21 年度名古屋市地域包括支援センター運営事業委託精算書」における委託契約額 327,407,000 円と精算額 288,643,581 円の差額 38,763,419 円について、詳細に分析するために、物件費における各費目の執行額の内訳の添付に加え、人件費の負担額の詳細な分析・検討を行う必要がある。		
第 6 8(2) ②	予定価格について 予定価格については受託先である（社福）名古屋市社会福祉協議会の作成した見積内訳に基づき計上した予算の積算及び金入設計書を参考に決定されているが、①により人件費が計上されず、物件費のみが計上されている。 さらに、内訳として報償費 5,933,000 円、役務費 136,000 円、使用料及び賃借料 816,000 円、研修費 252,000 円及びパンフレット代 2,893,000 円の記載はあるものの、それ以上の詳細な内訳金額の記載はなく、算定根拠の検証がなされていない。 したがって、予定価格の算定根拠となっている受託者からの見積内訳については、その内容及び記載金額に関して、妥当性を検証する必要がある。	本事業委託については、平成 22 年度契約からは名古屋市地域包括支援センター運営事業に係る業務委託に一括して、また、競争性を導入し、公募型プロポーザル方式により契約を行っています。	措置済
第 6 8(2) ③	委託料の精算について 「名古屋市認知症高齢者を介護する家族支援事業にかかる業務委託契約書」第 5 条（委託料の精算）において、受託者は支払を受けた委託料の執行状況を明らかにした精算書の提出をしなければならないとされている。 「平成 21 年度名古屋市認知症高齢者を介護する家族支援事業費精算書」には支援センターごとに、物件費について家族教室医師謝礼など各費目 8 区分ごとに執行額がそれぞれ明記されている。 しかしながら、物件費の見積内訳が 5 区分	平成 22 年度以降は、公募型プロポーザルに移行し、提案時により詳細な見積りの提出を求め、選定にあたり内容の検証を行ったところです。 （平成 22 年度の契約から、本件と地域包括支援センター運営事業の業務委託契約を一本化しました。）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	であるのに対して、精算書に記載されている内訳が 8 区分であり支出目的区分ごとの記載に対応していないことから、増減要因が判別しづらい内容となっている。 したがって、「平成 21 年度名古屋市認知症高齢者を介護する家族支援事業費精算書」における委託契約額 10,030,000 円と精算額 9,498,905 円の差額 531,095 円について、詳細に分析するために、物件費における各費目の執行額の内訳の詳細な分析・検討を行う必要がある。		
第 6 9(2) ①	予定価格について 予定価格は原則として当年度の必要予定額を見積って積算すべきものであるが、本件の場合、前年の実績等を参考に委託先が作成した見積書をもとに計上した予算及び金入設計書が作成されている。予算作成段階での経費削減交渉はあるものの、そもそも、前年の経費に関して費目レベル以上の報告がなく、単価・数量・購入物等についての詳細な情報がないため、具体的な交渉材料に欠けることから合計額ベースでの全体的な削減交渉にとどまっている。 当事業の趣旨が各地域の自主的な活動を支援するというものであることから、市が、予算の執行方法について詳細に指示すべきではないとの考えは理解できる。しかし、業者の選定や適正単価を検討する際の比較材料としてのノウハウを蓄積するためにも、予算執行額の具体的な用途や業者、金額等を市として把握し、その妥当性について検討を行うことが必要であると考え。	健康福祉局では、予算策定時に委託先から聴取した見積書の妥当性について検証し、他の類似事業や過去の実績を参考に積算の見直しをするとともに、金入設計書及び予定価格設定時には、独自に経費を積み上げて算定するなど、経済性の発揮に努めています。 平成 23 年度の本契約においては、予算執行額の具体的な用途や内訳を把握し、適切な予算計上及び予定価格の設定に努めております。	措置済
第 6 10(2) ①	随意契約について 本委託業務については地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とされており、業者の選定理由については、公金処理と密接に連動する介護保険料の収納関係電算処理については、㈱ユーフィット以外には委託困難であるためとしている。 しかし、委託業務の中には封入れ・封かん等、㈱ユーフィット以外の業者でも実施可能な作業が含まれているため、当該作業については、随意契約ではなく一般競争入札によることが可能であったと考える。 なお、当該作業の業務委託については、平成 23 年度内の一般競争入札導入が検討されて	当該作業の業務委託契約については、24 年 1 月より入札を導入する予定です。入札の方式につきましては、引き続き検討してまいります。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考																																																																																																																
	いる。																																																																																																																		
第 6 11(2) ①	搬送に関する経費負担について 名古屋市と㈱ユーフィットの間には、収入消込処理等に関連した納付書や督促状等の帳票の作成業務を委託した契約が多数存在する。当該契約の中には、複数搬送等に関する経費が織り込まれている。下記は、財政局収納対策課・健康福祉局保険年金課・健康福祉局医療福祉課において見積及び請求された搬送に関連する経費である。 <table><tr><th colspan="7">【財政局収納対策課】</th><th>単位：円</th></tr><tr><th>処理内容</th><th>基準額</th><th>数量</th><th>予定件数</th><th>予定金額</th><th>実際件数</th><th>実際価額</th><th></th></tr><tr><td>収納関連資料（消通等）回収及び区配準備</td><td>7,000</td><td>1日</td><td>250</td><td>1,750,000</td><td>244</td><td>1,708,000</td><td></td></tr><tr><td>搬送</td><td>22,000</td><td>1日</td><td>250</td><td>5,500,000</td><td>244</td><td>5,368,000</td><td></td></tr><tr><td>搬送準備</td><td>7,400</td><td>1回</td><td>250</td><td>1,850,000</td><td>244</td><td>1,805,600</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td>9,100,000</td><td></td><td>8,881,600</td><td></td></tr></table> <table><tr><th colspan="7">【健康福祉局保険年金課】</th><th>単位：円</th></tr><tr><th>処理内容</th><th>基準額</th><th>数量</th><th>予定件数</th><th>予定金額</th><th>実際件数</th><th>実際価額</th><th></th></tr><tr><td>搬送費</td><td>22,000</td><td>1日</td><td>193</td><td>4,246,000</td><td>190</td><td>4,180,000</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td>4,246,000</td><td></td><td>4,180,000</td><td></td></tr></table> <table><tr><th colspan="7">【健康福祉局医療福祉課】</th><th>単位：円</th></tr><tr><th>処理内容</th><th>基準額</th><th>数量</th><th>予定件数</th><th>予定金額</th><th>実際件数</th><th>実際価額</th><th></th></tr><tr><td>搬送費</td><td>22,000</td><td>1日</td><td>243</td><td>5,346,000</td><td>242</td><td>5,324,000</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td>5,346,000</td><td></td><td>5,324,000</td><td></td></tr></table> 上記の契約においては名古屋市役所本庁及び各区役所に配送することが要求されている。配送ルートが重複している業務であるにも関わらず、異なる部局部課で同様の経費が計上されていることは不合理である。これは各部局各課間の経費に係る連絡が不十分であるためであると考え。名古屋市各局各課においては、同様の業務内容の有無に関しては適時連絡を取り合い不必要な経費の支払いを抑えるよう対応する必要がある。	【財政局収納対策課】							単位：円	処理内容	基準額	数量	予定件数	予定金額	実際件数	実際価額		収納関連資料（消通等）回収及び区配準備	7,000	1日	250	1,750,000	244	1,708,000		搬送	22,000	1日	250	5,500,000	244	5,368,000		搬送準備	7,400	1回	250	1,850,000	244	1,805,600		合計				9,100,000		8,881,600		【健康福祉局保険年金課】							単位：円	処理内容	基準額	数量	予定件数	予定金額	実際件数	実際価額		搬送費	22,000	1日	193	4,246,000	190	4,180,000		合計				4,246,000		4,180,000		【健康福祉局医療福祉課】							単位：円	処理内容	基準額	数量	予定件数	予定金額	実際件数	実際価額		搬送費	22,000	1日	243	5,346,000	242	5,324,000		合計				5,346,000		5,324,000		指摘を受けた 3 課（財政局収納対策課・健康福祉局保険年金課・健康福祉局医療福祉課）及び配送内容が同様であった健康福祉局介護保険課において連携し、委託業者との折衝を行いました。 その結果、上記 4 課における平成 23 年度委託契約において、1 日当たりの配送費単価を引き下げることが出来たところです。（保険年金課は 22,000 円から 16,700 円への引き下げ）	措置済
【財政局収納対策課】							単位：円																																																																																																												
処理内容	基準額	数量	予定件数	予定金額	実際件数	実際価額																																																																																																													
収納関連資料（消通等）回収及び区配準備	7,000	1日	250	1,750,000	244	1,708,000																																																																																																													
搬送	22,000	1日	250	5,500,000	244	5,368,000																																																																																																													
搬送準備	7,400	1回	250	1,850,000	244	1,805,600																																																																																																													
合計				9,100,000		8,881,600																																																																																																													
【健康福祉局保険年金課】							単位：円																																																																																																												
処理内容	基準額	数量	予定件数	予定金額	実際件数	実際価額																																																																																																													
搬送費	22,000	1日	193	4,246,000	190	4,180,000																																																																																																													
合計				4,246,000		4,180,000																																																																																																													
【健康福祉局医療福祉課】							単位：円																																																																																																												
処理内容	基準額	数量	予定件数	予定金額	実際件数	実際価額																																																																																																													
搬送費	22,000	1日	243	5,346,000	242	5,324,000																																																																																																													
合計				5,346,000		5,324,000																																																																																																													
第 6 13(2) ①	搬送に関する経費負担について 名古屋市と㈱ユーフィットの間には、収入消込処理等に関連した納付書や督促状等の帳票の作成業務を委託した契約が多数存在する。当該契約の中には、複数搬送等に関する経費が織り込まれている。下記は、財政局収納対策課・健康福祉局保険年金課・健康福祉局医療福祉課において見積及び請求された搬送に関連する経費である。 <table><tr><th colspan="7">【財政局収納対策課】</th><th>単位：円</th></tr><tr><th>処理内容</th><th>基準額</th><th>数量</th><th>予定件数</th><th>予定金額</th><th>実際件数</th><th>実際価額</th><th></th></tr><tr><td>収納関連資料（消通等）回収及び区配準備</td><td>7,000</td><td>1日</td><td>250</td><td>1,750,000</td><td>244</td><td>1,708,000</td><td></td></tr><tr><td>搬送</td><td>22,000</td><td>1日</td><td>250</td><td>5,500,000</td><td>244</td><td>5,368,000</td><td></td></tr><tr><td>搬送準備</td><td>7,400</td><td>1回</td><td>250</td><td>1,850,000</td><td>244</td><td>1,805,600</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td>9,100,000</td><td></td><td>8,881,600</td><td></td></tr></table> <table><tr><th colspan="7">【健康福祉局保険年金課】</th><th>単位：円</th></tr><tr><th>処理内容</th><th>基準額</th><th>数量</th><th>予定件数</th><th>予定金額</th><th>実際件数</th><th>実際価額</th><th></th></tr><tr><td>搬送費</td><td>22,000</td><td>1日</td><td>193</td><td>4,246,000</td><td>190</td><td>4,180,000</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td>4,246,000</td><td></td><td>4,180,000</td><td></td></tr></table> <table><tr><th colspan="7">【健康福祉局医療福祉課】</th><th>単位：円</th></tr><tr><th>処理内容</th><th>基準額</th><th>数量</th><th>予定件数</th><th>予定金額</th><th>実際件数</th><th>実際価額</th><th></th></tr><tr><td>搬送費</td><td>22,000</td><td>1日</td><td>243</td><td>5,346,000</td><td>242</td><td>5,324,000</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td>5,346,000</td><td></td><td>5,324,000</td><td></td></tr></table> 上記の契約においては名古屋市役所本庁及び各区役所に配送することが要求されてい	【財政局収納対策課】							単位：円	処理内容	基準額	数量	予定件数	予定金額	実際件数	実際価額		収納関連資料（消通等）回収及び区配準備	7,000	1日	250	1,750,000	244	1,708,000		搬送	22,000	1日	250	5,500,000	244	5,368,000		搬送準備	7,400	1回	250	1,850,000	244	1,805,600		合計				9,100,000		8,881,600		【健康福祉局保険年金課】							単位：円	処理内容	基準額	数量	予定件数	予定金額	実際件数	実際価額		搬送費	22,000	1日	193	4,246,000	190	4,180,000		合計				4,246,000		4,180,000		【健康福祉局医療福祉課】							単位：円	処理内容	基準額	数量	予定件数	予定金額	実際件数	実際価額		搬送費	22,000	1日	243	5,346,000	242	5,324,000		合計				5,346,000		5,324,000		指摘を受けた 3 課（財政局収納対策課・健康福祉局保険年金課・健康福祉局医療福祉課）及び配送内容が同様であった健康福祉局介護保険課において連携し、委託業者との折衝を行いました。 その結果、上記 4 課における平成 23 年度委託契約において、1 日当たりの配送費単価を引き下げることが出来たところです。（医療福祉課は 22,000 円から 17,600 円への引き下げ）	措置済
【財政局収納対策課】							単位：円																																																																																																												
処理内容	基準額	数量	予定件数	予定金額	実際件数	実際価額																																																																																																													
収納関連資料（消通等）回収及び区配準備	7,000	1日	250	1,750,000	244	1,708,000																																																																																																													
搬送	22,000	1日	250	5,500,000	244	5,368,000																																																																																																													
搬送準備	7,400	1回	250	1,850,000	244	1,805,600																																																																																																													
合計				9,100,000		8,881,600																																																																																																													
【健康福祉局保険年金課】							単位：円																																																																																																												
処理内容	基準額	数量	予定件数	予定金額	実際件数	実際価額																																																																																																													
搬送費	22,000	1日	193	4,246,000	190	4,180,000																																																																																																													
合計				4,246,000		4,180,000																																																																																																													
【健康福祉局医療福祉課】							単位：円																																																																																																												
処理内容	基準額	数量	予定件数	予定金額	実際件数	実際価額																																																																																																													
搬送費	22,000	1日	243	5,346,000	242	5,324,000																																																																																																													
合計				5,346,000		5,324,000																																																																																																													

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考					
	る。配送ルートが重複している業務であるにも関わらず、異なる部局部課で同様の経費が計上されていることは不合理である。これは各部局各課間の経費に係る連絡が不十分であるためであると考え。名古屋市各局各課においては、同様の業務内容の有無に関しては適時連絡を取り合い不必要な経費の支払いを抑えるよう対応する必要がある。							
第 6 14(2) ①	予定価格について 現在予定価格は独自に見積もった予防接種毎の予定人数に予定単価を積算することによって計算されている。 ただし、平成 21 年度の積算においては、名古屋市が設定した予定人数に予定単価を乗じた場合 736,706,535 円（税抜）となるが、設計書においては当該積算が 1,498,237,856 円（税抜）となっていた。当該差額は 761,531,321 円と非常に多額である。 単純な計算ミスとのことであるが、金額的重要性を考慮した場合、当該設計のミス並びに検査者の検出漏れは指摘せざるを得ない事項である。	平成 23 年度の契約からは、設計書をわかりやすい様式に変更することにより、ミスが起こらないように努めております。	措置済					
第 6 17(2) ①	実績報告票入力（基本料金）について 健康診査委託料集計・統計業務委託においては、実績報告票入力費用として 1)基本料金と 2)従量料金に区分され請求されている。当該入力費用のうち、入力件数とは関連せず発生する基本料金として以下の作業費用が見積もられているとのことである。 <table border="1"><tr><td>実績報告票入力(基本料金)に含まれる構成要素</td></tr><tr><td>・名古屋市とのスケジュール調整</td></tr><tr><td>・パンチをする者など、必要人員の配置に係る経費</td></tr><tr><td>・帳票受取、配送にかかる経費</td></tr><tr><td>・プログラムをはしらせるための機器使用にかかる経費</td></tr></table> 上記実施内容のうち、プログラムをはしらせるための機器使用については、基本として週 1 回(ただし、繁忙期のみ 1 回増加)実施され、年間で 49 回実施されることとなっている。 また、帳票受取、配送にかかる経費は、健康福祉局と㈱ユーフィット各保健所間で入力用の元資料の送付・実績報告票の返送業務である。しかし、他部署においても、㈱ユーフ	実績報告票入力(基本料金)に含まれる構成要素	・名古屋市とのスケジュール調整	・パンチをする者など、必要人員の配置に係る経費	・帳票受取、配送にかかる経費	・プログラムをはしらせるための機器使用にかかる経費	本業務については、平成 23 年度の委託業者選定のため指名競争入札を実施した結果、 （株）NTTデータカスタマサービスにより落札されたところです。 当該業者との契約においては、基本料金という費用見積は行っておりません。なお、入札にあたっては、配送をはじめ、様々な経費につき、厳しく見積りをしていただいたところです。	措置済
実績報告票入力(基本料金)に含まれる構成要素								
・名古屋市とのスケジュール調整								
・パンチをする者など、必要人員の配置に係る経費								
・帳票受取、配送にかかる経費								
・プログラムをはしらせるための機器使用にかかる経費								

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	イトに配送業務を委託している。そのため、健康福祉局健康増進課は他部署と連携し、配送業務の統合による効率化を実施し、経費の削減を進めることが必要である。 他の㈱ユーフィットとの契約から算出した場合、約 100 万円の経費削減ができる可能性を有している。		
第 6 18(2) ①	予定価格について 当該委託契約では、予算策定時に入手した見積書の金額を、そのまま予算額、設計金額、予定価格としているが、予定価格は、契約金額の妥当性の判断基準となるものであり、経済性の観点から十分な検討を行う必要がある。 1 者随意契約の場合であっても同様であり、当該委託先からの見積書をそのまま予定価格とすることは適切ではなく、積算を行うか、自ら積算することが困難な場合であっても、他社の見積もりを入手することや、当該委託先から見積書の明細書を入手し、発生する経費等の工数や単価を検討することにより、見積書の妥当性を確かめるべきであった。	健康福祉局では、予算策定時に委託先から聴取した見積書の妥当性について検証し、他の類似事業や過去の実績を参考に積算の見直しをするとともに、金入設計書及び予定価格設定時には、独自に経費を積み上げて算定するなど、経済性の発揮に努めています。 平成 23 年度の本契約においては、見積金額の内容について精査を行い、平成 22 年度の収支計算書において不用な金額が多い部分については見直しを行った上で算定しました。	措置済
第 6 19(2) ①	予定価格について 当該委託契約では、予算策定時に入手した見積書の金額を、そのまま予算額、設計金額、予定価格としているが、予定価格は、契約金額の妥当性の判断基準となるものであり、経済性の観点から十分な検討を行う必要がある。 1 者随意契約の場合であっても同様であり、当該委託先からの見積書をそのまま予定価格とすることは適切ではなく、積算を行うか、自ら積算することが困難な場合であっても、他社の見積もりを入手することや、当該委託先から見積書の明細書を入手し、発生する経費等の工数や単価を検討することにより、見積書の妥当性を確かめるべきであった。	健康福祉局では、予算策定時に委託先から聴取した見積書の妥当性について検証し、他の類似事業や過去の実績を参考に積算の見直しをするとともに、金入設計書及び予定価格設定時には、独自に経費を積み上げて算定するなど、経済性の発揮に努めています。 平成 23 年度の本契約においては、見積金額の内容を精査し、事業費など不用な経費が認められた部分については精査した上で算定しました。	措置済
第 6 20(2) ①	傷害保険、賠償責任保険の加入について（（社福）芳龍福祉会） 当該委託業務の仕様書には、当該委託業務の実施に当たり、傷害保険、賠償責任保険に加入することが定められているが、（社福）芳龍福祉会が業務実施後に提出した精算書には保険料が支出に含まれておらず、保険に加入していないことが判明した。	平成 23 年 4 月 1 日より、損害保険料に加入したことを確認しました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	傷害保険、賠償責任保険への加入は、当該業務を実施することにより、不測の事態が発生した場合に対処するために必要なものとして仕様書に記載されているものであるから、業務委託を行うにあたって、委託先が加入していることを確認すべきであった。今後は、仕様書のとおり委託業務が実施されるよう、適宜確認を行う必要がある。		
第6 20(2) ②	予定価格について 当該委託契約では、予算策定時に入手した見積書の金額を、そのまま予算額、設計金額、予定価格としているが、予定価格は、契約金額の妥当性の判断基準となるものであり、経済性の観点から十分な検討を行う必要がある。 1 者随意契約の場合であっても、当該委託先からの見積書をそのまま予定価格とすることは適切ではなく、積算を行うか、自ら積算することが困難な場合であっても、他社の見積もりを入手することや、当該委託先から見積書の明細書を入手し、発生する経費等の工数や単価を検討することにより、見積書の妥当性を確かめるべきであった。 実際、当該委託契約では、精算が行われているが就労訓練の作業量に比例して発生する人件費はともかく、必ずしも作業量に比例的に発生するとは限らない物件費についても余剰が生じ、返納を受けている。特に（社福）有隣協会では、予定価格の元になった見積書では3,183千円であった物件費が、精算時には394千円と予定価格の12%程度に過ぎなかった。これは、予定価格の設定が適切に行われなかったこと、すなわち委託先からの見積書を十分検討していなかったことを意味する。今後は、見積書の詳細な内訳を入手するなどして十分な検討を行った上で予定価格を設定すべきである。	健康福祉局では、予算策定時に委託先から聴取した見積書の妥当性について検証し、他の類似事業や過去の実績を参考に積算の見直しをするとともに、金入設計書及び予定価格設定時には、独自に経費を積み上げて算定するなど、経済性の発揮に努めています。平成23年度の本契約においては、見積金額の内容について精査を行い、見積書の金額の妥当性を確認した上で算定しました。	措置済

平成 23 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

子ども青少年局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 7 1(2) ①	検査調書の作成について 検査は契約の適正な履行を確保するために行われるものであり、市が委託した業務の実績が市の要求水準を満たしているかを確認するものである。この点、名古屋市契約規則第 50 条第 1 項において、契約金額が 100 万円以上であるときは検査調書を作成することになっているが、履行確認の報告書の入手のみで、履行状況を確認・検査した検査調書が作成されていない。 委託先からの履行確認の報告書の入手のみの場合、問題として表面化していないだけで、委託業務の実績が市の要求水準を満たしていない場合も考えられ、検査を通じて業務そのものの改善点が発見できる場合も考えられる。このような検討については、精算書及び事業実績報告書を入手した際に、市の担当者が実施していると思われるが、その検討の確実性のためにも検査及び検査調書の作成が必要である。	平成 22 年度実施分より、検査調書を作成しました。	措置済
第 7 1(2) ②	予定価格について 予定価格は契約額の判断基準となるものであり、見積合わせにおいて、契約をしようとする者から徴取した見積書の見積金額の妥当性の判断材料となるものである。 本随意契約における予定価格については、類似業務を参考に積算した予算額に基づいて設定しているとのことであったが、契約をしようとする者への見積書の提出依頼文書において、見積書に記載された金額をもって契約金額とする旨が記載されている。たしかに、予定価格は見積金額の判断基準であり、予定価格を大幅に超過しない限り見積金額をもって契約額となるが、予定価格を大幅に超過する場合には、委託先に対し見積金額の見直しを求める必要も考えられる。	平成 23 年度実施分の見積依頼書より、見積金額をもって契約金額とする旨の記載はやめました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	したがって、委託先に対し見積金額の見直しを求める可能性がある以上、見積書の提出依頼文書において、見積書に記載された金額をもって契約金額とする旨までは記載すべきではないと考える。		
第7 2(2) ①	検査調書の作成について 名古屋市契約規則第50条第1項においては、契約金額が100万円以上であるときは検査調書を作成することになっているが、履行確認の報告書の入手のみで、履行状況を確認・検査した検査調書が作成されていない。 委託先からの履行確認の報告書の入手のみの場合、問題として表面化していないだけで、委託業務の実績が市の要求水準を満たしていない場合も考えられ、検査を通じて業務そのものの改善点が発見できる場合も考えられる。このような検討については、精算書及び事業実績報告書を入手した際に、市の担当者が実施していると思われるが、その検討の確実性のためにも検査及び検査調書の作成が必要である。	平成22年度実施分より、検査調書を作成しました。	措置済
第7 2(2) ②	予定価格について 予定価格は契約額の判断基準となるものであり、見積合わせにおいて、契約をしようとする者から徴取した見積書の見積金額の妥当性の判断材料となるものである。 本随意契約については、先述した「名古屋市放課後子どもプランモデル事業実施委託」と同様に、類似業務を参考に積算した予算額に基づいて設定しているとのことであったが、契約をしようとする者へ見積書の提出依頼文書において、見積書に記載された金額をもって契約金額とする旨が記載されている。たしかに、予定価格は見積金額の判断基準であり、予定価格を大幅に超過しない限り見積金額をもって契約額となるが、予定価格を大幅に超過する場合には、委託先に対し見積金額の見直しを求める必要も考えられる。 したがって、委託先に対し見積金額	平成23年度実施分の見積依頼書より、見積金額をもって契約金額とする旨の記載はやめました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	の見直しを求める可能性がある以上、見積書の提出依頼文書において、見積書に記載された金額をもって契約金額とする旨までは記載すべきではないと考える。		
第7 3(2) ①	検査調書の作成について 検査は契約の適正な履行を確保するために行われるものであり、市が委託した業務の実績が市の要求水準を満たしているかを確認するものである。この点、名古屋市契約規則第50条第1項において、契約金額が100万円以上であるときは検査調書を作成することになっているが、履行確認の報告書の入手のみで、履行状況を確認・検査した検査調書が作成されていない。 委託先からの履行確認の報告書の入手のみの場合、問題として表面化していないだけで、委託業務の実績が市の要求水準を満たしていない場合も考えられ、検査を通じて業務そのものの改善点が発見できる場合も考えられる。このような検討については、精算書及び事業実績報告書を入手した際に、市の担当者が実施していると思われるが、その検討の確実性のためにも検査及び検査調書の作成が必要である。	平成22年度実施分より、検査調書を作成しました。	措置済
第7 4(2) ①	検査調書の作成について 検査は契約の適正な履行を確保するために行われるものであり、市が委託した業務の実績が市の要求水準を満たしているかを確認するものである。この点、名古屋市契約規則第50条第1項において、契約金額が100万円以上であるときは検査調書を作成することになっているが、履行確認の報告書の入手のみで、履行状況を確認・検査した検査調書が作成されていない。 委託先からの履行確認の報告書の入手のみの場合、問題として表面化していないだけで、委託業務の実績が市の要求水準を満たしていない場合も考えられ、検査を通じて業務そのものの改善点が発見できる場合も考えられる。このような検討については、精算書及び事業実績報告書を入手した際に、市	委託先より精算書類の提出を受け、検査及び検査調書の作成を行いました。（平成23年3月31日実施）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	の担当者が実施していると思われるが、その検討の確実性のためにも検査及び検査調書の作成が必要である。		
第7 5(2) ①	検査調書の作成について 検査は契約の適正な履行を確保するために行われるものであり、市が委託した業務の実績が市の要求水準を満たしているかを確認するものである。この点、名古屋市契約規則第50条第1項において、契約金額が100万円以上であるときは検査調書を作成することになっているが、履行確認の報告書の入手のみで、履行状況を確認・検査した検査調書が作成されていない。 委託先からの履行確認の報告書の入手のみの場合、問題として表面化していないだけで、委託業務の実績が市の要求水準を満たしていない場合も考えられ、検査を通じて業務そのものの改善点が発見できる場合も考えられる。このような検討については、精算書及び事業実績報告書を入手した際に、市の担当者が実施していると思われるが、その検討の確実性のためにも検査及び検査調書の作成が必要である。	委託先より実績報告書の提出を受け、検査及び検査調書の作成を行いました。（平成23年1月分より実施）	措置済
第7 6(2) ①	予定価格について 予定価格は契約額の判断基準となるものであり、見積合わせにおいて、契約をしようとする者から徴取した見積書の見積金額の妥当性の判断材料となるものである。 本随意契約における予定価格については、設計書作成のための単価の根拠が不明確になっている。それにより、上記の判断材料として十分機能しない状態になっているため、名古屋市独自の積算に見直しを行うことが必要である。	予定価格については、平成23年3月4日に、CIO補佐監による情報システム事前点検を受けており、CIO補佐監からは、システム運用などに関する積算を行うにあたっては、土木工事にあるような明確な工法や部材単価などが無く、また、人や職種によって単価が異なるため、単価を一概に示せるものではないことから、単価に主眼を置くよりも、工数の精査を行うことが必要であるという意見をいただいています。 これを受け、平成23年度の契約を行うにあたっては、単価についてはこれまでの実績単価を用いるものの、工数の精査を行い、その仕様をもって見積書を徴取し、見積金額の妥当性を判断しています。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第7 7(2) ①	予定価格について 予定価格は契約額の判断基準となるものであり、見積合わせにおいて、契約をしようとする者から徴取した見積書の見積金額の妥当性の判断材料となるものである。 本随意契約における予定価格については、設計書作成のための単価の根拠が不明確になっている。それにより、上記の判断材料として十分機能しない状態になっているため、名古屋市独自の積算に見直しを行うことが必要である。	予定価格については、平成23年3月4日に、CIO補佐監による情報システム事前点検を受けており、CIO補佐監からは、システム運用などに関する積算を行うにあたっては、土木工事にあるような明確な工法や部材単価などが無く、また、人や職種によって単価が異なるため、単価を一概に示せるものではないことから、単価に主眼を置くよりも、工数の精査を行うことが必要であるという意見をいただいています。 これを受け、平成23年度の契約を行うにあたっては、単価はこれまでの実績単価を用いるものの、工数の精査を行い、その仕様をもって見積書を徴取し、見積金額の妥当性を判断しています。	措置済
第7 10(2) ①	貸付備品の管理について 「名古屋市にじが丘荘の管理業務に関する協定書」第20条によれば、「物品関係内訳書」に記載された備品を市が（財）名古屋市千種母子福祉協会に貸付け、（財）名古屋市千種母子福祉協会は市へ「預かり証」を提出することとされている。 しかし、（財）名古屋市千種母子福祉協会から市に提出された「預かり証」が確認できない状態になっており、「預かり証」の適切な管理をする必要がある。	ただちに「預かり証」を受領し、協定書とともに管理する等、再発防止に努めました。	措置済

平成 23 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

住宅都市局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考																				
第 8 13(2) ①	契約金額の積算について 平成 16 年度に名古屋市住宅供給公社が作成した「指定管理者制度導入検討報告書（案）」では、市営住宅等の管理について以下のように業務量が見積られている。 （単位：分） <table><tr><th>業務区分</th><th>1 か月あたり 業務量合計</th></tr><tr><td>1) 緊急対応及び相隣関係</td><td>106,365</td></tr><tr><td>2) 収納管理</td><td>628,543</td></tr><tr><td>3) 入居者管理</td><td>193,283</td></tr><tr><td>4) 管理</td><td>96,691</td></tr><tr><td>5) 施設保全</td><td>590,350</td></tr><tr><td>6) 駐車場</td><td>135,441</td></tr><tr><td>7) 募集</td><td>183,964</td></tr><tr><td>8) その他</td><td>28,040</td></tr><tr><td>総合計</td><td>1,962,677</td></tr></table> 当該業務量を人数に換算すると、約 200 人の人数が必要になるとのことである。しかし、21 年度の名古屋市住宅供給公社の人員は 161 人（平成 21 年 7 月 1 日現在）であり、上記業務量に比して人員が不足している可能性がある。また、市の担当者にはヒアリングしたところ、公社職員の高齢化が進んでいるとのことであった。 市は、適正な質を確保しつつ業務を実施するために、どの程度の人員が必要であるかを改めて精査し、適正な人員が確保されているか検証すべきである。	業務区分	1 か月あたり 業務量合計	1) 緊急対応及び相隣関係	106,365	2) 収納管理	628,543	3) 入居者管理	193,283	4) 管理	96,691	5) 施設保全	590,350	6) 駐車場	135,441	7) 募集	183,964	8) その他	28,040	総合計	1,962,677	【住宅管理課】 必要な人員については、平成 16 年度の業務量の追跡調査を現在、住宅供給公社において実施しています。この調査結果等を踏まえて、平成 24 年度協定及び契約の締結に向けて適正な人員体制の検証を行います。	措置済
業務区分	1 か月あたり 業務量合計																						
1) 緊急対応及び相隣関係	106,365																						
2) 収納管理	628,543																						
3) 入居者管理	193,283																						
4) 管理	96,691																						
5) 施設保全	590,350																						
6) 駐車場	135,441																						
7) 募集	183,964																						
8) その他	28,040																						
総合計	1,962,677																						
第 8 13(2) ②	履行確認における実績工数の把握について 履行確認として事業報告書等入手しているが、当該資料では業務にかかった工数の実績を把握することはできない。履行確認において予定工数と実績工数を比較し、見積りの精度を高めるとともに、削減できる	【住宅管理課】 履行確認における実績工数の把握については、22 年度事業報告書の中で、人員と工事員数について、予算数と実績数の対比ができるように改善しました。	措置済																				

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	コストがないか継続的に検討していくべきである。		
第 8 18(2) ①	予定価格について 予定価格は、1 者随意契約先から見積書を入手しこれに基づいている。予定価格は契約金額の経済的妥当性の基準となるものであるが、これを 1 者随意契約の相手先から入手した見積書の金額をそのまま予定価格とすることは、予定価格を設ける趣旨に反するものであり、特定の相手先と契約せざる得ない場合であっても、経済的な予定価格を設けることは必要である。 そのため予定価格は積算に基づいて決定するか、積算ができない場合であっても、詳細な見積書を入手しその金額の根拠を吟味することや、後述するように支出の妥当性を十分検討した精算書に基づくなどして、予定価格を定めるべきである。 なお、平成 22 年度は業務委託から負担金方式に変更されたが、負担金であっても、その金額の妥当性について十分な検討を行う必要がある。	【特定交通経営管理室】 平成 22 年度より業務委託から負担金方式に変更したことにより予定価格の設定は行っていないが、業務完了実績報告書及び負担金の請求書に、支出内容の詳細な内訳も併せて記載させることとし、これを基に次年度の負担金の金額の妥当性について十分検討するよう改めました。	措置済
第 8 18(2) ②	精算書について 当該委託契約は、業務終了後、精算を行う業務であり、委託先より精算書の提出を受けている。精算書は、内訳として消防設備点検、駅監視設備点検、一般管理業務の 3 つに大きく分けられたものであった。精算書を入手する趣旨は、支出内容の妥当性を検討するためと考えられるため、支出内容毎の内訳を入手し、支出内容を把握しその妥当性を検討するものでなければ、精算書の入手は形式的に実施しているだけといわざるを得ない。今後は、精算に当たり入手する精算書は、支出内容が把握できるような詳細なものを入手されたい。	【特定交通経営管理室】 平成 22 年度の業務完了実績報告書及び負担金の請求書に、支出内容の詳細な内訳を記載させ支出内容を把握できるよう改めました。	措置済

平成 23 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

緑政土木局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 9 1(2) ②	予定価格について 予定価格は、1 者随意契約先から見積書を手に入れこれに基づいている。予定価格は契約金額の経済的妥当性の基準となるものであるが、これを 1 者随意契約の相手先から入手した見積書の金額をそのまま予定価格とすることは、予定価格を設ける意味をなくすものである。1 者随意契約であっても、予定価格を設計するにあたり、経済的な予定価格になるように、積算を行うか参考見積もりを他の業者から入手するなどをすることが適切と考える。	【緑地維持課】（旧：緑地施設課） ご指摘いただきました本事業は、平成 22 年度で終了しました。 今後、もし同様の随意契約を行う場合は、ご指摘のような方法に留意します。	措置済
第 9 25(2) ①	再委託の届出について 当該委託業務の契約書には、再委託を行う場合には市の承認が必要な旨の定めがある。これに対して、当該委託業務のうち、園内の清掃等を(財)名古屋市シルバー人材センターへ再委託されているが、再委託の届出がなされていない。原則通り、委託先より再委託の届出を入手すべきであった。	【みどりが丘公園事務所】 当該園内清掃等業務については、平成 22 年度より(財)名古屋市シルバー人材センターへ本市から直接委託を行っており、同業者への再委託は行われていません。 委託先である同業者において、万が一再委託が発生した場合には、確実に届出を提出させるよう、委託契約内容の確認などを通じて周知徹底を行い、再発防止を図りました。	措置済
第 9 27(2) ①	金券類の管理について 当該指定管理には、農業科学館展示室及びフラワーセンターの使用料の収納事務が含まれている。金券類は現金と同様に不正が行われるリスクが高いことから、市では指定管理者からの前年度残高、作成枚数、発売枚数、収納金額、残枚数が記載された日報（使用料調停伺書兼金券類出納簿兼週納金出納簿）、月報（入場者数及び使用料徴収実績等一覧表）の報告に基づき、数量、金額に矛盾がないことを確認しているとともに、残枚数も随時にカウントして実在することを確認しているとのことであった。 この月報と平成 21 年度末の観覧券残高報告書との突き合わせを行ったところ、残枚数等に差異があったが、その事実を市は認識していなかった。	【農政課】 観覧券の管理については、指定管理者に対し、公金の管理と同様に、間違いのないよう細心の注意を払い、不正の疑義を持たれない適切な管理を行うよう、次のような指導を行いました。 (1) 日報(使用料調停伺書兼金券類出納簿兼週納金出納簿)の作成に当たっては、金券類出納簿欄の記載に十分注意を払うとともに、記帳者と集計立会者が重複しないように、必ず 2 人以上の人員体制で確認を行うこと。 (2) 観覧券管理簿の作成については、券種ごとの管理簿を作成	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	この残枚数の差異について調査を依頼したところ、日報の記入に誤りがあったため生じた差異であることが判明した。 本来であれば、指定管理者が観覧券残高報告書を作成にあたり、実際に手元にある金券をカウントすべきところを、カウントせずに受払記録に基づき残高を確定した点が不適切であった。また、これを管理する市としても、日報、月報を入手しあるべき残枚数を把握していながらも、残高報告書との突合を行っておらず、日報等を入手する趣旨を理解していないといわざるを得ない。さらに、市が現物の確認を行っているとのことであるが、その結果を指定管理者側の記録と一致することを確認していないことも同様である。 今後は、金券類の整合性を確認して、不正や誤謬を防止するという趣旨を理解して、指定管理者からの報告と実際の金券類が一致することを確認すべきである。	し、観覧券の受入れ・払出しを行うこと。 (3) 残高枚数の確認については、毎月1回、券種ごとに残高枚数の確認を行うこと。 また、市においても、随時、現地検査を行い、指導のとおり管理されていることを確認しました。 なお、平成23年4月1日から有料施設が無料化となったことに伴い、使用不要となった観覧券を指定管理者から引き継ぎました。	
第9 31(2) ①	農園利用料の取扱について 農園の利用者から利用料を徴収しており、年間で5,212千円であったが、この利用料は市の歳入に含まれていない。当局によると「現行の方法は、利用料の改定や返金事務等において利用者にメリットがある。」とのことであった。しかしながら、地方自治法第210条において「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」とされていることから、当該利用料を歳入に含めていないことは正しい処理ではないため、市の歳入として処理する必要がある。	【農業技術課】 農園利用料の取扱いについては、平成23年度から当該利用料を雑入として市へ歳入することとしました。	措置済

平成 23 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

教育委員会

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 10 1(2) ①	予定価格について 予定価格は、1 者随意契約先から見積書 を入手し、これに基づき算定されている。 予定価格は契約金額の経済的妥当性の基準 となるものであるが、1 者随意契約の相手 先から入手した見積書の金額をそのまま予 定価格とすることは、予定価格を設ける意 味をなくすものである。 1 者随意契約であっても、予定価格を設 計するにあたり、経済的な予定価格になる ように、積算を行うか参考見積もりを他の 業者から入手するなどを行うことが適切と 考える。	予定価格については、平成 23 年 度契約から、国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修「建築保全業務積 算基準」を参考に積算を行うよう 改めました。	措置済
第 10 2(2) ①	予定価格について 予定価格は、1 者随意契約先から見積書 を入手し、これに基づいて算定されている。 予定価格は契約金額の経済的妥当性の 基準となるものであるが、1 者随意契約の 相手先から入手した見積書の金額をそのま ま予定価格とすることは、予定価格を設け る意味をなくすものである。 1 者随意契約であっても、予定価格を設 計するにあたり、経済的な予定価格になる ように、積算を行うか参考見積もりを他の 業者から入手するなどを行うことが適切と 考える。	予定価格については、平成 23 年 度契約から、国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修「建築保全業務積 算基準」を参考に積算を行うよう 改めました。	措置済
第 10 3(2) ①	予定価格について 本随意契約における予定価格については 委託先からの見積書を基礎として、その見 積金額の妥当性を医療診療報酬単価で検証 しているにすぎない。予定価格は契約金額 の経済的妥当性の基準となるものである が、1 者随意契約の相手先から入手した見 積書の金額を基礎として予定価格を決定す ることは、予定価格を設ける意味をなくす ものである。 1 者随意契約であっても、予定価格を設 計するにあたり、経済的な予定価格になる ように、積算を行うか参考見積もりを他の 業者から入手するなどを行うことが適切と 考える。	契約の予定価格設計にあたって は、平成 23 年度契約から、他業 者からも参考見積りを入手するよ う改めました（平成 22 年 2 月）。	措置済
第 10	予定価格の積算の基となった委託先の見		

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考																																																						
4(2) ①	積もり内容について 上述の通り、予定価格は委託先である徳川黎明会の見積書を基に積算されている。当該見積書では、1年間の間に展覧会を5回実施することを前提として、まず、「展示テーマ立案」(a)、「展示資料選択」(b)、「展示会場構成」(c)、「展示名称・解説、原稿・英訳作成」(d)、「展示作業費」(e)、「展示作業員費」(f)の各作業別に展示1回にかかる「延べ時間数×時間単価」を計算し、これを5倍して計算されている。さらに、スタッフ等経費として「日当たり単価×延べ人数」で計算された「スタッフ等経費」(g)、「テーマ展示・発券関係経費」(h)、「広報・宣伝費」(i)が上乗せされて、年間見積額が計算されている。委託先より入手した見積書を要約すると、以下のとおりである。 <table><thead><tr><th>内訳</th><th>計算根拠</th><th>金額(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>展示テーマ立案</td><td>7,000円/h×80時間×5回</td><td>2,800,000</td></tr><tr><td>展示資料選択</td><td>7,000円/h×150時間×5回</td><td>5,250,000</td></tr><tr><td>展示会場構成</td><td>7,000円/h×80時間×5回</td><td>2,800,000</td></tr><tr><td>展示名称・解説、原稿、英訳作成</td><td>7,000円/h×100時間×5回</td><td>3,500,000</td></tr><tr><td>展示作業費</td><td>7,000円/h×230時間×5回</td><td>8,050,000</td></tr><tr><td>展示作業員費用</td><td>300,000円(10日分)×5回</td><td>1,500,000</td></tr><tr><td>スタッフ等経費</td><td>6,100円/日×1,700延べ人</td><td>10,370,000</td></tr><tr><td>テーマ展示・発券関係経費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>展示案内リーフレット・チケット</td><td>4,294,000円(5回分)</td><td>7,774,000</td></tr><tr><td>テーマ展示ディスプレイ</td><td>696,000円×5回</td><td></td></tr><tr><td>広報・宣伝費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ポスター・チラシ郵送</td><td>2,118,000円</td><td></td></tr><tr><td>ポスター等掲出経費</td><td>2,900,000円</td><td>5,018,000</td></tr><tr><td>観客誘致費・諸経費</td><td>550,000円</td><td></td></tr><tr><td>経費合計</td><td></td><td>47,612,000</td></tr><tr><td>消費税</td><td></td><td>2,380,600</td></tr><tr><td>総計</td><td></td><td>49,992,600</td></tr></tbody></table> このように計算された見積もり内容については、以下の問題があるものと考えられる。 1) 業務ごとの時間単価の妥当性 見積書では、(a)～(e)の時間単価を一律@7,000円と定めている。当該単価は、市と委託先との間の打ち合わせにより、平成16年度設計業務委託単価の技師長基準日額を参考にして算定したということであるが、設定の妥当性に問題があるものと考えられる。通常、技師長とは、設計チームを統括する役割の高度な技術者であり、民間企業でいえば、役員～部課長クラスの地	内訳	計算根拠	金額(円)	展示テーマ立案	7,000円/h×80時間×5回	2,800,000	展示資料選択	7,000円/h×150時間×5回	5,250,000	展示会場構成	7,000円/h×80時間×5回	2,800,000	展示名称・解説、原稿、英訳作成	7,000円/h×100時間×5回	3,500,000	展示作業費	7,000円/h×230時間×5回	8,050,000	展示作業員費用	300,000円(10日分)×5回	1,500,000	スタッフ等経費	6,100円/日×1,700延べ人	10,370,000	テーマ展示・発券関係経費			展示案内リーフレット・チケット	4,294,000円(5回分)	7,774,000	テーマ展示ディスプレイ	696,000円×5回		広報・宣伝費			ポスター・チラシ郵送	2,118,000円		ポスター等掲出経費	2,900,000円	5,018,000	観客誘致費・諸経費	550,000円		経費合計		47,612,000	消費税		2,380,600	総計		49,992,600	予定価格の積算については、平成22年度契約から、人件費単価は、実際の職種、役職別の人件費資料の提出をもとめ、これに基づいて、一般職学芸員、事務職、管理職の平均時間単価を算定しました。 また、時間数においては、実際に稼働した学芸員数による総就業時間数を算出し、徳川美術館、蓬左文庫両展示室の面積按分によって、企画展1回分の時間数を算定しました。 技術料、諸経費の算定については、24年度分の見積を積算するまでに合理的な技術料、諸経費、管理費相当分の算定に向けて協議中です。	措置済
内訳	計算根拠	金額(円)																																																							
展示テーマ立案	7,000円/h×80時間×5回	2,800,000																																																							
展示資料選択	7,000円/h×150時間×5回	5,250,000																																																							
展示会場構成	7,000円/h×80時間×5回	2,800,000																																																							
展示名称・解説、原稿、英訳作成	7,000円/h×100時間×5回	3,500,000																																																							
展示作業費	7,000円/h×230時間×5回	8,050,000																																																							
展示作業員費用	300,000円(10日分)×5回	1,500,000																																																							
スタッフ等経費	6,100円/日×1,700延べ人	10,370,000																																																							
テーマ展示・発券関係経費																																																									
展示案内リーフレット・チケット	4,294,000円(5回分)	7,774,000																																																							
テーマ展示ディスプレイ	696,000円×5回																																																								
広報・宣伝費																																																									
ポスター・チラシ郵送	2,118,000円																																																								
ポスター等掲出経費	2,900,000円	5,018,000																																																							
観客誘致費・諸経費	550,000円																																																								
経費合計		47,612,000																																																							
消費税		2,380,600																																																							
総計		49,992,600																																																							

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	位に相当する。企画テーマ立案～展示作業費のすべての作業内容を、当該役職の人間が行うことは常識的には考えられないため、このように計算された積算価格は、通常の相場と比較すると相当に高額になっているものと推測せざるをえない。 2) 人数、時間数の妥当性やその他経費の見積もりの根拠 作業ごとに設定されている時間数については、委託先が作成した見積書上の時間数をそのまま採用している。ただし、市独自で実施した場合にかかると推測される職員の工数を別途積算し、当該結果と比較して異常でないことを検討している。しかし、当該積算については、これまでに工数等の実績把握を行っていないことから、当該時間数が妥当であるとは必ずしも言えない可能性がある。 以上のように、価格積算における積算の妥当性、客観性が十分確保されているとは言い難く、市税が適切に利用されているかどうかの心証が得られないことが問題である。 なお、平成 22 年度からは、直接人件費の延べ時間×時間数換算に変更され、時間単価が 6,000 円/時間に改定されている。しかし、その分技術料、諸経費をそれぞれ直接人件費の 1/2 加算して算出するなど、客観性に欠ける点が必ずしも解消されているとは言えない。 第三者が見て理解できる積算方法に変更すべく、計算見積もりの方法を再考することが必要である。具体的には、以下の方法が考えられる。 1) 項目をより細分化し、具体的な作業内容を第三者が把握可能な形での積算を依頼する。「展示テーマ立案」という項目を例にとれば、「企画書作成及び展示内容検討」、「テーマ選定会議」、「市側との打ち合わせ会」、「有識者ヒアリング」等への細分化が可能であると推測される。 2) 展示作業費については、企画展 1 回あたりの平均展示点数と、1 点あたり蔵出し・蔵戻し標準工数を明示の上、適正な時		

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	間単価で集計する。 3) 技術料や管理費については、財団で実際に発生している経費のうち、当該委託業務に相当するものとして市が負担すべき費用（蓬左文庫の展示に供することにより余分にかかる維持管理費や、）を合理的に算定して積算する。		
第 10 4(2) ②	成果の把握及び評価について ①で説明したように、当該委託業務の見積金額が客観性に欠けるものとなっている最大の要因は、委託業務の評価や委託先からの実績報告が適切に行われていないことである。企画ごとあるいは委託業務全体の客観的な評価は行われていない。また、財団の決算書または当該委託業務の決算報告も行われていない。 当該業務では徳川園整備基本構想に基づき、徳川美術館の所蔵美術品の連携を前提として事業実施されていることから、財団法人徳川黎明会と随意契約を行っており、随意契約をしていること自体については、合理性があるものと考えられる。しかし、随意契約という、競争入札等と比較して透明性を確保しにくい契約方法をとろうとする場合、市側の説明責任はより重くなると考えられ、その事業実施による成果を把握することは不可欠であると考えられる。 第一に、委託事業に係る実施報告及び決算報告を義務付けることが必要であると考えられる。さらに、経費等については、実績ベースで精算することが望ましいと考えられる。委託先は財団法人であり、市に準じた公益性の高い組織であるため、法人全体の決算報告だけでなく、委託業務部分につき市に対する使途の説明責任を果たす責務があるものと考えられる。 第二に、事業の評価を客観的に実施することが必要であると考えられる。現在、市は、委託先より入場者数の報告を受けており、徳川美術館、蓬左文庫の別に入場者数を把握しているが、当該データは観客がどちらの施設から入場したかでカウントされているため、事業評価には役立たない。そこで、たとえば蓬左文庫の展示に対する独自のアンケートを行うことにより、事業の効果を把握する等の努力が必要であると考えられる。	成果の把握については、平成 23 年度契約から、事業の内容を定めた「名古屋市蓬左文庫展示室の企画・運営要領」において、業務完了 30 日以内に「名古屋市蓬左文庫展示室の展示事業の企画・運営実施報告」と「名古屋市蓬左文庫展示室の展示事業の企画・運営決算報告」の提出を義務づけた。 成果指標としては、徳川園内の諸施設と連携したアンケートを、7 月実施に向けて準備中です。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考																						
第 10 5(2) ①	人件費の積算について 委託費の積算は、以下のように委託先で見込まれる人件費及び物件費を積算して算定されており、その内訳は以下のとおりである。 <table><tr><td colspan="2">(単位：円)</td></tr><tr><td>給料</td><td>71,386,000</td></tr><tr><td>手当</td><td>12,038,000</td></tr><tr><td>残業手当</td><td>3,500,000</td></tr><tr><td>期末及び勤勉手当</td><td>25,879,000</td></tr><tr><td>退職手当積立</td><td>14,324,000</td></tr><tr><td>共済費</td><td>17,983,000</td></tr><tr><td>物件費</td><td>12,602,000</td></tr><tr><td>事務管理費</td><td>4,470,000</td></tr><tr><td>納付消費税額</td><td>7,199,000</td></tr><tr><td>合計</td><td>169,381,000</td></tr></table> ここで、勤勉手当についても積算が行われているが、その妥当性について問題があるものと考えられる。なぜなら、勤勉手当は財団の運営努力や個人の能力に応じて支給される性質のものであり、委託料積算に含めることになじまないと考えられるからである。 民間企業に対する通常の委託であれば、諸経費及び一般管理費相当の上乗せ等はあったとしても、委託先要因で発生する残業手当やボーナスを反映することは一切行われないであろうと考えられる。 当該事業及び当該部署に限らず、外郭団体等の財団に対する積算については、相手先の内的要因を過度に考慮せず、過去の積算事例にとらわれることなく、公平な方法で実施しなければならないことに留意すべきである。	(単位：円)		給料	71,386,000	手当	12,038,000	残業手当	3,500,000	期末及び勤勉手当	25,879,000	退職手当積立	14,324,000	共済費	17,983,000	物件費	12,602,000	事務管理費	4,470,000	納付消費税額	7,199,000	合計	169,381,000	当該委託事業については、平成 22 年 8 月末をもって終了しましたが、今後はご指摘のあった事項に留意し、適切な事務執行に努めてまいります。	措置済
(単位：円)																									
給料	71,386,000																								
手当	12,038,000																								
残業手当	3,500,000																								
期末及び勤勉手当	25,879,000																								
退職手当積立	14,324,000																								
共済費	17,983,000																								
物件費	12,602,000																								
事務管理費	4,470,000																								
納付消費税額	7,199,000																								
合計	169,381,000																								
第 10 5(2) ②	余剰金の退職手当への流用について 当該委託事業では、予算未消化分について年度末に精算する体制をとっているが、平成 21 年度については、精算金額がゼロとなっている。精算書の内訳を見ると、退職手当積立金が予算額 14,324 千円に対し、実績が 27,727 千円と倍増されており、その他の業務については概ね予算内あるいは少額の予算超過で済んでいる。すなわち、余った金額の全額が退職手当積立金として積み立てられたことを示している。	当該委託事業については、平成 22 年 8 月末をもって終了しましたが、今後はご指摘のあった事項に留意し、適切な事務執行に努めてまいります。	措置済																						

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	この点、課の見解としては、委託契約金額の範囲内での変更であるため、執行上の差額として考えれば問題ないとしている。 確かに、委託先における委託契約内での業務執行については、必ずしも市にとって管理可能でない場合があり、その支出実態を把握することが難しいケースもある。また、その支出実態が判明した場合においても、細かな予算実績の差額は許容されるべきものであり、委託料の範囲内で消費される限り問題視すべきものでもないと考えられる。しかし、この事例の場合には、たとえば委託契約金額内であったとしても、以下の問題点が指摘できるものと考えられる。 ア：個人の利得に直接的に影響する人件費については、お手盛りリスクや執行の公平性を保つ観点から、厳格な取り扱いが求められ、人件費と物件費相互間の流用は厳しく制限されるべきものと考えられる。現に名古屋市予算規則 11 条の 3 においても、「歳出予算のうち、人件費、物件費相互間の流用は行わないものとする。」と規定されている。 もっとも、この事例の場合、あくまでも委託料の内訳の論点であり、名古屋市の予算上はすべて委託料すなわち物件費として処理されているため、直ちに合规性違反が問題となるものではない。しかし、委託料の内訳として積算された委託先人件費と実際の委託先人件費が大幅に異なる場合には、上記趣旨を類推することで、同様の論点が当てはまるものと考えられる。 イ：契約額と支出額の内訳が、執行上の差額として許容するには金額的に大きすぎるのではないかと考えられる。 当該事例のように、委託料の総額に影響がない場合においても、委託料内で人件費と物件費の流用がある場合や、金額的に重要な変更（金額基準を設定することが望ましい）がある場合には、所定の決裁手続きを経ることが必要であると考えられる。 ただし、このような執行は毎年行われていたものではなく、平成 20 年度以前は適正に精算がおこなわれていることを確認した。平成 21 年度に限って行われた理由は、以下のとおりである。すなわち、平成		

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考																														
	23 年度以降、直営化または一般競争入札制度導入を検討しており、当財団が当該事業から撤退することが決定している。それに伴って、当該事業専業で従事していた人員が退職せざるを得ない状況となり、退職金が多額に発生することから、余剰金の転用を認めたとのことである。すなわち、平成 21 年度の特殊事情を理由とした取り扱いであることを付記しておく。																																
第 10 6(2) ①	予定価格調書及び予定価格設計と実績との比較について 現在予定価格調書及び予定価格の設計がなされていない。業務内容としてはハード及びソフトの保守業務等であり、実際の作業工数等を見込み予定価格を設定することは可能なものであると考える。 また、予定価格を積算するためには、当然に予定数量（作業工数）を見積もる必要がある。ただし、そのような見積は現在できていない。そのため、まず初めに各業務において当該数量を標準数量として目標設定を行うべきである。そのうえで、事象毎サポート実施回数を把握し、設定した目標値との比較を行うことが第 2 段階となる。 そして、第 2 段階の比較に基づいて、現状を分析することにより、標準以下の委託先によるサポート実施回数で済むような現場担当による利用方法を検討することが重要になる。検討結果に基づき、次回以降の目標を修正し、当該目標の達成を目指す。このようなプロセスこそが、価格交渉の前提となると考える。 上記のようなプロセスを実施し続けることにより目標を下回る状態を作り上げることで、委託先のサポート負荷を減少させる。そして、最終的に名古屋市の価格交渉力が委託先よりも高い状況を作り上げることがこのような保守契約においては重要になると考える。 <table><tr><th colspan="3">中学校スクールランチ管理システム機器保守等業務委託</th></tr><tr><th>品名</th><th>数量</th><th>単位</th></tr><tr><td>①集計装置システム保守料金</td><td></td><td>1 式</td></tr><tr><td>②サーバーシステム保守料金</td><td></td><td>1 式</td></tr><tr><td>③食券発行機システム保守料金</td><td></td><td>1 式</td></tr><tr><td>④学校給食センターサーバーシステム保守料金</td><td></td><td>1 式</td></tr><tr><td>⑤学校保健課システム保守料金</td><td></td><td>1 式</td></tr><tr><td>⑥新システムサポート料金</td><td></td><td>1 式</td></tr><tr><td>⑦システムデータ保守料金明細</td><td></td><td>1 式</td></tr><tr><td>⑧スクールランチ年度更新処理</td><td></td><td>1 式</td></tr></table>	中学校スクールランチ管理システム機器保守等業務委託			品名	数量	単位	①集計装置システム保守料金		1 式	②サーバーシステム保守料金		1 式	③食券発行機システム保守料金		1 式	④学校給食センターサーバーシステム保守料金		1 式	⑤学校保健課システム保守料金		1 式	⑥新システムサポート料金		1 式	⑦システムデータ保守料金明細		1 式	⑧スクールランチ年度更新処理		1 式	平成 22 年度契約分より委託先については、一般競争入札による選定となり、予定価格の設計をし、調書を作成しました。 平成 23 年度契約分の予定価格の積算の際には、現状において必要最低限の予定数量を標準数量として見積もり、積算をしました。	措置済
中学校スクールランチ管理システム機器保守等業務委託																																	
品名	数量	単位																															
①集計装置システム保守料金		1 式																															
②サーバーシステム保守料金		1 式																															
③食券発行機システム保守料金		1 式																															
④学校給食センターサーバーシステム保守料金		1 式																															
⑤学校保健課システム保守料金		1 式																															
⑥新システムサポート料金		1 式																															
⑦システムデータ保守料金明細		1 式																															
⑧スクールランチ年度更新処理		1 式																															

平成 23 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

熱田区役所

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 11 1(2) ③	貸付備品の管理について 当該委託契約の契約書第 16 条によれば、委託事務の執行に必要な備品について受託者が市より貸付を受けた場合には、市に預り証を提出することとされている。また、「貸付備品の管理に関する事務取扱要領」第 8 によれば、受託者が貸付備品を返還する際には、返還書を市に提出することとされている。 しかし、備品貸与時の市の決裁文書（平成 21 年 4 月 1 日決裁）に預り証受入の記述があるものの、預り証そのものは所在不明となっていた。また、返還書については入手していないとのことであった。預り証及び返還書について適正に処理することが必要である。	平成 22 年度から、委託者に対して備品の貸付の際に預り証及び返還書を徴するようにしました。 預り証及び返還書は、契約書と同じ保管場所に保管するようにしました。	措置済

平成 23 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

消防局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 12 1(2) ①	演奏による防火思想の普及高揚事務委託 履行確認資料の入手について 契約書 8 条において、「乙（公社）は、委託事務の毎月の実施状況を翌月の 10 日までに甲（市）に報告しなければならない。」とされており、本委託業務の契約期間が平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までであることから、平成 22 年 3 月分の委託業務の実施状況については公社から報告書を入手すべきと考えられる。 しかし、消防音楽隊は平成 22 年 4 月 1 日より消防局消防学校の管轄になっており、平成 22 年 3 月分の消防音楽隊活動状況報告書は消防局消防学校より入手しており、平成 22 年 3 月の消防音楽隊の活動状況の管理主体である公社より入手していない。	平成 22 年 3 月分の消防音楽隊活動状況報告書につきましては、公社から提出させました。	措置済
第 12 1(2) ②	演奏による防火思想の普及高揚事務委託 検査調書の作成について 名古屋市契約規則第 50 条第 1 項において、契約金額が 100 万円以上であるときは検査調書を作成することになっているが、履行確認の報告書の入手のみで、履行状況を確認・検査した検査調書が作成されていない。	平成 22 年 3 月分の消防音楽隊活動状況報告書につきましては、公社から提出させたうえ検査調書を作成し、法令に基づく関係書類の整備を図りました。	措置済
第 12 1(2) ③	演奏による防火思想の普及高揚事務委託 業務の委託について 消防音楽隊については市からの派遣職員及び公社の嘱託員から構成されており、市からの派遣職員の人件費は市から公社への補助金として交付し、公社の嘱託員に関する部分が本委託業務となっている。この点、機動的に業務	消防音楽隊の運営に係る外部委託につきましては、平成 22 年度から本市の事業として直営で実施しています。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	を実施できるとの理由から本業務について公社に委託しているが、市から公社に職員を派遣し、その派遣職員が公社の嘱託員とともに音楽隊を編成しており、実質的には市が本業務を行っていると考えられる。 本委託業務は市職員の人件費を、当該職員を市の外部へ派遣することにより補助金に置き換えているにすぎず、市全体としての人件費削減方針の中で実質的には人件費の削減にはなっていない部分であり、外部に委託することで公社側の管理費までも市が負担する状況になっている。市の人件費削減については、派遣職員に対する補助金部分や追加的な管理費負担をも含めて考えるべきであり、本業務委託のように市が自ら行いうる業務について、公社側の管理費といった追加的な費用が発生することは望ましくない。したがって、本委託業務については、公社に委託せずに市独自で実施すべきと考える。		
第 12 1(2) ④	演奏による防火思想の普及高揚事務委託 ④ 予定価格について 本随意契約においては、長期に渡り同一の委託先であり、実質的には公社からの参考見積りに基づき予定価格が決定されている。予定価格は契約金額の経済的妥当性の基準となるものであるが、1 者随意契約の相手先から入手した見積書の金額をそのまま予定価格とすることは、予定価格を設ける意味をなくすものである。 ③で述べたように、本委託業務は市独自で実施可能な業務と考えられるが、仮に随意契約とする場合にも予定価格の積算を行うべきであると考え	消防音楽隊の運営に係る外部委託につきましては、平成 22 年度から本市の事業として直営で実施しています。	措置済
第 12 2(2) ①	消防用設備等の点検等に係る業務委託契約 ① 随意契約について	平成 22 年度及び平成 23 年度の契約	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	本委託業務おける随意契約理由としては、1) 消防用設備等の点検業務にかかる技術、ノウハウ及び豊富な経験を有すること、2) 異常が発生した場合に、必要な措置や助言など迅速な対応を行っていること、施設関係者に対する消防用設備の取扱講習において、きめ細やかな指導により防火意識の高揚も図られていることがあげられているが、そのような内容については民間事業者では提供困難なものではないと考える。また、市の担当者にヒアリングしたところ、本業務委託については、規模の経済性の観点から消防局以外の 9 局室の所有する消防用設備等の点検等の業務委託についてまとめて契約しているとのことであるが、そのことが逆に本委託業務についての参入障壁となっているとも考えられる。たしかに、各局室が個々に契約を締結するよりは、各局室が有する同様な業務について取りまとめて契約した方が経済的とは考えられるが、消防用設備等の定期点検業務については他の民間事業者でも実施可能であると考えられる。 したがって、本委託業務については、局室ごとに契約を区分する等により民間事業者の参加可能性を高め、契約にあたり競争性を導入すべきであると考え。	においては、一部の局室の所管する施設について、局室ごとに競争性を導入した契約を実施しました。	
第 12 2(2) ②	消防用設備等の点検等に係る業務委託契約 ② 予定価格について 本随意契約においては、長期に渡り同一の委託先であり、公社からの参考見積りに基づき予定価格を積算している。予定価格は契約金額の経済的妥当性の基準となるものであるが、これを 1 者随意契約の相手先から入手した見積書の金額をそのまま予定価格とすることは、予定価格を設ける意味をなくすものである。1 者随意契約であっても、予定価格を設計するにあたり、経済的な予定価格になるように、積算を行うか参考見積もりを他の業者から入手するなどを行うことが適切と考え	平成 23 年度の契約にかかる予定価格の設定につきましては、委託業務内容を精査し、消防局で独自に委託料を積算することにより、適正な予定価格を設定しました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	る。		
第 12 2(2) ③	消防用設備等の点検等に係る業務委託契約 再委託の承認について 再委託については契約書第 6 条において、「乙（委託先）は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲（市）の承認を得たもの又は直接処理することが困難若しくは再委託が効果的なものとして別表 2（※）に掲げる業務については、この限りではない。」と定められている。この点、市の担当者にヒアリングしたところ、別表 2 に掲げる業務については委託先が直接処理することができず、再委託が効果的であることがあらかじめ判明していることから、契約書に明記することにより承認を不要としており、本委託業務における再委託については別表 2 に掲げる業務とのことであるが、それを確認する委託先からの書面の入手及び市の承認行為に関する書類が作成されていない。 業務の委託については、金額のみならずその委託先ゆえに契約している面もあり、再委託の内容次第では、再委託先が業務の主要な部分を受け持つことにもなる。再委託内容が契約内容に対し妥当であり、契約書第 6 条に抵触しないかの確認を確実にするために、再委託に関する書面の入手及び市側の再委託の承諾の記録を残すべきであるとする。 ※別表 2 に掲げる業務については以下のとおりである。 （イ）自家発電設備に係るもの。 （ロ）特殊消火設備に係るもの。 （ハ）連結送水管の耐圧試験に係るもの。 （二）泡サンプリング試験に係るもの。	平成 22 年度及び平成 23 年度の契約につきましては、公社から再委託契約前に、再委託契約に関する申請書を提出させ、申請内容を精査した上で書面にて承認をしました。また、公社が再委託先の業者と契約した際の契約書の写しを提出させました。	措置済
第 12 3(2) ①	平成 21 年度防火管理及び防災管理に関する講習並びに防火防災指導等に係る業務の委託について		

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	予定価格について 予定価格については受託先である（財）名古屋市防災管理公社の作成した見積内訳に基づき決定されているが、算定根拠の検証がなされていない。 例えば、防火管理者講習及び防災管理者講習等の防火管理の研修に要する費用 14,883,600 円の内訳は、見積内訳には@121,997 円×122 日としか記載されておらず、単価の算出根拠については明記されていないにも拘らず、それに関する検証がなされていない。 （参考：前年度 14,080,000 円、@119,262 円×118 日のみの記載） また、防火管理研修センター（中区栄 1 丁目伏見ライフプラザ 6F）の維持に係る費用 9,922,400 円の内訳についても、見積内訳には@81,331 円×122 日としか記載されていない。（参考：前年度 9,387,000 円、@74,460×126 日のみの記載） さらに、事務管理部門に要する費用 1,381,000 円のうち、役員報酬等 1,227,000 円の記載があるが、内容の把握がなされていない。（参考：前年度 885,000 円のうち役員報酬等 734,000 円） したがって、予定価格の算定根拠となっている受託者からの見積内訳については、その内容及び記載金額に関して、妥当性を検証する必要がある。	平成 23 年度の契約につきまして、消防局で独自に予定価格を算定し、公社の見積書の内訳と比較し、内容及び金額の妥当性を検証しました。	措置済
第 12 3(2) ②	平成 21 年度防火管理及び防災管理に関する講習並びに防火防災指導等に係る業務の委託について 執行状況の検査等について 「防火管理及び防災管理に関する講習並びに防火防災指導等に係る業務の委託に関する契約書」第 7 条（執行状況の検査等）において、委託事務の執行状況について検査し、若しくは必要な資料の提出を求めることとされている。 現状での履行確認は、職員による現場確認によっているとのことであるが、確認の都度、口頭による報告のみによっており、確認した結果を示す文	平成 23 年度の契約につきまして、契約書第 3 条及び第 7 条に基づき、公社から 1 ヶ月ごとに所定の様式で業務の実施結果を記載した文書を提出させ、職員による現場確認結果と照合した検査調書を作成することとしました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	書が残されていない。 したがって、受託先から防火管理及び防災管理に関する講習並びに防火防災指導等に係る業務が実施された結果を記載した文書を徴求し、職員による現場確認結果と照合すること等により適切に業務履行の行われた確認をするとともに、その結果を示した検査調書を作成する必要がある。		
第 12 3(2) ③	平成 21 年度防火管理及び防災管理に関する講習並びに防火防災指導等に係る業務の委託について 委託料の精算について 「防火管理及び防災管理に関する講習並びに防火防災指導等に係る業務の委託に関する契約書」第 10 条（委託料の精算）において、受託者は支払を受けた委託料の執行状況の内訳を明らかにした精算書を提出しなければならないとされている。 「平成 21 年度委託料執行内訳」には給料、職員手当等及び共済費など費目ごとに委託料とそれに対応する執行額が併記され差額がそれぞれ明記されている。 しかしながら、見積内訳が、防火管理の研修指導に要する費用や防火管理研修センターの維持に係る費用などの支出目的区分ごとの記載に対応していないことから、増減要因が判別しづらい内容となっている。 したがって、「平成 21 年度委託料執行内訳」について、現状における各費目の執行額に加え、支出目的区分ごとに記載してもらう必要がある。	平成 22 年度の契約にかかる委託料の精算につきましては、各費目の執行額に加え、増減要因が判別できるように支出目的区分ごとの執行内訳を記載した資料を提出させ、支出状況の確認を実施しました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 12 4(2) ①	応急手当の普及啓発に係る事務の業務委託について 予定価格について 予定価格については受託先である（財）名古屋市防災管理公社の作成した見積内訳に基づき決定されているが、算定根拠の検証がなされていない。 例えば、応急手当に係る講習の実施に要する費用 49,624,000 円の内訳は、見積内訳には 606 回（普通、上級救命講習等）としか記載されておらず、単価の算出根拠については明記されていないにも拘らず、それに関する検証がなされていない。 また、応急手当研修センター（中区栄 1 丁目伏見ライフプラザ 14F）の維持に係る費用 12,406,000 円の内訳についても、見積内訳には 268 日としか記載されていない。 さらに、事務管理部門に要する費用 2,484,000 円のうち、役員報酬等 2,208,000 円の記載があるが、内容の把握がなされていない。 したがって、予定価格の算定根拠となっている受託者からの見積内訳については、その内容及び記載金額に関して、妥当性を検証する必要がある。	平成 23 年度の契約につきましては、消防局で独自に予定価格を算定し、公社の見積書の内訳と比較し、内容及び金額の妥当性を検証しました。	措置済
第 12 4(2) ②	応急手当の普及啓発に係る事務の業務委託について 執行状況の検査等について 「応急手当の啓発普及に係る事務の委託に関する契約書」第 7 条（執行状況の検査等）において、委託事務の執行状況について検査し、若しくは必要な資料の提出を求めることとされている。 現状での履行確認は、受託者からの講習実施集計表によっているとのことであるが、講習実施の現場を確認した結果を示す文書が残されていない。 したがって、受託先から応急手当及び救命講習に関する講習に係る業務が実施された結果を記載した文書と、職員による現場確認結果とを照合すること等により適切に業務履行の行われた確	平成 23 年度の契約につきましては、契約書第 3 条及び第 7 条に基づき、公社から 1 ヶ月ごとに所定の様式で業務の実施結果を記載した文書を提出させ、職員による現場確認結果等と照合した検査調書を作成することとしました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	認をするとともに、それを可能とするために、職員による現場確認等の結果を文書化する必要がある。		
第 12 4(2) ③	応急手当の普及啓発に係る事務の業務委託について 委託料の精算について 「応急手当の啓発普及に係る事務の委託に関する契約書」第 10 条（委託料の精算）において、受託者は支払を受けた委託料の執行状況の内訳を明らかにした精算書を提出しなければならないとされている。 「平成 21 年度委託料執行内訳」には給料、職員手当等及び共済費など費目ごとに委託料とそれに対応する執行額が併記され差額がそれぞれ明記されている。 しかしながら、見積内訳が、応急手当に係る講習の実施に要する費用や応急手当研修センターの維持に係る費用などの支出目的区分ごとの記載に対応していないことから、増減要因が判別しづらい内容となっている。 したがって、「平成 21 年度委託料執行内訳」について、現状における各費目の執行額に加え、支出目的区分ごとに記載してもらう必要がある。	平成 22 年度の契約にかかる委託料の精算につきましては、各費目の執行額に加え、支出目的区分ごとの執行内訳を記載した資料を提出させ、支出状況の確認を実施しました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 12 5(2) ①	防災行政無線多重固定系の保守委託について 予定価格における単価の根拠について 予定価格の妥当性を検証するため、設計書を閲覧し、単価の根拠について市の担当者に質問したところ、ここ数年は同一の単価を使っており、根拠が明確ではないとのことであった。積算時において最も適切な単価を検討し、単価の根拠を説明できるようにすべきである。	平成 23 年度の契約から、予定価格につきましては、国土交通省から公表されている電気通信関係の技術者労務単価を参考に算定することとしました。	措置済
第 12 5(2) ②	防災行政無線多重固定系の保守委託について 障害保守における業務完了の確認について 「（1）委託業務の概要」に記載したとおり、当該委託業務は定期保守と障害保守に区分される。定期保守については委託先より点検報告書を入手して業務の完了を確認しているが、障害保守については委託先より口頭で報告を受けるのみである。 業務完了の確認のため、障害保守の実績について文書で履歴を残すべきである。また、翌年度の予定価格の積算の参考資料としても有用であると考え	平成 22 年度の契約につきましては、定期保守と同様、障害保守につきましても、その都度報告書を入手し、障害原因と対応状況を確認するとともに、記録として保存しました。 平成 23 年度の契約につきましては、平成 22 年度の障害の発生状況を考慮し予定価格を算定しました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 12 6(2) ①	伏見ライフプラザ維持管理委託について 随意契約について 当該委託業務は地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約であり、履行期間は平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までである。また、健康福祉局、市民経済局及び環境局からの契約依頼を受けて、消防局が契約締結を行うものである。 当該委託契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約とされている。契約時の決裁文書を閲覧し、随意契約の理由を確かめたところ、以下の趣旨で随意契約とされていた。 ・伏見ライフプラザは目的の異なった複数の局の施設が入っており、利用時間等も様々であるため、安全、確実な運営管理のためには、それぞれの施設の事務事業を的確に把握するとともに、施設間の調整業務を確実に実施することが要求される。常駐職員による一元管理が不可欠である。 ・(財)名古屋都市整備公社は多くの複合施設を管理している実績がある。また、当施設の設計管理にかかわる等、建築や設備に関する豊富な専門知識を有する人材を有している。庁舎、設備等の様々な相談や、トラブルに対する緊急対応、事務処理も速やかに対処できる体制となっている。 ・情報の漏洩危険がなく、総合的に維持管理できるところへ業務委託することが、市の関係各局の共通した認識である。 ・よって、(財)名古屋都市整備公社に業務委託することが、最も市の公共建築物の保全事業に沿ったものと判断でき、建物全体の安全性、利便性、快適性が確保される。 上記理由では(財)名古屋都市整備公社の優位性が強調されているが、他の	平成 23 年度の契約につきましては、一般競争入札を実施しました。	措置済
	業者では当該委託業務を実施できないのか疑問がある。		

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	この点につき、市は市場調査のため民間企業の 3 社から見積書を徴収している。いずれの見積書の金額も当該委託業務の契約金額 80,460 千円を 30% 以上も上回るため、競争入札を実施していたとしても結果的に(財)名古屋都市整備公社が落札していた可能性が非常に高いと思われるが、他に業務を実施できる業者がいるのならば競争入札を行うべきである。		
第 12 6(2) ②	伏見ライフプラザ維持管理委託について 予定価格について 当該委託業務の予定価格調書を閲覧したところ、平成 13 年度から平成 19 年度までの契約実績が記載され、以下のような記述があった。 平成 17 年度まで、年々予算の削減に併せ維持管理業務の仕様変更により対応してきたが、平成 17 年度には法定点検を含む必要最低限の状況にまで至っている。平成 18 年度から 19 年度の増額は、建築基準法第 12 条の検査が必要となったもので平成 19 年度の契約金額が妥当と判断する。 予算により予定価格が決められてきたことがうかがえるが、そもそも業務内容から必要な業務量を積算して予定価格を算出することが原則である。前述のように、民間企業 3 社の見積金額と比較して予定価格は明らかに低いため、経済性の観点から問題があるとはいえないが、業務量を勘案し適正な予定価格を算出すべきである。履行確認において計画と実績を対比するためにも、業務量を積算することが必要と考える。	平成 23 年度の契約にかかる予定価格の設定につきましては、委託業務内容を精査するとともに、複数の参考見積書を検証し、適正な予定価格を設定しました。	措置済

平成 23 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

上下水道局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 13 2(2) ①	緊急下水道築造工事等に関する調査業務委託（単価契約）について 随意契約について 本委託業務については、緊急に下水管を布設する場合に通常の業者契約だと契約に時間がかかること、1 件当たりが小規模かつ定型的であり、発注量が不安定であるため採算面で課題があることから、それらに対応・対処できる先として上記の委託先と 1 者随意契約を締結している。 しかし、本委託業務は緊急に下水管を布設する場合の調査・設計業務であり業務内容については民間事業者でも実施可能である。また、採算面についても、既設の下水管の布設状況によって設計内容は異なるものの、過去の実績等に基づく管路距離による単価契約を行うこと等により採算を確保できると考える。 したがって、本委託業務については民間事業者でも実施可能と考えられることから、契約にあたり競争入札によることも可能であると考え。	平成 22 年度の契約から指名競争入札を行っています。	措置済
第 13 3(2) ①	平和公園配水塔管理委託について 再委託届の未入手について 業務を委託する場合、当該業者であるからこそ委託している面もあり、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託する場合、市が想定した業務水準が満たされないおそれがある。また、委託業務の全部又は大部分が一括して第三者に再委託されるのであれば、当初よりその再委託先と契約することで、委託先との管理業務に関するコストを削減することも期待できる。 業務の再委託については契約条項第 5 条において再委託の制限等が定められており、第 2 項において、市は委託業務の一部を他人に請け負わせるときは、あらかじめ再委託届を委託先より入手することになっている。また、第 3 項において、市は再委託を受ける者が著しく不適当であると認める時は、委託先に対して再委託の中止又は再委託者の変更を求めることができると定められている。	平成 22 年度の契約から、受託人より再委託届を受領しております。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	本委託業務については警備に関して再委託を行っているが、その再委託業務に関して再委託届を入手していない。再委託内容が契約内容に対し妥当であり、契約条項第 5 条に抵触しないかを確認するために、委託業務について再委託が行われる場合には再委託届を入手すべきである。		
第 13 3(2) ②	平和公園配水塔管理委託について 備品の帰属・管理について 本随意契約においては変更契約が 1 回行われているが、これは平成 22 年度から本委託業務の委託先が変わることに伴い、従来、委託先が負担していた平和公園配水塔管理人室の備品を市が引き取るための費用 241 千円を追加的に支出したためとのことである。 委託業務で使用する備品については、業務と一体的な性質を有していると考えられることから、原則的には市が購入し、委託先に賃貸すべきと考える。また、本委託業務については業務内容ごとに費用が見積られているが、委託先が追加で備品を購入することが当初から予定される場合には、契約額に備品購入費を含めておき、取得した備品の所有権は市に帰属させ、通常の市の備品と同様に物品関係内訳書等を作成し、備品の取得や委託先からの受領について管理を行うべきである。	備品については、原則市が購入して設置することとし、備品台帳を整備して管理します。	措置済
第 13 3(2) ③	平和公園配水塔管理委託について 随意契約について 本委託業務については、事業を総合的に把握し、スムーズな連絡及び対応が必要であり、事業全体に精通し、事業 PR 等の総合的な対応が可能である先として上記の委託先と 1 者随意契約している。 しかし、本委託業務は入場者の案内等や設備の保守警備業務であり業務内容については民間事業者でも実施可能である。また、事業 PR についても、市との連携により民間事業者でも可能であると考えられる。 したがって、本委託業務については民間事業者でも実施可能と考えられることから、契約にあたり競争入札によることも可能であるとする。	平成 22 年度から、一般競争入札を行っております。	措置済
第 13 3(2) ④	平和公園配水塔管理委託について 予定価格について 予定価格は契約額の判断基準となるものであり、契約をしようとする者から徴取した見積書の見積金額の妥当性の判断材料となるものである。	平成 22 年度から、複数の者から見積りを徴取し、次年度契約の予定価格を算出しております。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	本随意契約における予定価格については、1 者随意契約を前提として契約をしようとする者の平均人件費を基礎として積算しているが、契約をしようとする者が多種多様な業務を行っている場合、業務の専門性によって人件費単価は変動することが多いと考えられるが、上述の積算方法では業務の難易度や専門性も織り込まれず、単純に平均人件費により算出された予定価格は見積書の見積金額の妥当性の判断材料として十分な機能を果たさないことになる。また、積算における間接費・一般管理費の割合についても契約をしようとする者からの参考見積りに基づいており、経済性の観点からは、2 者以上の者から参考見積りを入手する等によって、業務内容に応じた予定価格を積算すべきであると考ええる。		
第 13 5(2) ①	春日井浄水場排水処理設備運転委託について 再委託届の未入手について 業務を委託する場合、当該業者であるからこそ委託している面もあり、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託する場合、市が想定した業務水準が満たされないおそれがある。また、委託業務の全部又は大部分が一括して第三者に再委託されるのであれば、当初よりその再委託先と契約することで、委託先との管理業務に関するコストを削減することも期待できる。 業務の再委託については契約条項第 5 条において再委託の制限等が定められており、第 2 項において、市は委託業務の一部を他人に請け負わせるときは、あらかじめ再委託届を委託先より入手することになっている。また、第 3 項において、市は再委託を受ける者が著しく不適當であると認める時は、委託先に対して再委託の中止又は再委託者の変更を求めることができると定められている。 本委託業務については再委託業務に関して再委託届を入手しておらず、再委託内容が契約内容に対し妥当であり、契約条項第 5 条に抵触しないかを確認するために、委託業務について再委託が行われる場合には再委託届を入手すべきである。	平成 22 年度の契約から、受託人より再委託届を受領しております。	措置済
第 13 5(2) ②	春日井浄水場排水処理設備運転委託について 随意契約について 本委託業務については、設備の構成部品が汎用性のない特殊製品が多く、設備の運転・保守に関し、機器製作者の有する独自の技	次期設備更新時には、更新後の設備の運転・管理を含めた契約方法等の対応を検討します。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	術を必要とすることから、設備を製作・設置した業者の関係会社であり維持管理会社である上記の委託先と 1 者随意契約を締結している。 その一方で、設備については部分的に更新が行われており、その更新については一般競争入札により業者を決定しているとのことである。現在、この更新についても上記委託先が落札しているが、一般競争入札によって更新業者を決定しているのであれば、本委託業務の委託先とは異なる事業者が設備の更新について落札する可能性もある。その場合、更新後の設備についても特殊性があるならば、更新後の設備については更新後の設備の運転・管理業者が必要になり、更新前後の設備が併存する期間は設備の運転・管理が 1 つの事業者では行えないことになってしまう。 したがって、設備の更新にあたっては、設備の更新そのものだけでなく、更新後の設備の運転・管理を含めた対応を検討しておく必要がある。		
第 13 6(2) ①	大治浄水場排水処理設備運転業務委託について 随意契約について 本委託業務については、設備の構成機器の大部分が汎用性のない特殊製品が多く、設備の運転・保守に関し、機器製作業者の有する独自の技術を必要とすることから、設備を製作した業者の保守・点検・修理を担当する上記の委託先と 1 者随意契約を締結している。 その一方で、設備については部分的に更新が行われており、その更新については一般競争入札により業者を決定しているとのことである。現在、この更新についても上記委託先が落札しているが、一般競争入札によって更新業者を決定しているのであれば、本委託業務の委託先とは異なる事業者が設備の更新について落札する可能性もある。その場合、更新後の設備についても特殊性があるならば、更新後の設備については更新後の設備の運転・保全業者が必要になり、更新前後の設備が併存する期間は設備の運転・保全が 1 つの事業者では行えないことになってしまう。 したがって、設備の更新にあたっては、設備の更新そのものだけでなく、更新後の設備の運転・管理を含めた対応を検討しておく必要がある。	次期設備更新時には、更新後の設備の運転・管理を含めた契約方法等の対応を検討します。	措置済
第 13	道路区域標保全関連業務委託について		

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
7(2) ①	予定価格について（業務面） 予定価格の算定にあたって、「区域標作成調査図作成工 A」、「区域標作成調査図作成工 B」及び「保全関連調整業務」の 3 種の業務に分けて金額が積算されている。前者 2 業務の積算においては、直接経費及び作業員別のべ日数に基づいた積算がなされている一方、後者の保全関連調整業務については、係員 1 人/年、嘱託 2 人/年という形式で積算されている。すなわち、保全関連調整業務については、職員 3 名が当該委託業務専業となることを前提とした積算が行われている。業務量が量的基準で測定できる業務委託については、本来、業務工数に基づいて算定されるべきである。特定の人数の人件費をそのまま積算するのは、受付業務等、性質上人員を常設しておくことが必須である業務に限られるものと考えられる。以上より、当該業務の性質と積算方法が整合していないものと考えられる。 今後は、当該業務の積算方法を変更することが必要であると考えられる。たとえば、業務工数を見積もる形式に変更する、あるいは単価契約とすることを検討する等の改善が考えられる。	3 種の業務のうち「区域標作成調査図作成工 A」、「区域標作成調査図作成工 B」の 2 種については、作業環境等を整備し、測量業者による対応を可能とすることにより、平成 23 年度から単価契約（一般競争入札）を行っております。 「保全関連調整業務」については、測量に関わる局職員の技能継承を図るため、職員自らの管理業務とし、委託を廃止しました。	措置済
第 13 7(2) ②	道路区域標保全関連業務委託について 予定価格について（経費面） 諸経費として上乗せされている金額は、設計業務等標準積算基準に基づいて算定されている。具体的には、基準書別表に掲げられた諸経費率（直接測量費の金額により段階的に 44.9%～79.8%の間で設定されている）を直接測量費に乗じて計算されている。 国の基準に基づいて経費を積算するという方法は、一つの客観的手法として選択しうるものではあるため、当該方法そのものが否定されるべきものではないものの、当該数値を無条件に適用することには問題がある。当該基準はあくまで価格算定の標準として作成されたものであり、各市がこれを用いるにあたっては、契約毎の独自仕様や地域性等を検討し、その妥当性についての心証を得てから適用すべきである。特に、当該積算のように、単純に直接測量費に対して比率を乗じるようなケースでは、計算がシンプルである一方その数的根拠が判明しづらいため、その積算金額が妥当なのかどうかを判断することが難しい。しかし、公費の執行を担う担当部署に	平成 23 年度から「区域標作成調査図作成工 A」、「区域標作成調査図作成工 B」について単価契約を行っていることにより、区域標保全に係る測量業務として、名古屋市上下水道局委託設計積算基準測量業務委託編の諸経費率を適用しております。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	は、その妥当性を独自に検証し、市税が、必要な業務に適正な金額で投入されていることを内外の第三者に説明する責務がある。 そのためには、当該業務の実態をよく知る担当部署が、その事情を踏まえて独自に積算し、その計算結果を、当該基準で計算された結果と照合することで、当該基準が妥当であることを確かめることが必要である。独自の積算を行うために必要な情報収集の具体例としては、以下の方法が考えられる。 1) 委託先の公表する財務諸表を分析することにより、直接費／間接費比率や一般管理費率を算出し、当該比率と委託費積算時に採用した比率と比較する。(財)水道サービスのよう、同一委託先に対する委託事業が複数ある場合には、当該委託事業をすべて合算して当該分析を行うことも考えられる。 2) 過去の直接費／間接費比率・一般管理費率や、一般管理費の具体的内容を委託先にアンケート・ヒアリングする。 3) 公表されている類似業種の決算書等（有価証券報告書、中小企業実態基本調査等）から標準的な一般管理費の科目内訳や構成比率についての情報を得る。 4) 外郭団体等であり、内部資料の提出を求めることが可能な場合には、委託先から当該事業に係る経費の内訳を入手する。 以上のプロセスを経ることによって、市独自の基準を作成することができれば、より妥当な積算を行うことができるものと考えられる。		
第 13 9(2) ①	下水道未整備区域に関する調査業務委託について 事業の性質と評価の必要性について 前述の通り、当該業務は地権者または市民との対面交渉により、下水道布設のために市民を説得し、立会及び布設の承諾を得るという内容であり、交渉力や経験の差によって、その成果が大きく左右される業務である。また、営利目的の営業とも異なり公共性が高いため、むしろ市が直営で実施すべき業務であり、業務委託を行うにしても、市民に対し公平な立場で実施されるべきものであると考えられる。そのため、一般の民間企業に対し、競争入札をかけることが必ずしも望ましいとは言えない性質の業務であると考えられる。	完了にあたっての報告書につきましては、案件ごと（地区ごと）に目標及び達成度を把握できるような報告様式にすることを考えております。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	むしろ、市が直営で実施すべき業務であるとも考えられるが、業務委託をするにしても、随意契約で継続される可能性の高い業務である。 随意契約を継続し、説明しやすい効率化の方法である競争入札化を行わないとする場合、市側の説明責任はより重くなると考えられる。また、直営で実施すべきではないかという反論に対しても、委託による当該方法が適していることを客観的に説明できることが必要であるものと考えられ、委託の妥当性を説明できない限り、安易に外部委託すべきものではないと考えられる。 そこで、業務成果をより厳密に評価し、随意契約の妥当性を説明できるようにしておくことが不可欠であると考えられる。 現在、この業務については調査、立会及び承諾実績が報告されており、おおむね設計通りの成果が出ているものと推測される。 しかし、このような実績件数の報告のみでは、調査立会が計画通り実施されたことは判明するものの、本来対象案件に対しての目標を達成できたかどうか不明確であり、上記の報告は評価可能性の観点からは不十分ではないかと考えられる。 今後は、完了にあたっての報告書を、業務の評価に役立つ形式に変更することが望ましいのではないかと考えられる。たとえば、案件ごとに目標設定し、達成度を把握するような報告様式にすることを検討することが望まれる。		
第 13 11(2) ①	露橋水処理センター始め 4 事業所工事監理業務委託について 事業の性質と評価の必要性について 当該業務の監理技術者は、全員が 60 歳以上の市職員OBである。その理由として、民間業者の工事を発注者の立場で監理するという業務の性質上、公共性が高く、本来は市の業務そのものであり、業務委託を行うにしても、業者に対し公平な立場で実施されるべきものだからであると推測される。そのため、一般の民間企業に対し、競争入札をかけることにはなじまない性質の業務であると考えられる。そのため、来年度以降も随意契約で業務委託が継続されることが決定しているとのことである。 随意契約を継続し、競争入札という比較的説明責任の果たしやすい効率化の方法をとら	平成 23 年度契約より、契約理由に、「公益性が高い業務であり、当局の品質管理、工程管理及び安全管理などの基準に精通している唯一の団体である」という点を明記することにより、委託による当該方法が効率的であることを客観的に説明できるよう改善しました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考																	
	ないとする場合、市側の説明責任はより重くなると考えられる。また、直営で実施すべきではないかという反論に対しても、委託による当該方法が効率的であることを客観的に説明できることが必要であると考えられ、委託の妥当性を説明できない限り、安易に外部委託すべきものではないと考えられる。 そこで、業務成果をより厳密に評価し、随意契約の妥当性を説明できるようにしておくことが不可欠であると考えられる。 随意契約指名調書上における随意契約理由についても、以下の点を明記し、より実態に合った随意契約理由を説明することが望ましい。 1) 公共工事の監理という業務の性質上公益性が高いため、本来市が実施すべき業務であるところ、業務の関係上委託せざるを得ないこと。そのため、一般の民間企業に委託することにはなじまない業務であること。 2) 外郭団体に委託することで、市が直営で実施するよりも安く実施できること。 3) 同業務の経験が豊富な市の上下水道局職員OBが業務に従事することにより直営で実施する場合と同等の品質が保たれること。																			
第 13 12(2) ①	埋設管引き抜き工法の調査業務委託について 予定価格について 当該業務の予定価格は、委託先である水道サービスから入手した見積書に基づいて設定している。当該予定価格表の内容は以下のとおりである。 <table><tr><td>内訳</td><td>計算根拠</td><td>金額(円)</td></tr><tr><td>引き抜き工事費</td><td>20 件分</td><td rowspan="5">(注) 予定価格非公表のため、価格表示を省略。</td></tr><tr><td>人件費</td><td>調査研究</td></tr><tr><td>諸経費</td><td></td></tr><tr><td>経費合計</td><td></td></tr><tr><td>消費税</td><td></td></tr><tr><td>総計</td><td></td><td></td></tr></table> 現状では、上記のように、大雑把な予定価格表となっており、見積もりの根拠が判明しづらい内容となっている。 当該業務は、研究開発的な要素の強い内容であるため、一般の業務委託のように、客観的な基準に基づいた時間単価を設定し、経験に基づいた工数を積み上げて設計書を作成す	内訳	計算根拠	金額(円)	引き抜き工事費	20 件分	(注) 予定価格非公表のため、価格表示を省略。	人件費	調査研究	諸経費		経費合計		消費税		総計			平成 22 年度の業務委託から、研究開発的な要素の強い業務委託であっても、数量根拠を記した見積書を入手しています。	措置済
内訳	計算根拠	金額(円)																		
引き抜き工事費	20 件分	(注) 予定価格非公表のため、価格表示を省略。																		
人件費	調査研究																			
諸経費																				
経費合計																				
消費税																				
総計																				

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考												
	ることは難しいと考えられる。そうだと も、予定価格の積算自体は、単価及び工数に 基づいて実施されるべきものであると考えら れる。たとえ客観的な単価や工数が不明であ ったとしても見積そのものの構成要素につい ては、できる限り細かく入手しておくことが 望まれる。なぜなら、業務終了後に、成果を 評価することで、当該単価の妥当性を事後的 に検証し、翌年度以降、より適正な単価を設 定することに資することができるからであ る。 このように客観的価格が見積もりにくい業 務においても、見積書入手に当たっては、そ の価格積算の根拠となる単価及び工数の明記 を求めるようにしていくことが望まれる。 将来の成果が不確定であるものの、成功した 場合には多数の工数削減が見込まれる業務に ついては、将来投資の観点から特別に価値を 見出し、多少高めの価格設定が認められるケ ースも考えられる。ただし、その際には市民 に対し、できる限り客観的な将来計画を設定 すると共に、現状の支出内容を誠実に説明で きるようにするべきであり、より高い説明責 任が求められることを付記しておきたい。														
第 13 15(2) ①	下水道台帳システム・オペレーション業務委 託及び下水道台帳更新オペレーション業務委 託について 業者の統一について 平成 21 年度においては下水道台帳システ ム・オペレーション業務委託と下水道台帳更 新オペレーション業務委託をそれぞれ別々の 業者に委託している。しかし、両業務委託と もに名古屋市下水道台帳管理システムに入力 を行う業務である。両業務の相違は以下との ことである。 <table border="1"> <tr> <th>業者名</th><th colspan="3">特有の業務</th></tr> <tr> <td>ホンダロ ジコム(株)</td><td>入 力内 容の 点検</td><td>道 路 管 理 セ ン ター へのデ ータの 提供</td><td>デー タの変 換</td></tr> <tr> <td>(株)オオバ</td><td colspan="3">各事務所から下水道工 事の図面・図書受取</td></tr> </table>	業者名	特有の業務			ホンダロ ジコム(株)	入 力内 容の 点検	道 路 管 理 セ ン ター へのデ ータの 提供	デー タの変 換	(株)オオバ	各事務所から下水道工 事の図面・図書受取			業者の統一については、業 務内容の洗い出しを行い、二 つの業務を下水道台帳図面管 理運用業務委託に一本化し平 成 23 年度より一般競争入札に しました。	措置済
業者名	特有の業務														
ホンダロ ジコム(株)	入 力内 容の 点検	道 路 管 理 セ ン ター へのデ ータの 提供	デー タの変 換												
(株)オオバ	各事務所から下水道工 事の図面・図書受取														

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ただ、どの業務についても互いが業務実施不可能と呼べるほどの難易度をもつものではない。そのため、業務を分割して発注している現状は妥当ではないと言える。 名古屋市上下水道局としては、平成 23 年の一般競争入札実施に向けて現在取り組んでおり、当該取り組みが実現できるよう業務内容の洗い出しが適時に完了することを期待する。		
第 13 21(2) ①	宝神リサイクルセンター管理委託について 予定と実績との比較について 当該委託業務の予定価格は、社団法人日本下水道協会の「下水道施設維持管理積算要領」に準拠して積算されている。しかし、実際の業務に従事した人数の実績値の把握を含め、コスト削減の余地がないか検討すべきと考える。	実際の業務従事人員について精査し、要領の適用方法について検討します。	措置済
第 13 22(2) ①	露橋水処理センター始め 6 箇所管理等委託について 予定と実績との比較について 当該委託業務の予定価格は、社団法人日本下水道協会の「下水道施設維持管理積算要領」に準拠して積算されている。しかし、実際の業務に従事した人数の実績値の把握を含め、コスト削減の余地がないか検討すべきと考える。	実際の業務従事人員について精査し、要領の適用方法について検討します。	措置済
第 13 25(2) ①	山崎汚泥処理場管理委託について 委託の必要性について 当該委託業務の対象である山崎汚泥処理場の管理は、平成 20 年度までは上下水道局が直営で実施してきたが、平成 21 年度より(財)水道サービスに外部委託された。当該業務の外部委託については、上下水道局の中期経営計画「みずプラン 22」にも掲げられている。市の担当者にヒアリングしたところ、名古屋市の汚泥処理場は、これまで局直営にて運用管理してきたが、団塊の世代の退職やその不補充などにより、一層の効率的な維持管理が必要になったことから外部委託に切り替えたものである。 また、外部委託の効果についてヒアリングしたところ、委託後の品質が低下していないことを検証するため、市は汚泥処理電力原単位などの業務評価指標の経年比較を行っているとのことであった。当該業務評価指標によれば、委託後も委託前と同等以上の品質が保たれていると思われる。	汚泥処理電力原単位などの業務評価指標の経年比較等、今後も費用対効果の検証を継続していきます。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	市が直営から外部委託に切り替えた理由は納得できるものである。また、品質について外部委託の効果を検証しようと努めていることも評価できる。しかし、373 百万円もの多額な委託契約を新規に締結する場合など、一定金額以上の外部委託については費用対効果の検証を継続すべきと考える。		
第 13 25(2) ②	山崎汚泥処理場管理委託について 随意契約について 当該委託業務は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号による随意契約である。随意契約の理由は以下のとおりである。 当局では、水処理センターで発生した汚泥を 3 箇所の汚泥処理場にて集約処理を行っている。この集約処理の処理状況の良否が、全ての水処理センターの水処理状況に影響するため、従来から水処理施設と汚泥処理施設を一体的に運営してきた。 本委託にあたっては、こうした一体的運営のために、当局各公所等との密接な連絡調整が不可欠であり、施設管理等の豊富な経験が必要である。 財団法人水道サービスは、長年当局の補完・代行機関として下水道事業と密接にかかわる事業を行ってきており、連絡調整能力に優れ、施設の管理経験も豊富であることから当局の代行として確実な一体的運営が可能で高い信頼性を有すると考えられるため、本件委託先として推薦するものである。 （出典：指名調書） 上記理由のほか、トラブル発生時の対応について考慮すると、(財)水道サービスが適切であるとのことであった。(財)水道サービスに市職員を派遣し技術に移転してきたことも踏まえると、確かに委託先とすることに一定の合理性があると思われる。しかし、汚泥の集約処理業務を円滑に実施できる業者が他にいないかどうか検討の余地が残るとと思われる。	汚泥の集約処理の業務は随意契約が適切と考えますが、同様の処理をしている他都市の状況についても把握に努めます。	措置済
第 13 25(2) ③	山崎汚泥処理場管理委託について 予定と実績との比較について 当該委託業務の予定価格は、社団法人日本下水道協会の「下水道施設維持管理積算要領」に基づいて積算されている。しかし、実	実際の業務従事人員について精査し、要領の適用方法について検討します。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	際の業務に従事した人数の実績値の把握を含め、コスト削減の余地がないか検討すべきと考える。		
第 13 26(2) ②	名古屋市上下水道局中村ビル及び旧中村業務所庁舎管理について 予定価格について 予定価格は、当該委託先から見積書を入手し、これに基づき積算が行われている。予定価格は、契約金額の妥当性の基準となるものであり、経済性の観点から十分な検討を行う必要がある。これに対して、当該委託業務においては、委託先から入手した見積書を前期比較し異常な増減がないことを確認するに留まっており、予定価格の検討としては不十分である。見積書の内訳を入手し、その内容を他の契約内容、局の基準等と比較することなどや、業務内容は一般的なものであることから、他の業者から参考見積もりを入手し比較をすることにより、予定価格を十分検討すべきであったといえる。	本件契約については、平成 22 年度から更新せず、業務は当局による直営で実施しています。	措置済
第 13 28(2) ①	普通式各戸メータ検定満期取替業務委託（単価契約）について 随意契約理由について 当該委託契約は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号のその性質又は目的が競争入札に適しないものとして、随意契約が締結されている。その具体的な理由として、指名調書には以下のように記載されている。 「本市給水条例第 7 条は、給水装置工事は本市指定給水装置工事事業者（以下「給水装置工事事業者」という。）が施工すると定められている。これにより、検定満期による水道メータの取替業務についても、メータ回りの設備工事や各戸メータの新設取付工事といった屋内給水工事に精通した給水装置工事事業者が施工することが妥当である。 指定工事店組合は、給水区域内の給水装置工事事業者の約半数(344 事業者(平成 21 年 3 月現在))が加入しており、集合住宅で集中的に施行するメータ取替え作業や、それに伴う不測の事態に対しても機動的に対応できる体制を備えている。 また、当該業務の施工範囲は給水区域全域にわたるうえ、メータの取替え作	本業務は、取替日時の調整や作業への立ち会いのお願い、給水装置の故障が発生しないような作業の遂行が必要であり、局からの指導だけではなく、その場面における適切な判断が重要になります。この点において、名古屋市指定水道工事店協同組合は自主的な勉強会を開催するなど、組合員同士のネットワークによって技術力や接遇面の向上に努めています。また仮にトラブルが発生した際には組合員と連帯してトラブルへの対処を行うことになるため責任を持った業務執行が可能であるほか、他の事業者に対しても周知徹底を図ることができるため、同様のトラブル発生を防ぐことが可能になります。 さらに、当該組合は本業務に関する必要な事務手続きを一括して行っており、これらの経費が含まれたものが委託料となっています。指定給水	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	業は当局施工と同等な質的均一性を確保しつつ検定有効期間の満了前に確実に施行しなければならないため、16 営業所のすべてにおいてきめ細やかな連絡を取り合いながら、当該業務を迅速かつ確実に遂行できるのは、給水区域全域にわたって組合員を擁する指定工事店組合以外にはないと考えられる。」 確かに、業務量を考慮すると、個々の指定事業者が一括して市業務全体を受託することは困難と考えられるが、市全体ではなく複数の地域に分割すれば個々の指定事業者でも業務を遂行することが可能であるはずである。また、検定満期となり交換の対象となるメータは、設置した日付から数量、設置場所、種類等についてあらかじめ決まっているものであり、不測の事態が発生しうる余地はなく、計画的に期限までに実施することはそれほど困難なものとは思われない。さらに 16 営業所のすべてときめ細やかな連絡を取り合いとあるが、地域別に分割すればその地域の業務を受託した指定事業者はその地域内の少数の営業所と連絡を取れば足りることとなると考えられる。 これに対して、局は委託する業務量が少ない現状では頻度や場所の偏在から、地域別に分割して施行させることは諸経費率の上昇につながり、それに伴って設計単価も上昇するため、市全体で業務を委託する方が設計単価を抑えることができると考えているとのことであった。しかしながら、現在、指定工事店組合が受託し、これを組合員が業務を実施していることは、組合員は現在の市全体の業務委託で算定された設計単価から、指定工事店組合分の経費を控除した額を受領している。それならば、分割して競争入札とした場合、設計単価が上昇するとしても、指定事業者が現在受領している単価で入札するのであれば、少なくとも指定工事店組合の経費分は低下すると考えられ、さらに競争性が働き、より低い金額となることも期待できるのではないか。 技術面として、名古屋市直営部分との質的均一性を求めているが、局によれば、取替日時の調整や作業立会のお願い等のお客さまとの交渉を含めたもののことであるが、この	工事事業者との直接契約とした場合についても、この手続き等にかかる経費は必要となるものと考えられます。 本市では、平成 20 年度から一部のメータ取替を外部委託とし始めたところです。このため、指定給水工事事業者へのノウハウ移転のための期間が必要であり、現在は名古屋市指定水道工事店協同組合との契約が最適であると考えています。将来的には競争性の導入も含め検討していきます。	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	点において指定工事店組合の組合員である指定事業者とその他の指定事業者との間にそれほどほどの差異があるとは思われない。業務の実施に際して、お客様との交渉にあたり注意すべきことを仕様書に含めることや、実際に口頭で伝えるなどすれば足りると考える。また技術面でも、給水装置の高機能化が進んだことによって、メータ取替に起因する給水装置の故障などのトラブルが多発しており、このトラブル防止も重要であるが、この点について、市は水道メータの取替業務により発生するトラブル及びその対処法について高度なノウハウを保有しているはずであり、これを業者に提供することに対応が可能と考える。 当該委託業務について、京都市、岡山市では入札により業者選定していることから、名古屋市中においても入札で業者選定ができないとする理由は乏しく、1 者随意契約とせず、競争性のある業者選定をすることが適当と思われる。		
第 13 30(2) ①	小学校直結給水実施業務委託について 随意契約について 当該業務委託契約は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号により随意契約が締結されている。当該業務を実施する要件として、1) 指定給水装置工事事業者であること、2) 当該地域の皆様の協力が不可欠であるため、普段よりも地元に着目した施工を行っていることが求められること、3) 授業や学校行事への影響を最小限とするため、設計から施工までを一括して実施すること、4) 上下水道局以外の教育委員会、住宅都市局との対応が必要になることが挙げられており、指定工事店組合は、地元に着目した多数の工事事業者を市内全域にわたり組合員として抱えており、組合員は本市の給水区域の地域的な特徴や地理的な状況を熟知し、その技術力が高く地元の諸事情に精通していること、施工場所が複数で、他行政区にまたがるうえ、限られた期間内で施工する必要がある当該業務に対し、一括した委託が可能であるのは、当該事業者のみとしている。 まず、指定事業者であることの要件についてであるが、指定工事店組合でなくともその構成員や指定工事店組合に加入していない指定事業者は多数存在している。 次に、普段より地元に着目した施工を行っていることが求められるとしているが、その	本業務は、直結給水の普及という当局の方針に基づいて、当局が所管していない施設（小学校）に対する施工を行うという特殊なものです。小学校への影響を最小限に抑えることを前提として、当局の方針を踏まえて設計から施工までの業務を円滑に執行するためには、技術力の高い指定給水工事事業者による必要があります。名古屋市指定水道工事店協同組合は、普段から当局事業への積極的な協力があり、また設計から施工まで精通した指定給水工事事業者の選定が可能です。 これらの点から名古屋市指定水道工事店協同組合との契約が最適であると判断しましたが、今後については検討してまいります。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	根拠が不明である。工事を行うことにより生じる断水等の告知を適切に行うことができる業者であれば、特に問題はないと考えられる。地域社会からの信頼が必要だとしても、多くの市民は指定事業者と信頼関係を構築できるほどの接点はなく、特に指定工事店組合が他の業者と比較して信頼されているとは考えにくい。 そして、設計から施工まで一括して実施することが挙げられているが、大型の商業施設やオフィスの設計、施工を行っている業者が存在することから、指定工事店組合の他にも実施可能な業者は存在しないとはいえない。 加えて、上下水道局とは別に、他に関連する教育委員会、住宅都市局との対応が求められることから、他の事業と比較すると特殊性があるとしているが、これに関しても指定工事店組合が、他の指定事業者に対する優位性は特に見いだせない。もし、他局との調整が必要な場合には、上下水道局が調整を行うことで足りる上に、上下水道局が他局と委託先の状況を理解できる点でむしろ望ましいと考える。 さらに、施工場所が複数かつ他の行政区にまたがっており、一括して委託できるのは指定工事店組合のみとしているが、施工内容が同じというだけで異なる施工場所を同じ業者がすべて実施しなければならない理由はない。一括して契約を行わずに、小学校ごとに分けて委託することが可能であり、指定工事店組合のみが実施可能とすることは適切ではない。 以上のように、随意契約としなければならない理由が希薄であり、業務を分割することにより指定工事店組合ではなく指定事業者を選定することが可能であることから、今後、同様な委託を行う際には、競争性のある業者選定をすべきである。		
第 13 30(2) ②	小学校直結給水実施業務委託について 予定価格について 予定価格は、契約金額の妥当性の基準となるものであり、経済性について十分検討する必要がある。これに対して、当該委託契約において委託先から単独の参考見積もりを入手し、これに基づき予定価格を作成しているのみであり、経済性に検討が十分行われていない。他の業者の参考見積もりを入手すること	予定価格の作成については、今後発注の際に複数の見積もりを入手するなど、予定価格について十分に検討していきます。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	や積算を行うなどして契約金額の妥当性の検討し使用しうる予定価格を算定することが必要である。		
第 13 31(2) ①	中村栄 4 丁目付近他臭気調査業務委託について 予定価格の根拠について 予定価格は契約金額の妥当性の指標となるものであり、経済性を考慮し合理的に算定する必要がある。当該委託業務においては、平成 18 年度に実施した調査時の設計工数(単位当たり)を基礎に、実態に合うように変更して予定価格を設計しているとのことであるが、元々の設計工数の妥当性を示すものも、実態に合うように変更したとする資料もなく、平成 21 年度の予定価格が合理性を説明しうるものを確認することができなかった。 過去の予定価格を基礎に当年度の予定価格を設計するのであれば、過去の予定価格の根拠となるものと当年度にこれを変更する若しくは変更しないことの妥当性を示すものを記録として残しておくことが、当年度の予定価格の妥当性を説明することのみならず翌年度の以降の予定価格の設計においても有益であると考え。今後は、予定価格の設計の妥当性が説明できるように、その根拠となる資料を残しておくべきである。	平成 23 年度の設計分から複数業者の見積もりを参考に予定価格を決定しています。	措置済

平成 23 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

交通局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 14 5(2) ①	バス運行総合情報システム車載機脱着等について 再委託の承認について 本委託業務の契約約款第 2 条の 2 第 3 項において、乙（委託先）は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲（市）の承諾を得なければならないとされている。 本委託業務においては、委託先より下請負届の提出が行われているが、承諾は口頭のみによっており、書面による通知が行われていない。再委託内容が契約内容に対し妥当であり、契約約款第 2 条の 2 に抵触しないかの確認を確実にするために、再委託の承諾の記録を残すべきである。	再委託の承認については、平成 22 年 12 月 28 日に新車購入に伴うバス運行総合情報システム車載機の脱着等の契約から、下請負届に対する再委託の承諾を口頭から承諾書に改めました。	措置済
第 14 6(2) ①	バス運行総合情報システムの保守点検整備について 再委託の承認について 本委託業務の契約約款第 2 条の 2 第 3 項において、乙（委託先）は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲（市）の承諾を得なければならないとされている。 本委託業務においては、委託先より下請負届の提出が行われているが、承諾は口頭のみによっており、書面による通知が行われていない。再委託内容が契約内容に対し妥当であり、契約約款第 2 条の 2 に抵触しないかの確認を確実にするために、再委託の承諾の記録を残すべきである。	再委託の承認については、平成 23 年度のバス運行総合情報システムの保守点検整備契約から、下請負届に対する再委託の承諾を口頭から承諾書に改めました。	措置済
第 14 7(2) ①	猪高営業所の車両整備委託（年契）について 随意契約について 本委託業務については地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に相当）により随意契約としており、業者の選定理由については、過去の実績及び在籍車両の多くが日野自動車により製造された車両であるためとしている。 しかし、緑営業所において他のディーラ	車両整備業者が新たに営業所における業務を請け負うためには、車両整備業務にかかる認証取得、整備士の確保・教育等の準備期間として少なくとも 6 ヶ月程度を必要としますが、平成 23 年 2 月の監査公表後に実施した平成 23 年度猪高営業所車両整備委託にかかる契約事務にお	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	一が同様の業務を行っていること、過去に他の事業者が同様の業務を行っていたことを考えると、必ずしもその性質又は目的が競争入札に適しないとはいえないと考える。したがって、本委託業務については競争入札の必要性を検討する必要があると考える。 なお、当該委託業務については競争入札とすることが適切であると考え、仮に随意契約とする場合にも、②に述べるように経済性を追求すべきである。	いて、当該期間を確保したうえで競争入札をした場合、平成 23 年度当初から業務委託を開始することができなくなることから、予定価格について経済性を追求した上で、引き続き随意契約を行いました。	
第 14 8(2) ①	緑営業所の車両整備委託について 随意契約について 本委託業務については地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に相当）により随意契約としており、業者の選定理由については、過去の実績及び在籍車両の多くが日産ディーゼルトラックにより製造された車両であるためとしている。 しかし、猪高営業所において他のディーラーが同様の業務を行っていること、過去に他の事業者が同様の業務を行っていたことを考えると、必ずしもその性質又は目的が競争入札に適しないとはいえない。したがって、本委託業務については競争入札の必要性を検討する必要があると考える。 なお、当該委託業務については競争入札とすることが適切であると考え、仮に随意契約とする場合にも、②に述べるように経済性を追求すべきである。	車両整備業者が新たに営業所における業務を請け負うためには、車両整備業務にかかる認証取得、整備士の確保・教育等の準備期間として少なくとも 6 ヶ月程度を必要としますが、平成 23 年 2 月の監査公表後に実施した平成 23 年度緑営業所車両整備委託にかかる契約事務において、当該期間を確保したうえで競争入札をした場合、平成 23 年度当初から業務委託を開始することができなくなることから、予定価格について経済性を追求した上で、引き続き随意契約を行いました。	措置済
第 14 18(2) ①	市営交通資料センターの運営管理業等委託について 契約について 平成 21 年度の委託業務について、契約に必要な承認が採られておらず契約書が作成されていない。前年度の契約書には、契約の自動延長の規定が盛り込まれており、これをもって契約書が作成されていないと考えられるが、長期継続契約の承認もなされておらず不当である。また、契約事務手続要綱第 56 条では、随意契約の締結にあたっては、その理由を十分に整理しておかなければならないとされるが、その承認の過程も明らかでない。	平成 23 年度の市営交通資料センターの運営管理業等委託契約をするにあたっては、契約審査会で随意契約の理由を明確にして審議を経た上で、業者を選定し、契約を締結しました。	措置済
第 14 18(2) ②	市営交通資料センターの運営管理業等委託について 予定価格について	平成 23 年度の市営交通資料	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	名古屋市交通局契約規程第 24 条の 2 で予定価格の作成が定められているが、当該契約に関して予定価格が作成されておらず、委託先から見積書を入手しその金額で契約している。適切な予定価格を設定することにより、契約金額の経済性を担保できるものであり、委託先からの見積もりしか入手できない場合であってもその金額の合理性を検討し、予定価格を設定すべきである。	センターの運営管理業等委託契約については、業務量を検証し、それに応じた設計金額による予定価格調書を作成しました。	
第 14 20(2) ①	市バス・地下鉄テレホンセンター運營業務委託について オペレータ研修費について 当該委託業務の予定価格は、オペレータ研修費を含んで積算されている。当該研修費は、委託先が新規オペレータを雇用した場合の研修コストを 2 名分負担するものである。 しかし、業務の運用上必要な人材の確保に関しては、受託会社が責任を持つべきものであり、交通局として外部人材に対する研修費を負担する必要はないと考える。	オペレータ研修費については、平成 23 年度の市バス・地下鉄テレホンセンター運營業務委託契約から、受託会社が負担するよう改めました。	措置済
第 14 23(2) ①	駅務機器点検整備委託について 競争性向上のための施策について 平成 21 年度においては、名古屋市が保有する券売機等の全機種を一括して保守ができ、故障発生時の対応について十分な保守体制があることを理由として、(株)交通エンジニアリングと随意契約を締結している。 しかし、全機種一括しての保守という点を随意契約の理由とすることには問題がある。当該委託業務においては名古屋市交通局が設置している機器すべてに関するシミュレータを保有することが保守のために必要不可欠であるが、当該シミュレータの調達コストが予定価格の中に織り込まれている（直接物品費・機器損料）。当該シミュレータが調達できれば他の業者においても業務を実施できるため、随意契約を締結する理由とすべきではない。 また、今後同様の契約を締結するにあたっては、リース料を補填するのであれば競争性向上の施策として、名古屋市が直接業務上必要な最低限度の機器等を購入もしくはリースにより調達し、貸与する方式を検討すべきである。 平成 22 年度の契約は上記方式が取られ、一般競争入札が実施されているが、他の契約に関しても必要機器の調達がネックとな	競争性向上のための施策については、平成 22 年度の同点検整備委託契約から、交通局が設置している機器すべてに関するシミュレータを交通局の保有とし、当該シミュレータを貸与する方式を取り、一般競争入札を実施しました。 なお、必要機器の調達がネックとなる案件等は他にありません。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考																				
	る案件等に関しては上記方式等による競争性の向上のための施策をより一層検討することが必要である。																						
第 14 23(2) ②	駅務機器点検整備委託について 研修費等の予定価格について 当該委託業務の予定価格には、定期点検費用の直接人件費の中に研修費等が織り込まれている。当該研修費等の内容は、駅務機器の特殊性を考慮し技術力を向上させるための研修、ミーティング、特別点検用の費用である。その平成 21 年度の実際作業時間は以下のとおりとのことであった。 <table><tr><td>区分</td><td>技 術 研修</td><td>ミーティ ング</td><td>特 別 点検</td><td>合計</td></tr><tr><td>延べ時間・人</td><td>416</td><td>2,030</td><td>260</td><td>2,706</td></tr></table> 一方、交通局の積算方法に基づく予定価格は、以下のように計算されている。 <table><tr><td colspan="2">研修費等＝一部の直接人件費〔（定期検査＋故障修理）の歩掛り分〕×一定率</td></tr></table> 上記の実際作業時間に対して予定価格算出時に採用した単価を乗じて推定の実際コストを算出するとともに、名古屋市が想定した予定価格との比較を行った。 <table><tr><td>予定/実際</td><td>金額</td></tr><tr><td>交通局想定予定価格</td><td>約 25 百万円</td></tr><tr><td>実績時間に基づくコスト推定額</td><td>約 8 百万円</td></tr><tr><td>差額</td><td>約 17 百万円</td></tr></table> 予定価格と実際コストの間には、約 17 百万円の差が生じていた。実際発生コストは交通局想定約 3 割でしかなかった。当該相違に関しては合理的な説明のつく範囲内の差ではなく、予定価格には見直しの余地が大きいものと判断される。	区分	技 術 研修	ミーティ ング	特 別 点検	合計	延べ時間・人	416	2,030	260	2,706	研修費等＝一部の直接人件費〔（定期検査＋故障修理）の歩掛り分〕×一定率		予定/実際	金額	交通局想定予定価格	約 25 百万円	実績時間に基づくコスト推定額	約 8 百万円	差額	約 17 百万円	研修費等の予定価格については、平成 23 年度の駅務機器点検整備委託契約の積算から実績の作業時間による算出にするよう改めました。	措置済
区分	技 術 研修	ミーティ ング	特 別 点検	合計																			
延べ時間・人	416	2,030	260	2,706																			
研修費等＝一部の直接人件費〔（定期検査＋故障修理）の歩掛り分〕×一定率																							
予定/実際	金額																						
交通局想定予定価格	約 25 百万円																						
実績時間に基づくコスト推定額	約 8 百万円																						
差額	約 17 百万円																						

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 14 25(2) ①	ガイドウェイバス運賃精算事務受委託について 契約審査会の審議について 「名古屋市交通局契約規程」、「名古屋市交通局契約審査会設置要領」及び「事務連絡 平成 18 年 4 月 3 日」によれば、交通局では少額随意契約以外の随意契約における業者選定について審議することとされている。しかし、当該委託業務に関しては、他の業者では業務の履行が不可能との判断に基づき、契約審査会の審議を経ないまま契約が締結されていた。 契約審査会の審議を経ずに各課で判断することは、規程の趣旨に反しており、問題がある。	ガイドウェイ運賃精算事務受委託については、実質的には負担金支払いの協定であり、平成 23 年度の契約から実態に即した契約形態となるように改めました。	措置済

平成 23 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

病院局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 15 3(2) ①	西部医療センター城北病院におけるボイラー等の運転・維持管理業務の委託 随意契約の妥当性について 当該病院は昭和 45 年に現在地に移転した後、数度の増改築によりボイラーや空調の配管等が複雑なものになっており、平成 9 年に市直営から愛知県ビルメンテナンス協同組合への委託に変更した際には、引継ぎに半年程を要した。以後、病院設備の故障時には迅速な対応が求められるため、病院業務の内容及び院内における配管等の場所、各種設備の取扱方法等を熟知している必要があるとして、同協同組合との 1 者随意契約が継続してきた。 本来であれば、市直営の段階で設備の図面や業務マニュアル等の整備が行われ、配管等が複雑であっても、通常の技術を有する業者であれば実施可能な業務として競争入札により業者選定が行うことが可能であったはずであるが、市直営の段階での業務マニュアル等の整備はなされていなかったため、複雑な配管等に対処できるのは実際に委託業務を実施している同協同組合のみとなっている。 また、委託開始直後には業務マニュアル等は存在しなかったとしても、委託業務の中に設備の図面、業務マニュアル等の整備を含めることにより、市がこれら入手することは可能であったと考えられる。その場合、配管等の複雑性を理由に 1 者随意契約を継続する必要性はなかったはずである。 当該病院は平成 23 年に新病院が開院するのに伴い廃止されるため、当該指摘事項への対応は意味がないが、今後は、競争入札とすべき業務が、設備の図面、業務マニュアル等が整備されていないためを随意契約とされることが無いように、業務マニュアル等の整備行う必要がある。	西部医療センター城北病院におけるボイラー等の運転・維持管理業務の委託につきましては、西部医療センター城北病院が、平成 23 年 5 月 1 日に新病院である西部医療センターへ移転することとともない、契約が終了しました。 西部医療センターにおける施設管理業務の委託につきましては、競争入札を行うとともに、現在は当該委託業務において業務マニュアル等の作成も併せて依頼しています。	措置済
第 15 3(2)	西部医療センター城北病院におけるボイラー等の運転・維持管理業務の委託		

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
②	予定価格について 当該委託業務においては、運転・維持管理の対象となる設備に変更がないことを理由に前年度の契約金額がそのまま予定価格とされており、平成 21 年度の予定価格について経済性の検討が十分なされたとはいえない。仮に当該病院の配管等の複雑性のため、委託先を変更することは現実的ではないとしても、委託先から詳細な見積書入手し、競争入札で委託業者を選定している他の市立病院の工数単価等と比較することが可能であったことから、これらを利用して予定価格の妥当性を検討する必要があると考えた。	西部医療センター城北病院におけるボイラー等の運転・維持管理業務の委託につきましては、西部医療センター城北病院が、平成 23 年 5 月 1 日に新病院である西部医療センターへ移転することにもない、契約が終了しました。 なお、今後市立病院における当該契約に際しましては、必要経費の積算を行うなど、妥当な予定価格の設定をしてまいります。	措置済
第 15 4(2) ②	市立病院における消防用設備等点検業務委託について 予定価格について 予定価格は、前年度契約金額、委託契約先からの見積書に基づき作成されており、前年度と変更がない点を確認しているのみで、予定価格の妥当性の検討が十分なされていない。 一者による随意契約である場合であっても、業者からの見積もりをそのまま予定価格とせず、工数単価、工数の検討等を行い、予定価格について経済性を十分検討すべきであった。特に、工数単価は 6,001 円/工数と相対的に高く、その金額の内訳、根拠を入手し、妥当性を十分吟味すべきものであったと考える。	市立病院における消防用設備等点検業務委託につきましては、平成 22 年度の契約から、予定価格を業者からの見積りによらず、国の基準により積算を行い設定するよう改善いたしました。	措置済
第 15 5(2) ①	東部医療センター東市民病院における病院情報システム保守業務委託について 予定価格について 平成 21 年度の予定価格は、業務内容に変更がないため、前年度の契約金額をそのまま予定価格としている。当該委託業務は病院情報システムの保守等であり、その特殊性を考慮するとシステムの設置業者と随意契約を締結するのはやむを得ないが、随意契約であるため予定価格を適切に設定することにより、不当な契約金額とならないようにする必要がある。 現状では、予定価格を前年度契約金額と同額にして、予定価格の妥当性について特に検討されていないため、保守業者も同額の見積書を提出すればその金額で契約が締結されてしまう。この場合、業者からの見積もりが通常よりも高額であった場合であ	東部医療センター東市民病院における病院情報システム保守業務委託につきましては、平成 23 年度の契約より、予定価格を前年度契約実績とせず、他病院との比較を行って積算を行うように改善しました。 今後、システム導入時には、保守費用を含めて選定を行ってまいります。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	っても、そのまま契約金額となってしまうため適切ではない。 業者からは詳細な見積内訳を入手していることから、少なくともその内容を検討することや他の病院情報システムと見積内訳と比較するなどして検討をすべきであった。なお、平成 22 年度からは総務局にシステムの専門員を配置し、システム関連の契約内容を検討することが実施され、契約金額の見直しがなされている。 当該システムのように設置後、特殊性のため保守業務を設置業者もしくはその系列業者と随意契約を締結せざる得ないケースには、システム等の導入時に保守費用を含めて業者選定をすることが適切である。実際に、今後導入される西部医療センター病院情報システムについては、総合評価方式で業者選定を行っているが、保守費用も点数化して評価に含めているとのことであり評価できるが、他のシステムの選定にも導入されるようにされたい。		

平成 21 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

住宅都市局

番号	指摘事項(監査結果)	措置状況	備考
第 5 3(1)	市営住宅等の家賃及び駐車場の債権の扱い 「税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例」に定められている延滞金の賦課及び免除の手続きに即した処理を行われたい。	【住宅管理課】 当該債権については、判例、他都市の例等から、私債権と解釈するのが妥当と判断しました。 これにより、公債権を対象とした「税外収入の延滞金の徴収に関する条例」(23.4.28 題名改正)の適用外となりました。また、督促状及び契約書の記載文言も訂正しました。	措置済

平成 20 年外部監査公表第 2 号関係分（平成 23 年 5 月 31 日現在の状況）

教育委員会事務局

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 3 章 第 3 12	高等学校非常勤講師の報酬 現在の「非常勤講師規程」に規定された報酬計算方法では実際に従事した授業時間数に応じた実額計算が行われないため、実額計算となるよう規程を改正し、適切な報酬を支給する必要がある。	授業及び授業に関わる業務に実際に従事した時間数に応じた報酬を支給するよう「名古屋市立高等学校非常勤講師等就業規定」を改正しました（平成 23 年 4 月 1 日実施）。	措置済

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成23年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認定対象区域

名古屋市昭和区御器所町字木市29番
名古屋市昭和区狭間町 4番 2及び14番 1
名古屋市昭和区木市町201番
名古屋市昭和区吹上一丁目702番
名古屋市千種区吹上一丁目701番
名古屋市千種区花田町三丁目58番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
（名古屋市役所西庁舎 2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日以外の日の午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除く。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸栄本店・栄ビル

名古屋市中区栄三丁目 301― 1 外47筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

設置者	代表者の氏名	
	変更前	変更後
(株)丸栄	代表取締役 江崎 美治洋	代表取締役 京極 修二

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

小売業者	代表者の氏名	
	変更前	変更後
(株)丸栄	代表取締役 江崎 美治洋	代表取締役 京極 修二

3 変更の日

平成23年 5月26日

4 変更した理由

代表取締役変更のため

5 届出の日

平成23年 7月11日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成23年 8月 2日から平成23年12月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成23年12月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエイ南ビル

名古屋市中区栄三丁目34番30号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

設置者	代表者の氏名	
	変更前	変更後
(株)丸栄	代表取締役 後藤 淳	代表取締役 京極 修二

3 変更の日

平成23年 5月26日

4 変更した理由

代表取締役変更のため

5 届出の日

平成23年 7月11日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成23年 8月 2日から平成23年12月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成23年12月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市人事委員会の人事異動

栢森 新治委員は、平成23年7月22日再任された。

諏訪 一夫委員長は、平成23年8月3日選挙された。

栢森 新治委員は、平成23年8月3日委員長の職務を代理するものとして指定された。